

日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク

PEPNet-Japan

The Postsecondary Education Programs Network of Japan

トピック別聴覚障害学生支援ガイド

PEPNet-Japan
TipSheet集

トピック別聴覚障害学生支援ガイド

PEPNet-Japan TipSheet 集

日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク

PEPNet-Japan

The Postsecondary Education Programs Network of Japan

はじめに

聴覚障害学生支援を担当する方々の間では、次のような問題が繰り返し挙げられています。

「聴覚障害学生からノートテイクをつけてほしいといわれたが、どうすればよいのかよく分からない」

「支援担当になり企画を立てて上司に提案するが、なかなか理解を得られず困っている」

「教員に対して聴覚障害学生が受講しているため配慮をしてほしいと文書を渡したが、理解されていないらしい」

「ゼミに聴覚障害学生が参加することになった。聞こえる学生と一緒に授業を進めなければならないが、どうすればいいか分からない」

「友達の聴覚障害学生に頼まれてノートテイクをやっているが、うまく書けない、方法が分からない」

このような「理解されない」「分からない」ことが、支援を進める過程で大なり小なり壁になっているようです。しかし、こういったケースへの対応事例はまだまだ蓄積されておらず、参考になる資料や専門書を探してみても、身近に入手できるものは十分ではありません。こうした現状をふまえ、聴覚障害学生支援を積極的に行ってきた大学・機関間のネットワークである日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（以下 PEPNet-Japan）では、高等教育支援に携わる人々の疑問に的確に応え、かつ手軽に利用できる資料を提供しよう考えました。そこで作成されたのが、1つのトピックに関する情報をA4裏表のシートにコンパクトにまとめ、1枚ずつ閲覧、配布ができる PEPNet-Japan TipSheet（チップシート）です。

TipSheet は、もともと聴覚障害学生支援の先進国であるアメリカで開発されました。全米の各大学に大して支援に関する情報提供や相談対応を行っている北東地区テクニカルアシスタントセンター（NETAC：ニータック（現：PEPNet-Northeast）、本部はニューヨーク州ロチェスター市のロチェスター工科大学内国立ろう工科大学（NTID））が、初めて聴覚障害学生支援を担当する大学教職員に必要な知識や情報を短時間で入手してもらえよう、一つひとつのトピックを1枚ずつのシートに収めた TipSheet を考案、作成しました。要望に応じて配布していった結果、各大学の教職員や支援コーディネーターは、必要な知識を習得するとともに、どのような支援体制を目指せばよいのかをイメージしやすくなり、全学的な支援体制の構築に向けて円滑にスタートを切ることができました。

PEPNet-Japan では、米国 NETAC のこうした成果を参考に、シートの形式や配布方法は NETAC のものを取り入れながら、トピックや内容は日本の現状に即したもので構成した、独自の「PEPNet-Japan TipSheet」の開発を進めてきました。開発した PEPNet-Japan TipSheet は全て、PEPNet-Japan のホームページから無料でダウンロードできます。

本書は、「必要な情報を選択して入手するシート形式だけでなく、幅広い情報を網羅した冊子がほしい」というご要望にお応えし、現在までに開発した21トピックを1冊にまとめた TipSheet の冊子版です。様々な問題に一度にお答えできるよう、見やすい「立場別活用法」や注釈を新たに加筆しました。多くの高等教育機関で聴覚障害学生支援の体制を充実していくため、ぜひご活用いただければ幸いです。

2008年10月

日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）事務局

TipSheet 活用の手引き ～TipSheet を効果的に活用するために～

PEPNet-Japan TipSheet (以下TipSheet) には、支援全般に関するもの、情報保障の方法、支援業務、支援体制に関するものなど、現在21の様々なトピックがあります。この中から、必要な人が必要なときに、必要な情報を手に入れるために、本書の活用方法をご紹介します。

◆知りたい情報を探す

まず、どんなことについて調べたいか、項目をピックアップしてみてください。

【目次から】

目次に掲載した TipSheet のタイトルと主な内容から、適切なものを選んでみてください。

【立場別活用方法から】

次ページに、教員、職員、聴覚障害学生本人など立場ごとの、参考 TipSheet を掲載しています。4ステップに分けて提示していますので、ご自身に合ったブロックを参照して下さい。別の立場の方に TipSheet を紹介する際の目安にもなります。

◆TipSheet を配布する

TipSheet は支援に携わる関係者どうしで新たな情報を共有したり、教職員や周りの学生の理解を促したりするのに有効です。本誌をコピーして、関係者へ配布することが可能です。

例えばこんな時に……

- ・ 支援担当者が聴覚障害学生への配慮事項を教員へ文書で通知する際、TipSheet も添付する
- ・ 聴覚障害学生が大学に支援を要求する際に資料として TipSheet を渡す
- ・ 新しい情報保障の方法を導入する際に、支援担当者や関係部署の職員で関係する TipSheet を一緒に読み概要を学ぶ
- ・ 障害学生支援について学ぶ教職員向け研修会で、資料として配布する
- ・ 教員が一般学生に対して聴覚障害に関する知識を伝え、理解を促すために授業で配布する

◆より詳細な関連情報を得るための手掛かりにする

TipSheet は必要最低限の情報をまとめたものですが、ここを始点としてより多くの具体的な詳細な情報にアクセスしていくことが可能です。各種マテリアルと組み合わせて活用して下さい。

例えば……

- ・ Q&A 方式でより簡潔な解説が読みたい →ウェブサイト「[聴覚障害学生支援 FAQ](#)」
- ・ 詳しい支援事例が知りたい →ウェブサイト「[はじめての聴覚障害学生支援講座](#)」
- ・ 前例の少ない支援事例やアイデアを参照したい →ウェブサイト「[実践事例アイデア集](#)」
- ・ 関連する書籍や資料を読みたい →ウェブサイト「[PEPNet-Japan 成果物一覧](#)」「[聴覚障害学生支援書籍紹介](#)」

日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク (PEPNet-Japan) <http://www.pepnet-j.org>

※TipSheet の著作権は PEPNet-Japan に帰属しています。本誌をコピーしたりインターネットからダウンロードしたものを印刷・配布していただくのは構いませんが、電子媒体での配布や、商用での利用はご遠慮いただきますようお願いいたします。

立場別活用法

支援担当職員

STEP1

- 聴覚障害学生支援に関する基本的な考え方を知る
→「①高等教育における聴覚障害学生支援」

STEP2

- 入学時に整えておくべき支援の内容を知る
→「⑮入学当初のサポート」
→「⑯学期初めのコーディネート業務」
- 聴覚障害学生が個々に異なる心理状態にあることを知る
→「⑱聴覚障害学生の心理的支援」

STEP3

- 具体的な支援の方法を知る⇒
支援の段階と情報保障者の健康管理について知る
→「⑥情報保障の手段」
→「⑦文字による支援方法」
→「⑧手書きのノートテイク その特徴と活用」
→「⑨パソコンノートテイク その特徴と活用」
→「⑩高等教育における手話通訳」
→「⑪手話通訳による支援」
→「⑬補聴援助システム」
→「⑳音声認識技術を用いた情報保障」
→「㉑通訳者の健康障害とその対応」
- 支援の全体像と自らの役割を知る
→「⑭聴覚障害学生支援における
コーディネート業務」

STEP4

- 聴覚障害学生支援の運営体制について考える
→「⑰障害学生支援の財源」
→「㉒支援体制の組織化のプロセス」

大学教員

STEP1

- 聴覚障害学生とのコミュニケーションや授業での配慮事項を知る
→「⑤聴覚障害教育におけるコミュニケーション方法」
→「⑲授業における教育的配慮」
- 聴覚障害学生が授業で使用する機器について知る
→「⑬補聴援助システム」

STEP2

- 聴覚障害学生に配慮が必要な理由について理解する
→「①高等教育における聴覚障害学生支援」
→「⑱聴覚障害学生の心理的支援」

STEP3

- 聴覚障害学生に必要な履修上の配慮について考える
→「⑮入学当初のサポート」
→「⑯学期初めのコーディネート業務」

聴覚障害学生

STEP1

- 自らの障害についての知識を得る
 - 「③聴覚障害」
 - 「⑤聴覚障害教育におけるコミュニケーション方法」
- わが国における聴覚障害学生支援の現状を知る
 - 「②聴覚障害学生支援の全国的状況」

STEP2

- 入学時に要望する支援の内容について知る
 - 「⑮入学当初のサポート」

STEP3

- 支援の必要性を理解し、他者に説明するための知識を得る
 - 「①高等教育における聴覚障害学生支援」
- 授業に必要な支援とその利用方法についての知識を得る
 - 「⑯学期初めのコーディネート業務」

STEP4

- さまざまな支援手段を知り、自分のニーズを確認する
 - 「⑥情報保障の手段」→「⑦文字による支援方法」
 - 「⑧手書きのノートテイク その特徴と活用」
 - 「⑨パソコンノートテイク その特徴と活用」
 - 「⑩高等教育における手話通」
 - 「⑪手話通訳による支援」→「⑬補聴援助システム」
 - 「⑳音声認識技術を用いた情報保障」

支援学生

STEP1

- 聴覚障害学生が支援を必要とする理由を理解する
 - 「①高等教育における聴覚障害学生支援」

STEP2

- さまざまな支援の方法について知る
 - 「⑥情報保障の手段」
- 文字による支援の方法について知る
 - 「⑦文字による支援方法」

STEP3

- 聴覚障害学生のニーズにあわせた支援の方法を知る
 - 「⑧手書きのノートテイク その特徴と活用」
 - 「⑨パソコンノートテイク その特徴と活用」
 - 「⑩高等教育における手話通訳」
 - 「⑪手話通訳による支援」

STEP4

- 情報保障者の健康について理解し、自己管理できる
 - 「⑫通訳者の健康障害とその対応」

保護者

STEP1

- 聴覚障害学生が使用しているコミュニケーション手段とこれまでの教育環境について整理する
 - 「④聴覚障害幼児・児童・生徒を囲む教育環境」
 - 「⑤聴覚障害教育におけるコミュニケーション方法」

STEP2

- 聴覚障害学生の障害をきちんと説明するための知識を得る
 - 「③聴覚障害」

STEP3

- わが国における聴覚障害学生支援の現状を知る
 - 「②聴覚障害学生支援の全国的状況」

STEP4

- 高等教育段階での聴覚障害学生の心理について学ぶ
 - 「⑱聴覚障害学生の心理的支援」

目次

はじめに	P. 3
TipSheet 活用の手引き	P. 5
立場別活用法	P. 6
目次	P. 8
① 高等教育における聴覚障害学生支援（白澤麻弓）	P.10
聴覚障害学生支援の必要性／聴覚障害学生の感じる困難／情報保障の手段／授業保障の担い手	
② 聴覚障害学生支援の全国的状況（白澤麻弓）	P.13
聴覚障害学生の在籍状況／聴覚障害学生に対する支援の現状／全学的支援体制の整備状況	
③ 聴覚障害（大沼直紀）	P.16
聞こえのしくみと難聴／外耳／中耳／伝音難聴／感音難聴／混合難聴と老人性難聴／ 子どもの難聴とおとなの難聴	
④ 聴覚障害幼児・児童・生徒を困む教育環境（根本匡文）	P.19
障害の早期発見と教育の開始／幼稚園段階の教育環境／小学校段階の教育環境／ 中学校段階の教育環境／高等学校段階の教育環境／障害とニーズの多様性	
⑤ 聴覚障害教育におけるコミュニケーション方法（太田富雄）	P.22
聴覚障害教育におけるコミュニケーション方法／聴覚口話法／キュード・スピーチ／手話	
⑥ 情報保障の手段（岩田吉生）	P.25
様々な情報保障の手段／文字による支援方法／手話通訳／その他の様々な情報保障の手段	
⑦ 文字による支援方法（三好茂樹）	P.28
文字による支援とは？／ノートテイク／OHPを用いた手書き要約筆記／パソコンノートテイク／ 速記による支援／音声認識による支援／遠隔地での支援	
⑧ 手書きのノートテイク その特徴と活用（太田晴康）	P.31
ノートテイクの目的／手書きによるノートテイクの特徴／ノートテイクの評価	
⑨ パソコンノートテイク その特徴と活用（太田晴康）	P.34
文字による適切な配慮／1人要約入力と連係入力／ノートテイクの評価	
⑩ 高等教育における手話通訳（事務局）	P.37
手話とは／手話通訳とは／手話通訳を利用した授業／よりよい情報保障を行うために	
⑪ 手話通訳による支援（事務局）	P.40
手話通訳者の確保／支援の実際	
⑫ 通訳者の健康障害とその対応（埜田和史）	P.43
頸肩腕障害とは／手話通訳における頸肩腕障害問題の経過／ なぜ手話通訳者は頸肩腕障害になりやすいのか／手話通訳者の健康を守るための注意事項	

⑬	補聴援助システム（立入哉）	P.46
	「補聴援助システム」とは？／「補聴援助システム」の効果とは？／「FM 補聴システム」とは？／ 「FM 補聴システム」の種類／「FM 補聴システム」の使用上の配慮事項／その他の補聴援助システム	
⑭	聴覚障害学生支援におけるコーディネート業務（土橋恵美子・倉谷慶子・中島亜紀子）	P.49
	コーディネートの業務／コーディネーターの設置形態／外部機関によるコーディネート／ 学生支援グループによるコーディネート／コーディネーターに求められる資質と条件	
⑮	入学当初のサポート（土橋恵美子・倉谷慶子・中島亜紀子）	P.52
	入学決定後のサポートの流れ／入学前の打ち合わせ／履修に関する配慮／ 入学式での情報保障／オリエンテーション／配慮の依頼	
⑯	学期初めのコーディネート業務（事務局）	P.55
	教員による配慮や環境整備／情報保障支援の準備／授業開始後のコーディネート／ 支援担当者の留意事項	
⑰	障害学生支援の財源について（金澤貴之）	P.58
	公的な財源／支援体制の立ち上げに必要なこと／個人予算を充当することの是非／ 競争的研究資金の活用	
⑱	聴覚障害学生の心理的支援（吉川あゆみ）	P.61
	さまざまな聴覚障害学生／支援がもたらす心理的葛藤／心理的葛藤から主体性形成へ／ 各段階に応じた支援／全段階を通じた支援	
⑲	授業における教育的配慮（石原保志）	P.64
	聴覚障害学生への情報保障の意義／一般的な留意事項／授業における留意事項	
⑳	音声認識技術を用いた情報保障（三好茂樹）	P.67
	音声認識とは？／音声認識技術を使った情報保障の手段／音声認識技術を用いた情報保障システム／ 現状と問題点／情報保障における音声認識技術の今後	
㉑	支援体制の組織化のプロセス（岩田吉生）	P.70
	全学的な支援を行う意義と必要性／支援体制の組織／予算／支援体制立ち上げの流れ	
	PEPNet-Japan とは	P.73

1

高等教育における聴覚障害学生支援

白澤 麻弓（しらすまゆみ） 筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター 准教授

聴覚障害学生支援の必要性

聴覚に障害のある学生が大学などの高等教育機関で学ぶ際、通常の音声によって伝えられる授業の情報を受け取ることができないなどの困難が生じます。そのため、多くの聴覚障害学生が、大学や短期大学での授業を振り返って、以下のような感想を残しています。

「先生方が一方的に話をする大学の授業では、わからないのが当たり前でした。特に教科書を用いない授業では、何の勉強をしているのかさえもわからず、ただ先生の様子を眺めているしかありませんでした。中でも、授業の中で、教室がドッと笑いに包み込まれる時間が一番苦痛でした。みんなが楽しそうに笑っているのに、自分だけ何のこともかわからずに下を向いている、この時の独りとり残されたような寂しさ。自分も聞こえる学生と同じように授業を聞きたい、何度もそう思っていました。」

このことは、多くの聴覚障害学生にとって、高等教育機関で行われる授業が支援なしにはわからないものであり、板書の文字やスライドなど数少ない手がかりを必死に追いかけている状態にあることを示しています。これが、小学校低学年レベルの授業であればどうでしょう？先生は重要なポイントをひとつひとつ丁寧に板書をし、児童の様子にあわせて、ゆっくりと話を進めることでしょう。このような授業であれば、聴覚障害児も何とか周りの状況についていくことができるかもしれません。しかし、そうした低学年の授業でさえ、周りの児童の発言や先生の説明の詳細は聞きとることができず、たとえ要点はわかっても必ずしもその場に参加できているとは言えないのです。ましてや高度な専門知識が伝達される高等教育機関の場合、聴覚障害学生が学習遂行上最低限必要な情報さえ得られない状況にあるのは想像に難くありません。

このような聴覚障害学生の状況に対して、ノートテイクや手話通訳などの手段を用い、授業を聞く権利、授業に参加する権利を保障する取り組みのことを「情報保障（講義保障）」と言います。本シートでは、情報保障をはじめ、聴覚障害学生が大学生活を送る上で必要な支援の内容とその考え方について説明します。

聴覚障害学生の感じる困難

まず、聴覚に障害のある学生が大学生活上感じやすい困難には、先述の授業における問題以外に以下のような内容が挙げられます。

●友達との会話に入れない

新しい友人と出会い、人間関係を広げることも大学生活上非常に重要な要素となりますが、友人同士の些細な会話に入らず、仲間作りが難しいことがあります。

●討議についていけない

学年が上がるにつれ、学生相互の意見交換が重要になりますが、こうした討議への参加が困難になります。

●連絡や放送がわからない

口頭による試験や休講の連絡、校内放送の内容がわからず、予定の変更などに気づかないことがあります。

●連絡が取れない

メールの普及によってかなり状況は改善されてきましたが、電話による音声会話が困難なため、間接的コミュニケーションによる連絡には不便さが残ります。

●非常時の情報が得られない

非常ベルの音や避難に関する情報が伝わらず、逃げ遅れたり危険にさらされたりすること

◆ノートテイクとは

授業中の音情報を手書き文字やパソコンのキーボード入力を用いて伝える方法のこと。

→参照 TipSheet

- ⑧手書きのノートテイク
その特徴と活用
- ⑨パソコンノートテイク
その特徴と活用

◆手話通訳とは

授業中の音情報を手話を用いて伝える方法のこと。

→参照 TipSheet

- ⑩高等教育における手話通訳

があります。

この中でも、はじめに述べた授業への参加の困難性は、大学生生活上最も大きな問題であり、聴覚障害学生支援の中でも中心の課題になっています。以下では、こうした授業場面における支援の方法について説明をしていきます。

情報保障の手段

「音声による情報理解が困難なため、授業で話されている内容がわからない。」このように聞くと、多くの方々が、ではスライドや資料などの視覚教材を増やせばよいだろうと思われるでしょう。また、これを補完するために「友人にノートを借りたり、授業中資料にない内容をメモしてもらうなどの方法をとればいいのか」と考えつかれるかもしれませんが。実際、授業担当の先生や同じ授業の参加者によるこのような支援は、聴覚障害学生にとって非常に役立つサポートのひとつです。ただ、残念ながらこのような方法だけでは、抜け落ちてしまう情報がたくさんあるのも事実なのです。

たとえば、先生のお話の中には、資料の中には載っていないようなわかりやすい例や、日常的な経験と結びつけた解説、雑談、たとえ話などさまざまな要素が含まれているものと思います。その中には、先生方の人間性や研究に対する姿勢に触れるようなお話があったりもするかもしれませんが。このようなお話を聞いて、専門分野の内容に興味をもち、これをきっかけに自分自身で勉強を進めるとというのが、授業のあり方のひとつなのではないかと思います。しかし、聴覚障害学生にとって視覚教材や友人による手助けだけでは、こうしたある意味重要な要素が伝わらないまま過ぎてしまうことも多いのです。聴覚障害学生の多くが、「内容を理解するだけなら、後でノートを借りればよい。けれどもそれだけでは自分が何のために大学に入学し、授業に出席しているのかわからない。」という意見を述べています。そこで、聴覚障害学生がこうした授業におけるたくさんの情報を他の学生と共有するためにも、先生方のお話やその他の音情報をリアルタイムに文字や手話に変える「情報保障者（講義保障者）」あるいは「通訳者」の存在が不可欠なのです。

このうち、手話を用いて行う方法を「手話通訳」といい、筆記による方法のうち、先生のお話を手書きでルーズリーフなどに記載していく手段を「ノートテイク」、同様の作業をパソコンで行う手段を「パソコンノートテイク」といいます。現在、高等教育機関における授業保障には、これら三つの手段が多く取り入れられています。

情報保障の担い手

では、このような授業保障は誰が担当するのがよいのでしょうか？ 大学にとって最も手軽な方法は、同じ授業に出席している友人にこうした保障を担ってもらおうという方法でしょう。けれども、先生のお話をもらさず伝えるという作業を担当していると、本来その学生が聞きたいと思っている部分に集中することができません。そのため、聴覚障害学生に対して情報を提供できたとしても、今度は保障を担当する学生の授業に参加する権利を奪ってしまう結果になります。ですから、聴覚障害学生に対する情報保障は、授業の参加者ではない第三者が担うのが一般的です。

それも、聴覚障害学生が自分でそうした人を見つけるのではなく、大学として人材を確保し、授業に配置していく必要があるでしょう。なぜなら毎日行われる授業において、誰にどの保障の手段を依頼するか考え、調整することは、聴覚障害学生にとって非常に大きな負担となります。人材の調整には時間がかかり精神的な苦勞も伴いますし、先生に配置の許可を事前に得ておくなど大変な作業です。授業に出るたびにその負担を負わせるのは平等ではないと考えるからです。

では、学部や事務が中心となってボランティアの学生を募り、授業に配置するという方法ではどうでしょうか？ あるいは、手話サークル等のボランティアサークルが中心となってこのような活動をするという方法も考えられるでしょう。中には、こうした学生同士の支え合いこそが重要であるという考え方もあるかもしれません。

→参照 TipSheet

⑥情報保障の手段

※パソコンを使った文字通訳は、パソコンノートテイクの他、パソコン要約筆記、パソコン通訳などとも呼ばれます。

本誌では、大学におけるパソコン文字通訳の特殊性を考慮して、大学における「パソコンノートテイク」と、一般的に講演会等で用いられる「パソコン要約筆記」を呼び分ける形をとりました。

確かに聴覚障害学生をとりまく学生達が、聞こえないという障害について理解し、必要なサポートを行っていくことは非常に重要です。しかし、手話通訳やノートテイク、パソコンノートテイクといった情報保障には、高度な技術と専門知識が必要で、そのような技術を持たない学生では十分な保障ができない場合も多くあるのが事実です。

また、このような学生同士の支え合いによる支援は、保障を受ける聴覚障害学生、保障を担当する学生の両者にとって、負担がかかりやすいという問題があります。聴覚障害学生にとっては、「もっと書いてほしい」などの要望があっても「助けてもらっている」という思いから、自分の気持ちを伝えることができなくなりますし、情報保障を担う学生にとっても、十分に伝えきれないことに対する不安から、保障を担うことが重荷になったりするためです。そこで、聴覚障害学生とまわりの学生との人間関係への配慮からも、専門性のある第三者を情報保障者として正式に授業に配置していくことが重要です。同時に、単に無償のボランティアではなく、技術に見合った報酬を支払うのも重要な大学としての責務のひとつです。

とはいえ、高等教育機関での情報保障には、非常に高度な専門性がともなうため、全国を見渡してもこれを担うことのできる人材が圧倒的に不足しているのも事実です。そのため、外部に人的資源を求めても、十分に必要な情報保障者を確保しきれないという問題も立ちはだかっています。また、予算の面からも専門的な情報保障者をすべての授業に配置することが可能な大学はまだまだ少ないかもしれません。そのため、最近ではこうした問題の解決策として、大学が主体となって情報保障の養成講座を開講し、ある程度の知識と技術を身につけた学生を授業に配置し、授業終了後一定の報酬を支給する形で情報保障を行う例も増えてきています。このような取り組みは、ある程度の技術を持った情報保障者を一定数確保できるという面で現時点でのひとつの解決策になると思います。ただし、この方法が聴覚障害学生が遺憾なくその力を発揮するための最善の方法かという点、そうとは言いえないでしょう。

聴覚障害学生支援先進国のアメリカでは、在籍する聴覚障害学生への支援のために手話通訳者を職員として雇用するのが一般的です。また、近年我が国でもこうした方法で専門性の高い保障を提供する大学も出てきています。すべての学生に対してきちんと伝わる授業を実施すること、これは、本来大学教員あるいは大学全体にとっての責務であるはずで、そう考えると、情報保障者の存在は、聴覚障害学生のためではなく、大学側がこの責務をまっとうするためのひとつの手段であると考えられます。ぜひ、大学の財産のひとつとして聴覚障害学生支援をとらえ、すべての学生が等しく学習できる環境作りを進めていただければ幸いです。

→参照 TipSheet

⑰障害学生支援の財源について

〈参考文献〉

「聴覚障害学生サポートネットワークの構築をめざして—2004~2006年度 アメリカ視察報告集」
日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク (PEPNet-Japan)

2

聴覚障害学生支援の全国的状況

白澤 麻弓 (しらすまゆみ) 筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター 准教授

はじめに

近年、高等教育機関における聴覚障害学生支援の広がりが顕著になってきました。大学・短期大学（以下、大学）がボランティアの学生を募集して講習会を開催し、ノートテイカーを養成・派遣する、そんな支援体制が全国的に広がりを見せています。また、学内に障害学生支援のための委員会が設置されることも珍しいものではなく、先駆的な大学では、聴覚障害学生支援のために手話通訳等の専門的スキルを持つ職員を専任で配置するなどの取り組みも行われています。

十数年前、筆者自身が聴覚障害学生支援に関わり始めたころは、まだ聴覚障害学生本人が友人を集めて手話やノートテイクの方法を教え、授業のサポートを依頼するのが常でした。ノートテイカーに謝金を支給しているごく一部の大学が、聴覚障害学生に優しい大学として注目されていた時代です。あれから十数年の月日を経て、高等教育機関における障害学生支援は大学による「公的保障」という新しいステージに足を踏み入れつつあります。

本稿では、変わりつつある聴覚障害学生支援の様相に焦点を当て、現在の到達点と課題について述べます。

高等教育機関における聴覚障害学生支援の現状

長い間、障害学生の高等教育については実態がつかめず、高等教育機関で学ぶ障害学生の数すら正確に把握されていない状況にありました。しかし、90年代中盤以降、毎年継続的に全国調査を行っている全国障害学生支援センター（旧：わかこま自立生活情報室）¹⁾に加え、2000年以降は国立大学協会²⁾、日本障害者高等教育支援センター³⁾などによる大規模な全国調査が実施され、断片的ではありますがその実態が浮かび上がってきています。最近では日本学生支援機構⁴⁾が国の行政機関としてはじめて障害学生の実態を把握したことが大きな話題にのぼっており、ようやく障害学生支援に社会的なスポットがあてられるようになってきたことがわかります。

ここでは、日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）が、筑波技術大学障害者高等教育研究支援センターの協力を得て実施した聴覚障害学生支援に関する全国調査⁵⁾の結果を中心に、聴覚障害学生支援の現状について述べることにします。

(1) 聴覚障害学生の在籍状況

前項に述べた複数の調査の結果、全国の大学の約50～60%に障害学生が、約30～40%に聴覚障害学生が在籍していることが明らかになっています。

各大学に在籍している聴覚障害学生数は、約8割の大学で1～3名となっており、逆に10人以上の聴覚障害学生を受け入れている大学は、全国でも6校とほんの一握りです。ここから、聴覚障害学生は全国の数多くの大学に点在して在籍している様子がうかがえます。

このように、聴覚障害学生が少数しかいない大学では、当該学生のニーズに応じて柔軟に対応できるという利点があります。しかし同時に、せっかく在籍する聴覚障害学生に対して支援体制を整備しても、当該学生が卒業してしまうと、それまでにつちかったノウハウや知識が消失してしまいやすいという問題もあります。実際、現在は聴覚障害学生が在籍していないという大学のうち、約10%が過去3年間には聴覚障害学生の在籍があったとしています。同時に現在聴覚障害学生を受け入れている大学のうち、約5%は調査年度に新たに聴覚障害学生を受け入れたと回答しています。これらの大学間で、十分に情報の交換が行われ、以前聴覚障害学生を受け入れていた大学から、新たに聴覚障害学生を受け入れた大学に必要なリソースが流れて

〈参考文献〉

- 1) 全国障害学生支援センター（1994～2005）大学案内障害者版、全国障害学生支援センター（旧：わかこま自立生活情報室）。
- 2) 国立大学協会（2001）国立大学における身体に障害を有する者への支援等に関する実態調査報告書。国立大学協会。
- 3) 日本障害者高等教育支援センター（2004）大学内の支援（サポート）組織に関するアンケート調査報告書。日本障害者高等教育支援センター。
- 4) 日本学生支援機構（2006）大学・短期大学・高等専門学校における障害学生の修学支援に関する実態調査報告書。
- 5) 白澤麻弓（2005）一般大学における聴覚障害学生支援の現状と課題～全国調査の結果から～。第2回「障害学生の高等教育国際会議」予稿集 pp. 9-10。
- 6) 白澤麻弓（2005）聴覚障害学生に対するサポート体制についての全国調査。http://www.pepnet-j.org。

本 TipSheet のうち、引用元を付記していないデータはすべて 5) 6) によるものです。

ゆけばいいのですが、現実的にはなかなかそのようにうまくはっていないようです。そのため今後は、一度聴覚障害学生を受け入れた大学は、この経験や知識を制度的な裏付けのある形でしっかりと大学に残していく必要があるでしょうし、こうしたノウハウを他大学と共有していく方法を検討していかなければならないでしょう。

(2) 聴覚障害学生に対する支援の現状

次に、在籍する聴覚障害学生に対して、大学側がどのような支援を行っているのかを見ていくことにします。まず、聴覚障害学生の授業受講に対する支援には、現在手書きによるノートテイクがもっとも広く用いられています。前述の複数の調査の結果では、聴覚障害学生を受け入れている大学のうち、約半数が何らかの形で大学が関与した形でノートテイクを行っているようです。学生ボランティアに対するノートテイク養成講座を実施している大学や、ノートテイクに対して謝金を支給している大学や、事務職員がノートテイクのコーディネートをやっている大学はいずれもノートテイクを行っている大学の4~6割になっていますが、この数は急激に増えている印象があります。また、手話通訳による支援、パソコンノートテイクによる支援は、それぞれ聴覚障害学生が在籍している大学の18.8%、13.6%とまだまだ多くはありませんが、これも今後増えてゆくことでしょう。

このほか、在籍している聴覚障害学生に対して行われている支援の内容には以下のようなものがあげられています。

表1 入学時の支援の内容

個別相談の実施	障害の程度の把握、入学した場合の対応についての相談、本人や出身高校・保護者との面談
学内への周知	学内に向けた障害を理解するための資料配布、授業担当教員への支援依頼
予算の確保	情報保障者への謝金、養成講座開講のための予算確保
オリエンテーション時の情報保障確保	パソコンノートテイク・手話通訳の配置、職員やチューターによる補助、教員による配慮
ボランティアの組織化	ノートテイク講座の開講、ボランティアセンターとの連携、ボランティア学生の組織化

表2 物的な支援の内容

消耗品の支給	ルーズリーフ、ペン、コピーカードの支給
補聴器貸与 補聴システム整備	FM補聴器・骨伝導補聴器・小型高性能補聴器の貸与 磁気ループシステムの導入
通信手段の確保	公衆FAXの設置、寮へのFAX設置、携帯用FAXの貸し出し、事務室でのFAX利用許可、メール連絡用パソコンの設置
視覚情報提示 機器の設置	字幕デコーダーの設置、OHC・プロジェクターの設置、非常用フラッシュライトの設置
情報保障支援	パソコンノートテイク用機材の貸与、音声認識システム、字幕作成ソフトの導入

表3 授業における支援の内容

教官への配慮依頼	座席の指定、資料の配付、板書、話し方、個別指導
相談体制の確立	学期ごとの個別面談、各教員への配慮依頼、個別相談支援、e-mailでのレポート指導、密接な連絡体制、支援室の設置
手話コミュニケーション環境の確保	手話のできる職員の配置、手話に関する授業の開講、手話サークルへの連絡、福祉専攻学生との交流会の実施
情報保障者の養成、スキルアップ	ノートテイク養成講座の開講（講義、集中講義、地域主催）、ボランティア学生の養成、技術向上

(3) 全学的支援体制の整備状況

最後に、全学的な支援体制の整備についてふれておきます。まず、障害学生支援委員会等といった、障害学生支援について全学的に協議・検討を行う委員会を有している大学の数は、全国の大学の6~10%程度に上っていて、最新の日本学生支援機構⁴⁾の調査では114校（回答校全

◆情報保障者とは

ノートテイクやパソコンノートテイク・手話通訳などの情報保障を担当する人。

→参照 TipSheet

⑬補聴援助システム

体の11.4%)に設置がなされているとの結果が出ています。この多くが、2000年以降に設置されたもので³⁵⁾、この数は年々加速度的に増えている感があります。

同様に障害学生支援のための専任スタッフの配置についても30校程度の報告があり⁴⁾、少ないながらも大学として本格的に障害学生支援に乗り出そうとする姿勢がかいま見られます。また、手話通訳や要約筆記等の資格を有する専任スタッフを学内に配置する取り組みも徐々に広がりつつあり、毎年数校ずつではありますが、確実にその数は増えてきています。さらに、欧米のように専任の情報保障者による保障を標準としている大学も現れており、今後はこのような専門的人材を整えた全学的な支援体制の提供がよりいっそう広がることが期待されます。

おわりに

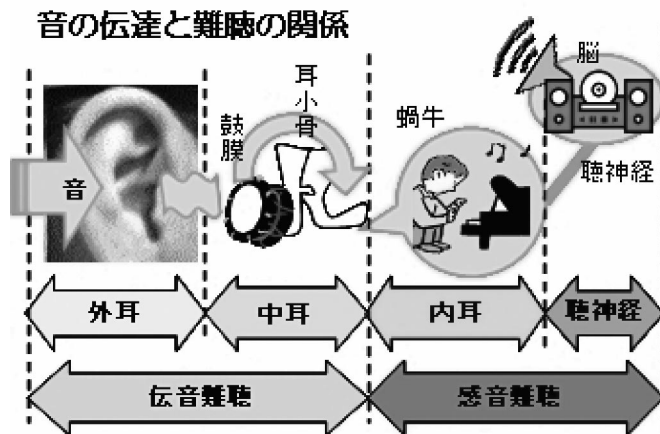
これまで、高等教育における聴覚障害学生支援については「公的保障実現」がひとつの大きな目標とされてきました。しかし、大学の手によるノートテイクの養成や派遣が全国的に普及しつつある今、単に授業に補助者を配置するだけでなく、その質の検証やより専門的なサービスの普及が強く望まれます。聴覚障害学生が受講するすべての授業において、ノートテイクを配置することは、現在の聴覚障害学生支援にとっては大きな目標のひとつかもしれません。しかし、それは単なる通過点に過ぎないことを肝に銘じなければいけないでしょう。聴覚障害学生の快適な大学生活のために、今よりもう一步進んだ支援を提供できるよう全国の大学が力を合わせてゆければと思います。

3 聴覚障害

大沼 直紀 (おおぬま なおき) 筑波技術大学 前学長

聞こえのしくみと難聴

(1) 外耳



わたしたちが通常「耳」と呼んでいるのは「耳介」のことで、耳の機構のほんの一部にすぎません。耳介は軟骨できていて、血管も脂肪層もあまりありません。寒さがきびしくこたえるのは、このせいです。また、耳介をよく見てみると、なぜこんなに不思議な形をしているのかと思いますが、音楽をイヤホンで聞くととき

や、補聴器を装用するときに耳介がないとたいへんです。

耳の穴と呼ばれる外耳道の奥行きは、おとなで約3センチメートルあり、まっすぐではなく少しS字型に曲がっています。直径は鉛筆の太さと同じくらいですが、半分ほどいったところであつたん狭くなっています。

外耳道の中には細かい毛が生えていて、これが、乾いた耳垢や皮膚のカスを外に運びだす働き(自浄作用)をしてくれています。外耳道の入口付近の軟骨は厚い皮膚で覆われていますが、奥の側頭骨との境には薄い皮膚があるだけですから、耳掃除のときには注意を要します。また、外耳道の入口からいったん狭くなるあたりの底部には、刺激するとセキが出る神経が通っています。綿棒を使ったりすると、反射的にセキが出るのはこのためです。

外耳道の奥は鼓膜に突き当たります。鼓膜は高さ9ミリ、幅8ミリほどの大きさの楕円形で、奥に向かって少しへこんだ凹状になっています。普通、向こう側が透けて見えるくらいの半透明で、真珠のような色をしています。厚さはティッシュペーパーほどで、3層になった比較的強い膜です。子どもの鼓膜は薄くて弾力があり、少しぐらい穴が開いても自然にふさがりますが、大人になるにつれて厚くて固いものとなり、穴が自然にふさがりやすくなるようになります。ここに述べた耳介から鼓膜までを、外耳と呼びます。鼓膜は外耳と、その奥の中耳とを分ける境界線となります。

(2) 中耳

中耳には人体の中でもっとも小さいといわれる、耳小骨という3つの骨があります。ツチ骨、キヌタ骨、アブミ骨と呼ばれるこの3つの骨は連鎖して、鼓膜から内耳との境である正円窓につながっています。そして、テコの作用をして圧力を高め、鼓膜のわずかな振動を中耳へと伝えるわけです。また、この耳小骨は、突然強い音が耳に入ったときに、そのショックで奥にある大事な内耳が破壊されないよう、弱音器の働きをして、安全弁の役割も果たしています。

中耳の下部と、鼻の後ろにあたる喉の上部とは、耳管という管でつながっていて、外の空気が中耳に通じるようにできています。耳管の働きがうまくいかないと、中耳内と空気圧とのバランスがくずれ、エレベーターの急激な昇降の際に体験するような耳の不快感を味わうことになります。

子どもの耳管は、短く太く、まっすぐ水平に通っているため、喉から中耳へ細菌が通って感染

症を起こしやすくなっています。一方、おとなの耳管は普段は閉じていて、セキやくシャミをしたときや、ものを飲み込んだときに開放されます。しかも、長く弓状に、下向きに傾斜して通っているので、中耳にたまった液の排出にも都合がよいのです。

(3) 伝音難聴

外耳から中耳まで音が運ばれてくる間の、聞こえのしくみをまとめてみると、まず、集音作用をするのは耳介です。また両方の耳介が音の方向の判断をしやすくしてくれます。外耳道を通る音には共鳴効果が加わって、2000～3000ヘルツにかけての高音域に自然の増幅効果が与えられます。

空気中を伝わってきた音の振動は、鼓膜に集められて「音響エネルギー」に変換されます。鼓膜までやってきた音響エネルギーは、中耳の耳小骨と呼ばれる3つの骨の連動により「機械エネルギー」に変換されます。そしてさらに、耳小骨の動きが内耳との境にある正円窓に伝わると、内耳のリンパ液に波動を生じさせます。ここで「機械エネルギー」を「水力エネルギー」に変換するわけです。ここまでの仕組みに障害が起こると音が聞こえにくくなります。耳垢が詰まって外耳道をふさいでしまったり鼓膜の動きが悪くなったりすると、音の物理的エネルギーが、途中で妨害を受けて伝わりにくくなってしまいますからです。これが「伝音難聴」です。伝音難聴のほとんどは医学的に治療が可能です。

(4) 感音難聴

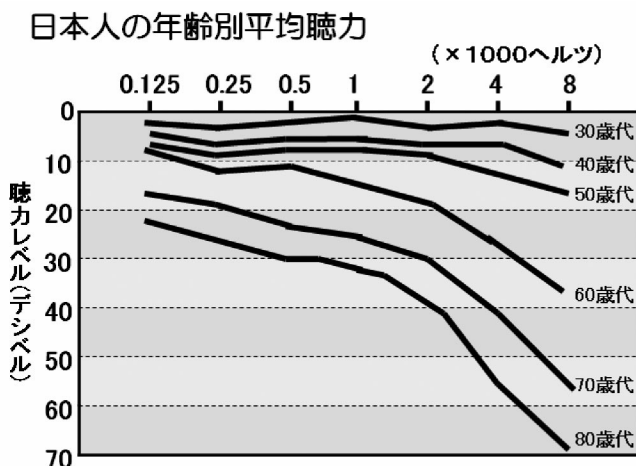
耳のもっと奥にある内耳や聴神経などの障害で聞こえなくなる難聴は、「感音難聴」と呼ばれ、医学的に治療が可能な「伝音難聴」とは区別されています。感音難聴は一般に、医学的な治療によって聴力を回復させることは困難で、治せない難聴といわれます。

内耳には蝸牛があります。カタツムリのように約3回転の螺旋形をした蝸牛は、大豆ほどの大きさで、渦巻きの管をのばすと3センチほどの長さになります。この管の中にはリンパ液が満たされていて、中耳に集められた音によって波動を生じます。蝸牛の内側にびっしりと並んだ有毛細胞はこの波動を感知して、電気的エネルギーに変換します。

音を分析する働きをも持つ有毛細胞は、よくピアノの鍵盤にたとえられます。しかし、ピアノには88個しかキーがありませんが、蝸牛には1万5000個以上のキーが並んでいます。ピアノでは7オクターブちょっとの周波数の範囲が弾けますが、蝸牛では、ピアノより1オクターブ低い音から2オクターブ高い音まで、有毛細胞のキーが割り当てられています。蝸牛の入口付近には非常に高い音を受け持つキーが並んでいて2万ヘルツもの高い周波数に反応するようにできています。奥の方にいくにつれて約20ヘルツまでの低い周波数の音を受け持ちます。

これら有毛細胞の先には4万本もの聴神経が電線のようにつながっていて、音の情報を脳に伝えます。音を受けとった脳は、それらを認識できるように処理し、意味のある言葉や音楽などとして理解するのです。内耳から脳までの道のりに障害があっても、音は聞こえにくくなります。伝音難聴は「音の損失」と言われるのに対し、感音難聴は「聴覚の損失」だといわれます。

(5) 混合難聴と老人性難聴



いわゆる老人性難聴は、耳から入った音が脳で理解されるまでの道筋のすべてに老化が始まって起こるものです。伝音難聴と感音難聴の両方にまたがったものを「混合難聴」といいますが、老人性難聴はどちらかといえば感音難聴に近いものの、混合難聴の特徴も合わせ持っています。年を

◆ヘルツ (Hz) とは

周波数を表す単位。数字が大きくなるほど音が高くなる。

とると鼓膜や耳小骨が固くなって動きが悪くなり、音の伝達効率が低下してきます。有毛細胞や聴神経の数も減り、大脳での音の情報を処理するスピードも遅くなります。老人性難聴では、聴覚器官の部分部分の不利はわずかであっても、聴覚経路を進むにつれて障害が蓄積されてしまい、音の感受性が相当悪くなってしまふという結果を招きます。

(6) 子どもの難聴とおとなの難聴

心身ともに発達中の子どもに聴覚障害が起こると、それが早い段階であればあるほど、言葉を話す能力や、理解力、表現力の発達が遅れるなどの学習、および性格形成にもかかわる精神的な影響が深刻なものとなります。重い難聴に比べて、軽度から中等度の子どもの難聴の発見は遅れることがあります。聞こえているように見えるし、言葉もとりあえず発達しているように見えるからです。しかし、音としては聞こえていても、意味を理解しにくいままの状態であったり、場合によっては音声の一部が聞こえないまま成長し、後になって言語発達の問題に気がつくこともあります。子どもの難聴が「言語を獲得することの障害」をもたらすのに対して、すでに言語を獲得しているおとなの難聴は「情報を獲得することの障害」であるといわれます。

おとなであれ子どもであれ、難聴は人とのコミュニケーションに障害をもたらすものですが、人生の途中で難聴になった人の悩みは、まず周囲からの音声情報が入りにくくなることです。相手の言っていることがわからない。みんなが知っていることを、自分だけ知らされなかった。そこで、もう一度言ってもらったり何が起こったのか尋ねてみる。しかし、聞き取りにくいので、また繰り返してもらふ。そして、なんとか理解したつもりでいたら、聞きまちがえていたらしく、とんちんかんな対応をしてしまった。このようなやりとりが続くうちに、相手もうんざりしてしまうのです。難聴者にとってやりきれないのは、聞こえないことそのものより、話が通じないと、相手にやっかいな人間だと思われ、コミュニケーションが閉ざされてしまうことなのです。

4

聴覚障害幼児・児童・生徒を困む教育環境

根本 匡文（ねもと まさふみ） 筑波技術大学 名誉教授

障害の早期発見と教育の開始

現在の日本では、新生児聴覚スクリーニング検査が行われるようになり、子どもが生まれた直後に聴覚の異常の有無が調べられるようになってきました。今の時点で高等教育機関に進学してくる聴覚障害者の場合には、そこまで早期ではありませんが、ゼロ歳代、1歳代に障害が発見され、補聴器の装用、両親への援助などの教育的な働きかけが開始されたケースが半数を超えています。

障害が発見された直後の子どもの教育は、聾学校での教育相談や就学前教育、難聴幼児通園施設、病院、クリニック、障害児療育センターなどのさまざまな場で行われてきました。いずれの機関でも、単に子どもに補聴器を装用させるだけでなく、発達初期における親子関係を重視し、親が子どもの障害を受け入れ、親子の間や子ども集団の中での豊かなコミュニケーションを確立し、遊びを中心とした生活全体を通して全人的な発達が進んでいくように指導が進められています。

幼稚園段階の教育環境

幼稚園段階になると、多くの聴覚障害児は聾学校幼稚部で教育を受けることとなります。一部の子どもは難聴幼児通園施設に通います。聾学校で教育を受けた場合でも、聴こえる子どもとの交流を図るために、1週間に1日程度を一般の幼稚園や保育所で過ごす経験をしたケースが多くあります。

現在は幼児の段階から手話を取り入れる教育機関が増えてきましたが、以前はほとんどの場合、子どもが補聴器を使いながら話し言葉の口形や表情を読み取り、発音発語ができるように指導する聴覚口話法という方法がとられてきました。従って、現在の青年期の聴覚障害者の中で聾学校の経験がない人の場合には、補聴器を使って音を聞き取り、不明瞭ながらも話すことはできても、手話をほとんど使うことができないという人が多くいます。

小学校段階の教育環境

聾学校幼稚部で教育を受けた子どもが小学校段階に進む場合、そのまま聾学校小学部に入ると、通常の小学校に変わる場合があります。後者をインテグレーションといっています。難聴幼児通園施設や幼稚園・保育所のみで過ごした子どもの場合はほとんどが通常の小学校に入ります。

聾学校小学部では、聴覚障害児一人一人のニーズに配慮しながらきめ細かな学習指導がなされます。ただ、聾学校に在籍する児童の数は次第に少なくなってきており、1学級の構成員が1人あるいは数人というところが大部分です。そうすると、友人関係が固定される、競争心や協調心が生まれにくい、学習が児童の能力レベルに止まってしまって高められない、学校にいる時間の多くが教員と児童の1対1になり息が詰まる、伸び伸びとした子どもらしさや社会性が育たない、といった弊害が起きてくるおそれがあります。

小学校に入学する聴覚障害児の教育環境は次に示すようにさまざまです。

- 固定制の難聴学級があって、ある程度の数の聴覚障害児の集団が構成され、教科指導やその他の多くの教育活動が児童のニーズに添った形で進められる。
- 国語や算数などの主要教科は難聴学級で学習し、その他の教科は通常の学級で聴こえる子どもと共に授業を受ける。
- 通常の学級に在籍して聴こえる子どもと共に授業を受け、1週間に数時間、自分の学校、他の小学校、聾学校などに設けられている通級指導教室に通って、補聴器の活用、発音発語の

◆新生児聴覚スクリーニング検査とは

新生児期に行う聴力検査のこと。主に AABR（自動聴性脳幹反応）や OAE（耳音響放射）などの方法が使用されている。

※2007年4月1日より学校教育法の改正によって、聾学校および難聴学級は「特別支援学校」「特別支援学級」と名称が変わっておりますが、本誌では聴覚障害児教育について扱っているため、あえて「聾学校」「難聴学級」と表記しています。

◆教育支援員とは

一般の小・中学校において障害のある児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う者。「特別支援教育支援員」「介助員」「教育補助員」など、地方自治体によって呼び方が異なる。

指導、教科の補充指導、心理的なカウンセリングなどの特別な支援を受ける。

- 通常の学級で学ぶ聴覚障害児のところに定期的に通級指導教室の教員が出向き、必要な相談や支援を行う。
- 聴覚障害児が授業を受けている通常の学級に難聴学級や通級指導教室の教員、教育支援員が入りこみ、学級担任を助けて学習の個別援助、ノートテイク、通訳などを行う。
- 何も特別な手立ては行われずに聴覚障害児が通常の学級で学ぶ。

固定制の難聴学級の場合を除いて、小学校で学ぶ聴覚障害児の大部分は多数の聴こえる子どもに囲まれて一人だけで学校生活を過ごさなければなりません。教科学習は教科書や黒板に書かれた文字を頼りにして、独学に近い形で進めます。子どもの能力にもよりますが、家庭学習で補うなどの方法で聴こえる子どもと同様の学力を獲得することは可能です。しかし、学級や学校全体で行われる活動になると得られる情報には限界があります。教室全体が教師の話でどっと沸いた場面でその事態がつかめずに作り笑いをしたり、集団の会話の輪に入れずにあいまいなうなずきでその場を取り繕う、といったことがしばしば起こります。常に周囲の状況や友だちの行動に注意を向けていなければならないので、過度の緊張を強いられることにもなります。

外向的な性格で集団活動にとけ込むことができる聴覚障害児もいますが、常に疎外感を抱いたり、孤独を感じたり、待ちの姿勢が身に付いてしまうこともあります。場合によっては孤立していじめの対象になり、不登校の状態に陥るといったケースも見られます。通常の小学校で学ぶ聴覚障害児の状況には環境によって大きな違いが見られます。

中学校段階の教育環境

中学校段階の聴覚障害生徒が学ぶ場には聾学校中学部と通常の中学校があります。中学生の段階は身体的、精神的に大きく成長していく時期であり、自己のアイデンティティが確立されていく時期でもあります。自分の障害を理解、認識して、将来の自立に向けた準備を始めることも求められます。

聾学校中学部には聴覚障害者の集団があり、アイデンティティの形成にはふさわしい所です。しかし、小学部と同じように生徒の数が少ない学校が多く、クラブ活動や学校行事が活発にできにくい面があります。学業面では小学部段階で育てるべき言語力や基礎学力の習熟が十分に進まず、学習の進度が遅れる場合があります。一人一人の生徒のニーズを把握し、実態に合わせた指導を進めていく必要があります。

通常の中学校で学ぶ生徒の場合には、小学校と同じように支援がなされる場所もありますが、難聴学級や通級指導教室は小学校ほど整っていない地域もあります。そうしたところでは、問題が生じてその解決を当事者だけで行わなければならないという事態が生じます。積極的な姿勢が持てる生徒はよいのですが、周囲の生徒も自立心が高まっていく中で、孤立無援で学校生活に対する意欲を失ってしまうケースが生まれます。

障害を持つ生徒自身も自立が進み、得られる情報が不十分な状況でもそれを当たり前と考え、自分で何でも出来るのだからあえて支援などは必要がない、他人からの援助は迷惑がって断る、という態度をとる事例も見られます。生徒の自主性、主体性を尊重しながら、聴覚障害に関する情報にも触れさせ、問題への対処の仕方を育てていく必要があります。

高等学校段階の教育環境

高等学校段階の聴覚障害生徒が学ぶ場は聾学校高等部と通常の高等学校です。大学・短期大学に進学する聴覚障害者の数は、聾学校出身者よりも高等学校出身者の方が多くなっています。

聾学校高等部には普通科と産業工芸、被服、機械などの職業専門教育を行う学科があり、普通科が置かれていない学校もあります。都道府県によっては高等部だけを独立させた聾学校があり、通常の中学校から入学する生徒もいるので、小・中学部と比べると大きな集団を構成している学校が都市部には多くあります。日本全体の聾学校高等部の1学年の生徒数は500人前後です。

聾学校の中では手話が日常のコミュニケーション手段として使われるようになり、聴覚障害者として生きていく姿勢が作られていきます。しかし、集団が大きくなったといっても、一つの高等部ではたかだか数十人に止まり、社会性、人間性の成長のためには十分な環境ではありません。生徒の個人差や能力差も大きく、学習面での到達度や進路も多様です。現在、大学・短期大学への進学率は全国平均で15～20%程度です。

通常の高等学校に何人の聴覚障害生徒が在籍しているのか、はっきりした統計はありません。小・中学校のような特別な支援体制はなく、ごく一部の地域で授業における情報保障の試みはなされているものの、大部分の生徒は自分だけの努力で学習を進めています。多くの場合、授業内容の理解は教科書と板書が頼りになるだけで、友人の援助もさほど得られるわけではありません。基礎的な学力の獲得が十分ではなかったり、人間関係をうまく作ることができず、不登校の時期を経験する生徒もいます。

高等学校で学ぶ聴覚障害生徒の場合、聴こえる人たちと同じように生きることを望んで聴覚障害者集団に入ろうとせず、手話の使用にも抵抗を持つ場合があります。そうした状態で大学に入ると、自分の障害を他人に知られることをおそれ、情報保障に対するニーズを表明することを意図的に避けることとなります。そうならないようにするためには、聴覚に障害を持つ同年齢の世代や成人と交流する機会を用意し、聴覚障害者集団に入ることがプラスの意味を持つことを実感させることが必要です。

障害とニーズの多様性

乳幼児期から成人に至る間の聴覚障害幼児・児童・生徒を取り巻く教育環境は極めて多様です。その中で、ほとんどの人は精一杯の努力を重ね、懸命に生きています。しかし、聴覚障害に起因する二次・三次障害が生じることも事実です。その実態は一つとして同じものはありません。教育に関わる者は、一人一人の障害の状態とそこから生まれるニーズを的確に把握し、きめの細かい対応を進めていかねばなりません。

→参照 TipSheet

②聴覚障害学生支援の全国的状況

5 聴覚障害教育におけるコミュニケーション方法

太田 富雄 (おおたとみお) 福岡教育大学 附属特別支援教育センター 教授

◆人工内耳とは

手術で内耳の蝸牛に細い電極を埋め込み、聴神経を電氣的に刺激し、脳に伝えて聴覚を取り戻す医療法のこと。耳にかけたマイクから音を拾い、スピーチプロセッサという機器で音を電気信号に変え、内耳の電極に無線で送る。

◆オージオリジストとは

聴覚活用や補聴器のフィッティングなど聴能学(オージオリジー)に関する専門家の総称。

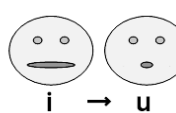
聴覚障害教育におけるコミュニケーション方法

厚生労働省(2002)の『身体障害児・者実態調査結果』では、聴覚障害者のコミュニケーション手段の状況(複数回答)は、「補聴器」79%、「筆談・要約筆記」24.6%、「手話・手話通訳」15.4%、「読話」6.2%「その他」17%、「不詳」43.9%となっています。一方、聴覚障害教育の場で使用されるコミュニケーション方法は、感覚モードの数によって単感覚法が多感覚法に二分されます。このうち手話のみ、読話のみ、聴覚のみを用いる単感覚法では、複数の感覚モードからの刺激に対してはお互いが干渉しあうと考え、単一の感覚モードだけを使用します。それに対して多感覚法では複数の感覚モードからの刺激は補完しあうと考えます。例えば、人工内耳を装用した者が読話からの情報も利用していることが多くの実験で明らかにされています。したがってすべての聴覚障害者にとって唯一効果的なコミュニケーション方法というもの存在しないと考える方がよく、個々人のニーズや状況に応じて組み合わせて使えばよいということになります。

聴覚口話法

聴覚補償によって保有聴力を最大限に活用し、音声言語を主な媒体としてコミュニケーションをとる方法で、発音指導によって聴者と音声によるコミュニケーションが可能となることを目指しています。早期発見と早期教育が重要視され、「保護者が子どもの耳の代わりをしろ」とか「ことばの風呂につけろ」と言われるように、保護者による徹底した関わりと最適な聴覚補償が成否を分けるとされています。板橋(1997)によると、聾学校小学部6年生15名の平均発音明瞭度は55.0%で、これは岡(1996)の分類によれば、母親・担任なら「十分わかる」程度、一般社会の人々にとっては「部分的にわかるようになる」程度であったと報告しています。発音指導と言えばこれまで、忍耐や苦悶というイメージで捉えられ、明瞭度の向上にのみ目が奪われがちでしたが、板橋(2006)は、発音の学習では発音技能の向上だけでなく、発話の模倣・拡張を通して日本語で適切に表現する力と日本語の感性を育成する観点が必要だと述べています。一方、聴覚口話法では聴覚活用が大前提で、最新技術のデジタル補聴器や人工内耳がそれを支えます。近年は人工内耳を装用する聴覚障害者が増えていますが、装用後の指導では聴覚口話法が主となっています。アメリカの国立聾工科大学(2004)では、約1100人の聾学生のうち150人が人工内耳を装用していますが、日本では人工内耳を装用して高等教育機関で学ぶ聴覚障害学生はまだ数が少なく、指導は手術を受けた病院、以前在籍した聾学校、難聴学級等でフォローしてもらうのが一般的でしょう。でも今後増加してくれば、教育オージオリジストや言語聴覚士による専門的な指導が受けられるような体制作りが必要になってくるでしょう。

<読話シミュレーション体験>
この人は、最初から口を開けた状態で「イウ」と口を動かしていますが、さて何を言ってるのでしょうか?



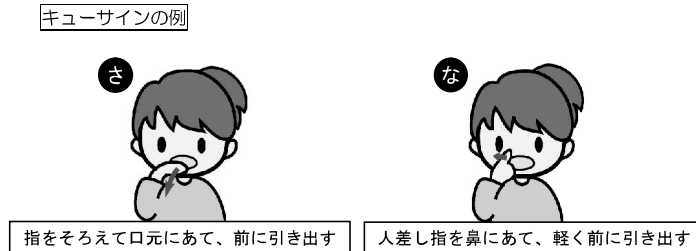
この口唇運動を自分もやってみて何を言っているか考えてみよう!

思い浮かぶのは・・・
イウ(言う)、イル(居る・要るなど)、イク(行く)、イヌ、イス、キク(聞く・利く・菊など)、キス、キヌ、キル(着る・切る)、キフ、シク(敷く・詩句)、シツ(質)、シヌ、シフ(師父)、シル(知る・汁)、チク(地区)、チル、ニル、ニク、ニス、ヒル(昼・蛭)、ヒス(比す)、ヒフ、リス、リク、リツ(率)、キュウ(急)、シュウ(州・週)、チュウ(注)、ニュウ(英語「新しい」)、リュウ(竜・理由) etc...

思い浮かぶ限り調べてみると、ざっと60語位はあるそうです。

キュード・スピーチ

聴覚口話法における読話の補助として指の形と手の位置で表したキューサインを併用する方法で、1960年代にアメリカで開発されました。日本では、それまでの発音誘導サインとして使っていたサインを流用し、構造的でわかりやすいキューサインが考案されました。母音は口形で識別し、子音は手の位置、形、動き等を組み合わせたキューで識別します。音韻への意識を高め、読話の不確実さを補うものとして効果をあげてきました。学校によってキューサインが異なり、聴者で使用できる者が家族などに限られるため使用範囲が狭いという面があります。



手話

ろう者同士がコミュニケーション手段として用いているものです。手の動きを中心として身振りや表情で、意思や概念を伝えます。日本では、長い間、口話能力の発達の妨げになる、抽象的思考には向かないとされてきました。しかし、近年の言語学的研究により、手話にも複雑な文法構造がそなわっていることが明らかになっています。手話は、音声との対応の程度により、日本手話、日本語対応手話、中間型手話に分けられます。日本手話は、単語や語順など表現に関する規則が日本語とは異なる部分があります。日本語対応手話は、単語も語順も日本語の話ことばをそのまま置き換えたものとなっています。中間型手話は文字通り日本手話と日本語対応手話との中間型です。

手話の違い 例文「男が女をしかる」		
<p><日本語対応手話></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">      </div> <p style="text-align: center;">男 が (指文字) 女 を (指文字) しかる</p>		<p>日本手話では「しかる」の手話が「男」が表現された場所から「女」が表現された場所に向かって働いている(動詞の一致)が、中間型手話や日本語対応手話には動詞の一致が見られない。</p>
<p><中間型手話></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">    </div> <p style="text-align: center;">男が 女を しかる (音声を併用)</p>		
<p><日本手話></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">    </div> <p style="text-align: center;">男 (大きいなすき) 女 しかる</p>		

聾学校の中での手話の使用実態はさまざまですが、現在は、多くの聾学校で手話法の効果が見直されています。日本語と手話の橋渡しとして対応手話を用いるなど、さまざまな指導法も検討されており、乳幼児期から積極的に取り入れている学校も増えています。以下、聾学校への手話導入をめぐる話題について言及します。

(1) 同時法 (同時的手指法)

音声と同時に手話や指文字を使用する方法です。読話では弁別できる音節が少ないため、手話や指文字を早期から使用することで、音韻表象の形成を目指しました。日本では、1968年から栃木県立聾学校で実践されてきました。1つの手話にいくつもの日本語が対応する場合、手話を「枠記号」、口形は「分化記号」の役割を果たすと考え、手話と口話を常に併用し相互補完させる必要性を唱えました。日本語の習得状況としては、①音韻表象の形成は、ほとんどの子が日本語の音韻に分化している。②文法能力について、特に付属語の理解使用能力がよく形成されてい

◆言語聴覚士とは

言語聴覚士法(1997年制定)に基づき、音声・言語・または聴覚に障害がある人に対して訓練とこれに必要な検査や助言・指導に従事する者。スピーチセラピスト(ST)ともよばれる。

る。③語彙の習得状況にはまだまだ不十分なことがあるとの報告（森,1998）がなされています。

（2）早期の手話導入（日本手話の活用）

我妻（2004）によれば、幼稚部の教諭全員が手話を使用している聾学校の割合（平成14年度）は55.1%であり、手話使用による改善点として、幼児の様子では「コミュニケーションの改善」「心理状態や態度の変化」「コミュニケーションへの意欲や態度の変化」「言語学習での変化」を挙げています。教師側でも「コミュニケーションの改善」「手話に対する認識や態度の変化」「子どもに対する認識や態度の変化」「コミュニケーションへの意欲や態度の変化」等を挙げており、多くの聾学校で手話を使用することの効果が認識されていることが明らかです。一方、1994年から聴覚と手話を併用する「聴覚手話法」を採用した足立ろう学校幼稚部では、聾学校で使用する手話について、口話を併用するからと言って「日本語対応手話」である必要はなく、むしろ同音異義語などは場面によって手話を変える方が幼児には望ましいことなどを指摘し、「日本手話」の可能性を示唆しています。全日本ろうあ連盟（2003）も「手話はさまざまな形で使用され、安易に二分できません。（中略）抽象的・理念的定義に無理に当てはめ二分してしまう考え方は、ろう者の現実を無理に分類することであり、結果としてろう者を分裂させる恐れを孕んでいます」と述べ、「もっと広い意味での手話の導入と、児童・生徒間での手話による自由なコミュニケーションの保障を全国のろう学校で実現させることが、現時点における全国共通の目標になる」と主張しています。2008年には、日本手話を第一言語として指導する明晴学園も誕生しましたが、今後、手話による教育実践が積み重ねられることで、聾教育における手話の利点や課題がより明らかにされることが期待されます。

※「全日本ろうあ連盟」
〒162-0801 東京都新宿区
山吹町130 SKビル8F
TEL：03-3268-8847
FAX：03-3267-3445
<http://www.jfd.or.jp/>

※「明晴学園」
〒140-0003
東京都品川区八潮 5-2-1
TEL：03-6380-6775
FAX：03-6380-6751
<http://www.meiseigakuen.ed.jp/index.html>

6 情報保障の手段

岩田 吉生 (いわた よしなり) 愛知教育大学 教育学部障害児教育講座 准教授

様々な情報保障の手段

聴覚障害学生に対する情報保障の手段は、個々の学生の教育歴やコミュニケーション方法・言語、聴力レベルなどの要因によって、ニーズが異なります。文字情報や手話通訳をつければ情報保障の問題がすべて解決するわけではなく、各機関の情報保障支援のコーディネーター担当者が聴覚障害学生からニーズを把握し、それぞれの授業における支援方法を検討していく必要があります。

現在、日本の高等教育機関において行われている聴覚障害学生の情報保障において、その代表的なものには、ノートテイク、パソコンノートテイク、OHPノートテイク、音声認識ソフトの活用などの「文字による支援方法」、「手話による支援方法」が挙げられます。文字や手話による情報保障以外にも、教員の授業の進め方によって、「その他の様々な情報保障の手段」を活用していく方法があります。

文字による支援方法

(1) ノートテイク

ノートテイクは、聴者のノートテイクが教員の話を手書きで紙に書き取っていく方法です。「ノートテイク」とは、ノートテイクの担当者のことです。例えば、1コマ90分の授業とすると、ノートテイク1名だけで全ての時間を担当することは、手指や腕などの筋疲労や精神的な負担が大きく、非常に困難であるため、一般にはノートテイク2名を配置し10~15分ごとに交代しながら、ノートテイクを進めます。2名のノートテイクたちは、下図のように聴覚障害学生の両側の座席に位置し、情報保障を行っていきます。

ノートテイクには、教員が話している内容を、雑談なども含めて、できるだけたくさん書き上げていく「通訳としてのノートテイク」と、手話通訳を活用するときに授業内容をコンパクトにまとめていく「記録としてのノートテイク」の2種類があります。通訳としてのテイクの場合、

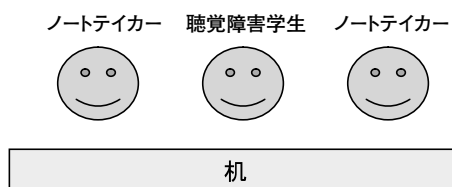
ノートテイクは交代しながら進めていきますが、一人はテイクを、もう一人は教科書や資料の指示をすると良いでしょう。ノートテイクは、教員の話をもっとまとめながら、できるだけたくさんの情報を書き取っていくことが望まれます。熟達したノートテイクの場合、1分間に60~70字程度の文字の書き取りが可能となっていきます。

ノートテイクは学外派遣者や学内の学生などが担当しますが、学生がノートテイクを担当する場合、授業を履修しない学生が担当することが前提であることを理解してほしいと思います。この場合、情報保障者と学習者の2つの役割を担った結果、授業内容が理解できなくなり、単位を落としてしまうことになりかねません。この点は、十分に留意してほしいものです。

(2) パソコンノートテイク

パソコンノートテイクは、ノートテイクの代わりに、ノートパソコンのワープロソフトを使って、教員の話を入力していく方法です。手書きのノートテイクと違って、パソコンノートテイクの場合、プロジェクターなどの字幕出力機器とスクリーンを活用すれば、一度に多数の聴覚障害学生に情報保障を行うことができます。1名でパソコンの文字入力作業を進めることは疲労度が高くなってしまいうため、2名1組で情報保障を行っていくことが望ましいです。

ワードやテキスト文書などに、入力者が文字を入力していく方法もありますが、最近は、



→参照 TipSheet

- ①文字による支援方法
- ②音声認識技術を用いた情報保障

→参照 TipSheet

- ⑫通訳者の健康障害とその対応

→参照 TipSheet

- ⑨パソコンノートテイク
その特徴と活用

◆IPTalk とは

パソコンノートテイク用のソフトウェア。複数人で連携しながら入力するための便利な機能が搭載されている。

以下より無料ダウンロード可能
<http://iptalk.hp.infoseek.co.jp>

→参照 TipSheet

⑳音声認識技術を用いた情報保障

→参照 TipSheet

⑩高等教育における手話通訳
⑪手話通訳による支援

IPTalk（アイピートーク）等のフリーソフトを利用して情報保障をすすめるケースが増えています。この場合、入力者2名はそれぞれ1台のノートパソコンを用意してケーブルの接続をします。IPTalkを活用すると、入力者はお互いの入力の様子を見ながら、聞き取った内容を連携して入力していくことができます。

パソコンノートテイクの場合、入力者の入力速度にもよりますが、少し練習すれば1分間に100字以上の入力は可能で、熟練した入力者は1分間に200字以上の文字入力が可能となります。2名で連携して入力すると、さらに多くの情報を入力できることとなります。

(3) OHPノートテイク

OHP（オーバー・ヘッド・プロジェクター）を利用したノートテイクで、一般的には、2名以上の筆記者によって文字情報を書き取っていき、大型のスクリーンにその文章を拡大投影していきます。OHPノートテイクは、同じ授業を複数の聴覚障害学生が履修する場合、一度に情報保障を行うことができます。最近では、OHC（オーバー・ヘッド・カメラ）を使用し、テイクした文章だけでなく、資料や図表、写真なども、すべてスクリーンに拡大して映し出す機器も活用されるようになってきました。

(4) 音声認識ソフトによる音声同時字幕システム

音声同時字幕システムは、話者の音声をパソコンの音声認識ソフトを活用して文字化し、パソコンの画面やスクリーンなどに文字を表示するシステムです。現在では、国際会議などでの字幕、放送局の字幕システムなど、様々な場面で利用されています。現在の音声認識技術では、あらかじめソフトウェアに声の特徴などを登録しておくことによって認識率を高める方法がとられています。

このシステムでは、音声認識ソフトの特性を活かして、話者の声を直接認識させるのではなく、特定の訓練された人（同時復唱者）が復唱して認識させることで字幕精度を上げ、実用化しています。また、同時修正者が誤変換を修正する作業を入れることでさらに精度の高い字幕を提供することができます。

同時復唱のみを行う場合は、最初に、同時復唱者が復唱し、コンピュータが音声認識して文字化します。その後で、文字を利用者のパソコンやスクリーンなどに表示します。

同時復唱と同時修正を行う場合は、最初に、同時復唱者が復唱し、コンピュータが音声認識して文字化します。次に、同時修正者がソフトウェアを使って誤認識のあった箇所を正しい内容に修正します。最後に、修正された文字を利用者のパソコンやスクリーンなどに表示します。

手話通訳

手話通訳による情報保障とは、授業担当の教員の話や学生の意見・質問、視聴覚機器の音声などの情報を手話に変換して通訳することや、聴覚障害学生の手話を音声に変換して通訳することです。しかし、手話通訳による授業保障のほとんどは、授業で話される教員の話を手話によって通訳するケースです。この場合、手話通訳者の手話スキルが高ければ、聴覚障害学生は、ノートテイクやパソコンノートテイクよりも、多くの情報を確実に得ることができます。専門性が高い手話通訳者は、学内にも、各地域にも非常に少ないため、人材の確保とその養成が課題となっています。

一般的に、ノートテイクなどと同様、手話通訳者は15～20分ごとに交代しながら通訳を進めます。この手話通訳者は、聴覚障害学生の前に位置し情報保障を行っていきます。手話通訳を行う位置は、話し手と手話通訳が同時に視野に入り、通訳者にとってその声が聞こえやすい場所を選びます。

その他の様々な情報保障の手段

(1) 板書

聴覚障害学生が理解しやすいように、授業担当の教員に、板書を多くする支援をしてもら

うようにします。特に、授業において初めて登場する専門用語などは、必ず板書してもらうようにお願いをします。

(2) 授業資料

たくさんの情報を板書しながら授業を進めることは、教員にとって手間がかかり、時間も多くなります。そのため、事前に、用語を説明した資料や、授業の流れを書いた資料を配布することで、聴覚障害学生に限らず、一般学生にも理解しやすい授業が進行できることを、授業担当の教員に理解してもらおうとよいでしょう。

(3) ビデオやDVDの字幕

ビデオやDVDは字幕が付いたものを、できるだけ、積極的に活用してもらうようにします。教員がビデオなどを視聴させながら、説明を加えることは避けてもらいます。ノートテイクや手話通訳による情報保障においては、映像の音声と教員の音声を同時に通訳することはできません。字幕の付いたビデオやDVDがなければ、機器を使って字幕を付けたり、音声情報を書きおこして資料を作成する情報保障の方法もあります。

(4) FM補聴器の貸し出し

FM補聴器は、イヤホンとマイクがセットになっており、マイクに入った音はFM電波でイヤホンへと飛んできます。一般の補聴器では、話している人から遠ざかるほど、その人の声は聞こえにくくなりますが、FM補聴器の場合、講義担当の先生に、マイクをつけてもらえば、多少離れた座席でも、声をはっきりと聞くことができます。周りの雑音まで大きく聞こえて煩わしいという悩みからも解放されます。FM補聴器を聴覚活用が可能な聴覚障害学生に貸し出すことで、情報保障を行っている高等教育機関もあります。

→参照 TipSheet

⑬補聴援助システム

〈参考図書〉

「大学ノートテイク支援ハンドブック」(2007) 日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク情報保障評価事業グループ編著 (人間社)

7 文字による支援方法

三好 茂樹（みよし しげき） 筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター 准教授

文字による支援とは？

聴覚障害学生が望む情報保障手段は、その聴力の程度や教育環境、授業の形式などによってさまざまです。本TipSheetでは、高等教育機関で用いることのできる各種情報保障手段のうち、「文字による支援」について概略に触れます。

「文字による支援」とは、教員などが発した音声を何らかの方法で文字に変換し、聴覚障害学生に提示することによって、聴覚障害学生を授業に実質的に参加させるための支援（授業保障）のことです。

どの支援方法を利用するにしても、情報保障に対する教員や関係者の理解が必要となります。また、毎回の授業で情報保障を提供するためには、人員の確保はもちろん、誰がどの授業を担当するかを割り振るコーディネート業務なども必要となります。

講師の発話速度はまちまちですが、例えば、発話することを一つのスキルとして持つアナウンサーの話す速度は通常1分間あたり350文字から400文字とされています。手書きや一般的なパソコンを利用する方法では、この発話速度に追従することは困難です。そのため、話者の発話速度によっては発話者の話の中から重要性の高い内容を抽出して伝える（要約する）ことが重要な技術の1つとなります。

どの手法も、聴覚障害学生にわかりやすく、そしてスムーズに実施するためのノウハウが蓄積されています。以下では、各手法に関して個別に概略を説明します。

ノートテイク

ノートテイクには、記録をとるという意味でのノートテイクとリアルタイムの情報保障としてのノートテイクがありますが、通常は後者を指します。情報保障としてのノートテイクでは、ノートテイクの担当者（ノートテイカー）が聴覚障害学生の隣に座り、2～3名でルーズリーフ等に要約文を手書きします。聴覚障害学生はノートテイカーが書いたノートを横から見ることで情報を得ます。聴覚障害学生が複数の場合は、OHPを利用してノートテイクしたものをプロジェクターやモニタに投影することも可能です。

手書きの速度は1分間で70文字程度なので、提供可能な文字数内に納まるように、効率よく内容を伝えることが重要となります。複数人で担当する場合には、筆記を担当しない人がサポート役になり、資料の提示などのサポートを行い、役割を10～15分程度で交代しながら連携作業を行います。記入する内容は、教員や学生の発言内容だけでなく、その場の音環境も可能な限り伝えます。現在、高等教育機関において最も多く用いられているサポート手法で、学内で募った学生ボランティアに対して、養成講座を開講するなどして技術を伝え育成する機会が多いようです。

OHPを用いた手書き要約筆記

OHPによる方法では、ロールフィルムという透明で長いフィルムに、油性ペンで文字を記入していきます。その文字が、OHPによってスクリーンに投影されるため、複数人で見るのが可能です。通常3～4名で担当し、メインの筆記者と補助の筆記者、そしてロールフィルムをタイミングよく引く、引き手で連携して実施します。

担当者はOHPの強い光から目を守るために偏光グラスをかけ、フィルムに貼り付かないように手袋を着用します。手書きによる入力速度は1分間あたり70文字程度と少ないため、より効率よく情報を伝えるために、よく使う言葉や長い固有名詞をあらかじめちいさなフィルムに記入しておいたり、文の前半をメインの筆記者が、後半を補助の筆記者が記入するなど様々な工夫が用

→参照 TipSheet

⑧手書きのノートテイク
その特徴と活用

いられます。

パソコンノートテイクの普及により、OHPによる方法の利用は減少してきましたが、記号や数式など手書きでないと対応が困難な場面では、引き続き有効に活用できるでしょう。

パソコンノートテイク

この手法では、文字提示のためにパソコンを利用します。最も簡単な手法として、ワープロソフト等を用いて文字を入力し、その画面を聴覚障害学生に提示する方法でも支援は可能です。一般的には専用ソフト（IPtalk、まあちゃん等）とLANを用い、入力者のパソコンで入力された文字を表示用のパソコンにネットワークを介して送信し、その画面を聴覚障害学生に提示します。

また、聴覚障害学生が複数参加している場合や場所を特定できない場合には、プロジェクターで表示用パソコンの文字情報を大きく投影して、見てもらうような方法もとることができます。複数人で担当する場合には、担当者の数に応じた台数プラス1台（表示用）のパソコンが必要です。また、各パソコン間の通信には、ハブやLANケーブルといったネットワーク用の機器（市販製品）も利用します。

手元を視認しないで入力する「タッチタイピング」を習得すれば、1分間あたり120～180文字程度（熟練者であれば200～250文字程度）の入力が可能となります。さらに、1文を複数人で入力する連係入力を用いれば、原文の8割程度を伝えることも可能になります。

習得にはある程度の訓練を必要としますが、熟達すればかなりの情報量が伝達可能なため、ノートテイクに並んで積極的に活用したい方法のひとつです。

速記による支援

速記技術を応用した文字提示方法で、特殊な入力装置（ステノキーボード、ステンチュラなど）を利用し、発話内容をほぼすべて文字に変換していきます。もともとは裁判所における速記を目的に開発された技術ですが、現在いくつかの企業や団体がこの方法を用いて聴覚障害者への支援を行っています。その中には、数はごく限られていますが、放送番組の字幕をリアルタイムに入力する業務を請け負っている企業や、高等教育機関における情報保障を目指して活動している団体などがあります。

入力は、メインの入力担当（1～数名）と校正担当（1名）がチームを組み、複数チームで交代しながら文字を入力するものから、1名で担当する例まで形態はさまざまです。入力手法が特殊であるため習得に多くの時間が必要であり、人員の確保が今後の課題となっています。

音声認識による支援

通常のパソコンで動作する市販の音声認識ソフトウェアを利用して、情報保障を行おうとする試みもいくつか報告されています。現在、市販されている音声認識ソフトウェアの中には、ソフトウェアに適した発話を行えば、かなりの認識精度が得られるものがあります。しかし現在のところ、教員が発話した音声そのままでは十分な認識精度が得られず情報保障としては不十分であるため、教員の音声を担当者が“復唱”し、その音声を音声認識ソフトウェアで文字化する方法を採用しているグループが大半です。また、得られた文に含まれている誤認識文字を校正する作業も非常に重要になっています。そのため、通常はこの2段階のステップを経て、聴覚障害学生に文字が提示されます。

容易に多くの情報を聴覚障害学生に提供できるようなイメージがありますが、現在のところ人を介した入力ではありえないような誤変換が発生することも多いため、認識精度を上げるための人員配置や人材育成など、まだ多くの問題を抱えています。しかし、音声認識の技術は日々進歩を続けているため、認識率や話し言葉への対応状況が改善されてゆけば、今後有効活用の道が開けていくことでしょう。

遠隔地での支援

教員の発話内容をできる限り多く文字化し伝える技能には、速記による手法に限らず特殊な能力が要求されます。まして、高等教育のような専門的な場で情報保障を行うためには、高い専門

→参照 TipSheet

⑨パソコンノートテイク
その特徴と活用

→参照 TipSheet

⑩音声認識技術を用いた情報保障

技術の習得能力が必要で、そのような技能を有する人材は国内ではまだ少数と言えます。そこで、この貴重な人材による支援を国内の各所で利用するため、各種公衆回線（ISDN回線、インターネット）を使用して遠隔地からサービスを提供するという取り組みがなされています。通信手段を構築するまでにはある程度の技術的なハードルが存在しますが、（映像、音声、文字情報の送受信体制）、一度構築してしまえば繰り返しの接続は比較的容易になります。現在は、遠隔でのパソコンノートテイクによる支援や音声認識を用いたサービスの提供などが実施されており、日常的にこのような手法を用いている機関も出てきています。複数キャンパスを結んだり、学内の別の教室から支援を行うなど、学内の限られた人材の有効活用にもつながるため、今後さらに発展が期待される分野であると言えるでしょう。

おわりに

本TipSheetで紹介した支援方法の特徴を下表に整理しました。どのような手段を利用するとしても、その手法に対する教員の理解と配慮は不可欠です。いかに有益な手段であろうとも、教員が自身の授業の場でその利用を認め、特性を知った上で、有効に活用されないと十分な効果を発揮することができません。大学の授業は聴覚障害学生を含めた学生全員に対して等しく提供されるべきものであり、それを行う責任は授業を担当する教員にあります。そのため、このような手段は聴覚障害学生のためだけに実施されるものではなく、自身の授業成立のためのサポート（教員に対するサポート）でもあるということをご理解頂ければと思います。

	必要な機材	情報量と特徴	求められる能力	養成上の課題
手書によるノートテイク	読みやすさを考慮した筆記具、ノートやルーズリーフ	原文の2割程度（70文字／分程度）。箇条書き、体言止め、略語等を活用する	読みやすい筆記。要点と構造を理解し、構文を作成する力	授業を理解する専門性が必要。導入は容易だが、スキルアップに課題もあり
パソコンノートテイク	一般的なパソコン、ワープロソフト等	1名での要約入力では原文の4～5割。複数名による連係入力では8割程度	パソコンを筆記用具として活用する力。整文する力。連係した文章作成	パソコン操作の習熟が必要なので、人材に限られる
OHPを用いた手書き要約筆記	OHP、投影用スクリーン、ロールフィルムやペン等	3名以上のチームで担当。筆記者が1名の場合、原文の2割程度。補助の筆記者との連携で3～5割程度	機材の特性に即した使い方や連携作業。要約して文章を構成する力。連携した文章作成能力	地域福祉分野で養成を受けた人材の活用も可能だが、高等教育に対応可能な知識と技術の追加習得が必要
音声認識	音声認識ソフトウェア、マイク、一般のパソコン、通信用機材等	要約からほぼ全文まで多様。復唱者、修正者ともに1～複数名が交代で担当	音声認識に適した話し方、教員の音声を聞きながら発話する能力。独特の誤変換を修正する能力	実験的な段階であるために、主に復唱に必要な技能やその養成手法等が明確ではない
速記 (特殊な入力装置を利用)	特別な機材（キーボード、連携作業用の機材等）	ほぼ全文。1名ずつ交代で実施する他、入力担当と校正担当を組み合わせ同時に2～6名で実施する形態もあり	特殊な入力装置に応じた入力技能、連携した文章作成能力。いずれも数年に及ぶ特別な訓練が必要	高速な入力が可能になるためには長期に渡る訓練が必要で、それに応じたコストがかかる

8

手書きのノートテイク その特徴と活用

太田 晴康（おおた はるやす） 静岡福祉大学 社会福祉学部 教授

ノートテイクの目的

ノートテイク (notetaking) は、教育現場において、障害のある学生に教員の声などの音声情報を伝える「適切な配慮 (reasonable accommodation)」の1つです。大きく分けるとノートテイクには、手書き、そしてパソコンの活用という2つの方法があります。

そのほかにも音声認識ソフトウェアを活用したシステムが試みられています。

ノートテイクの目的は、情報コミュニケーション支援を通じて、障害のあるなしにかかわらず、すべての学生に学習環境を保障することにあります。教室内に情報弱者を作らないための情報バリアフリー支援策の1つともいえます。

ノートテイクは自らノートをとることが難しい上肢障害の学生や、板書が見つらい弱視の学生などにも有効ですが、聴覚障害学生にとっては、教員が発する音声情報の伝達にとどまらず、授業の場に参加しているという意識を共有するためにも欠かせない方法です。たとえば、教員の発言にすべての学生が静まりかえる、質疑応答を通じて理解を深めていく、教員やクラスメートの冗談によってクラスが笑いに包まれるなど、その場のいきいきとした雰囲気のなかで学生は学びます。単に座っているだけでは授業に参加したとはいえません。

そこで、ノートテイクはクラスの状況を文字情報によって補完的に伝えるという役割を担います。授業で教える内容のみを筆記あるいは入力すればよいというわけではありません。要点を記した記録を渡すのであれば、友人のノートをコピーすれば十分でしょう。音声を文字によって伝える場合、どうしてもタイムラグが生じるだけに、その場に参加しているという確かな気持ちにつながるような、言い換えれば参加意識を共有できるような工夫が欠かせません。同じような社会福祉サービスに要約筆記がありますが、高等教育機関におけるノートテイク活動は、きわめて専門性が高い、学生にとっては授業の記録ともなる、ノートテイクが教育機関の設けたルールにしたがって活動するという点を特徴とします。なお、教育機関によっては「ノート持込可」の試験に際して、ノートテイクの筆記したノートの持込を認めないところもあります。これは学生自らがノートを取ることも授業内容を理解するための重要な方法と位置づけているからで、聴覚障害学生はノートテイクの記録をもとに再構成した自分のノートを活用することになります。

このようにノートテイクの目的や対象、方法などを明確に意識した上で、障害のある学生の支援活動の一環として、教育機関自らがその導入に取り組む必要があります。書き方や実技指導を内容とする養成講座の実施はもちろん、ノートテイクの運営に至るまで教育機関が責任を負います。講座の受講者は地域住民、在学生などですが、とりわけ前者の場合は教科書や参考文献のコピーやレジュメを事前に渡すなど、専門的な知識を確実に伝えるための事前準備が学校側に欠かせません。また在学生がノートテイク活動を担う場合はその授業をすでに履修済みの（可能であれば優秀な成績をおさめた）学生がテイクとして活動することが望ましいでしょう。以下チェック項目をあげておきます。

- 障害学生とノートテイクの必要性について話しあったか。
- 組織として支援活動に取り組んでいるか。
- 全教職員に支援体制の説明をしたか。
- ルールに基づいて活動を実施しているか。
- ノートテイクのローテーションを含む調整役の存在。
- 利用者が見やすい席の確保、電源等を確認したか。
- 全学生に支援の理念と方法について周知したか。
- 地域のボランティアサークル等の協力を求めたか。

→参照 TipSheet

- ⑥情報保障の手段
- ⑦文字による支援方法

→参照 TipSheet

- ⑳音声認識技術を用いた情報保障

- 定期的にノートテイクとの協議を実施しているか。
- 定期的に利用学生との面談を実施しているか。
- ノートテイクされた内容を評価する仕組みの存在。
- ノートテイクを対象とする研修会等の存在。
- ノートテイク養成講習会の定期的な実施。

〈参考文献〉

「大学ノートテイク支援ハンドブック」(2007) 日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク情報保障評価事業グループ (人間社)

「障害のある学生を支える—教員の体験談を通じて教育機関の役割を探る」(2007) 太田晴康 他、文理閣

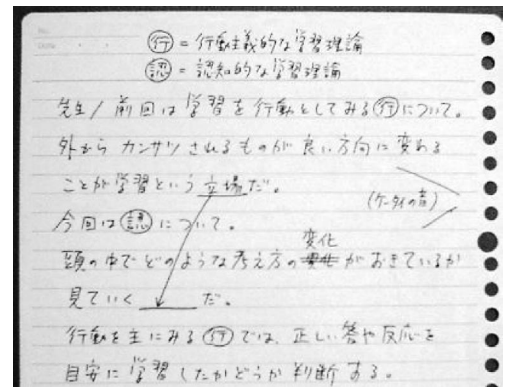
手書きによるノートテイクの特徴

手書きによるノートテイクは、ノートテイクがルーズリーフ用のノートなどに、水性ペンやボールペンで文字を素早く筆記します。教員の発言を聞きながら、その要点を素早く、読みやすく書くことがポイントです。話しことばを一言一句、正しく書こうとしてはいけません。

通常、ノートテイクは2人1組となって、聴覚に障害のある学生の両隣に座り、ノート数枚ごとに、あるいは10分程度で交代しながら筆記します。学生は、筆先を目で追いますので、見やすい位置にノートを置きます。発話速度と筆記速度の差を埋めるためには次のような工夫が欠かせません。(次図参照)

(1) 略号、略記の活用

たとえば「行動主義的な学習理論」など、専門用語が頻繁に登場することが分かっていたら、あらかじめノートの上段に略号を明記します。「生活保護」を「生保」と略記する場合も同様です。筆記中に、しばしば登場する用語について急遽、略記や略号を決める場合もあります。



(2) 記号の活用

略記、略号の活用のほか、繰り返し登場する言葉などは矢印を活用して効率的に示します。

(3) カタカナの活用

画数の多い漢字や漢字が分からない固有名詞などはカタカナで筆記します。ただし、漢字で書く余裕がない場合に限りです。

(4) 簡条書きの活用

手書きによるノートテイクの表記上の基本は、「素早く、ひと目で情報が入手可能な表記」にあります。この点は文字量が多く、どちらかといえば話しことばに沿って入力するパソコン、とりわけ連係入力には見られない特徴です。

(5) 訂正は明瞭に

訂正するときは、はっきりと二重線で訂正し、正しい言葉を上の行に書きます。

(6) 句点を忘れずに

となく忘れがちな句点は、文章が完結したことを示すために欠かせません。意識的に句点を書く癖をつけましょう。

(7) 話の要点を中心にまとめる

要約作業は大きく2つに分類することができます。話をまんべんなく抽出した大意と、話のポイントや狙いを的確に抽出した要旨です。手書きのノートテイクでは、まんべんなく書き続けることは難しいため、大意を基本としながらも、要旨を意識し提供する力が求められます。したがって、教員のことばの使い方に敏感になりましょう。たとえば、「要は」「つまりは」「結局」などに続く結論部分を確実に文字化しましょう。「しかし」「したがって」「一方」など、論理的な構造を明示する接続詞にも注意を払いましょう。

さて手書きの場合、伝達できる情報量が話しことばの10分の1程度と情報量が限られますので、その授業の内容に対する理解と的確に要約する力が欠かせません。しかし、能力の高いノートテイクが筆記したノートは、非常に整理され、重要部分がきちりと書かれていますの

で、聴覚に障害のある学生への支援方法としては大変有効です。

2人以上の利用者に情報を提供するときは、ノートビデオやウェブカメラで撮影し、モニター画面に表示する方法や、ビジュアルプレゼンター（書画カメラ、OHCとも呼ぶ）を活用する方法もあります。

ノートテイクの評価

ノートテイクを用意するだけでは、聴覚障害学生の学習を保障したことにはなりません。実際に書かれた、あるいは入力された内容を評価する仕組みが重要です。ノートテイクのノートの評価し、現任研修等を通じてその技術を高めていくことによって、ノートテイクの課題も明らかになります。そのノートに書かれた内容に基づいて、その学生は受験し、単位を取得するのです。ノートテイクの誤記や情報のもれが新たな差別をもたらすことのないよう、教員の協力も欠かせません。教員側の直接的な配慮とノートテイクによる間接的な配慮が相まって、はじめて適切な配慮は実現します。

直接的な配慮のなかには、ビデオなどの補助教材を使用する場合に字幕が付与されているかどうかを確認する、ノートやパソコン画面を見ながら授業に参加する学生のために、指示代名詞を使わず、具体的な名詞を使うなどが含まれますが、何よりも大切なことは聴覚障害学生を障害ゆえに特別扱いしないという点です。ノートテイクを含む学生への支援は、決してその学生の成績を保障するものではありません。そうではなく、障害のあるなしにかかわらず、授業に参加する権利をもつ全ての学生に、その機会を平等に提供する仕組みなのです。

筆者注

本文中でも触れたが教育機関におけるノートテイク活動は、社会福祉サービスの「要約筆記」活動と同一ではない。身体障害者福祉法施行規則に明記される法定事業としての要約筆記は所定のカリキュラムの修了者を登録条件とし、障害者の地域生活支援事業を推進する担い手として位置づけられている。したがって教育機関独自で、文字による情報保障者を養成する場合は、要約筆記の名称ではなくノートテイクがふさわしいと思われる。

※「全国要約筆記問題研究会」
要約筆記に関する問題を研究する全国的な組織
〒460-0003
名古屋市中区錦1丁目16-13
チサンマンション錦1102
TEL/FAX 052-218-9120

9

パソコンノートテイク その特徴と活用

太田 晴康（おおた はるやす） 静岡福祉大学 社会福祉学部 教授

文字による適切な配慮

近年、注目されているノートテイク (notetaking) にパソコンを活用した方法があります。比較的、歴史が新しいだけにパソコン通訳、パソコンテイク、パソコン要約筆記など、さまざまな名称で呼ばれます。いずれにしても市販のノートパソコンを活用し、ノートテイクがキーボード入力によって、音声を文字化し画面に表示する点は変わりません。この TipSheet では、パソコンノートテイク (computer-assisted notetaking) という名称に統一します。キーボードを素早く入力できる人であれば、手書きの3倍以上の情報を伝達することができます。したがって、多くの情報を素早く得たいという学生の要望に応える方法であり、専門用語が頻出する大学の授業では、かな漢字変換ソフトの単語登録機能や専門辞書の活用といった工夫によって大きな威力を発揮します。

パソコンノートテイクには、1人の入力者が教員の話のを要約しながら入力し、LAN（ローカルエリアネットワーク）接続した利用学生のパソコン画面に情報を表示させる「1人要約入力」と、2人の入力者が話しことばを聞きながら、数文節ごとに連係入力し、LANを通じて情報を伝える「連係入力」の2つの方法があります。

連係入力では、AさんとBさんが次のように入力文（下線部）を分担します。

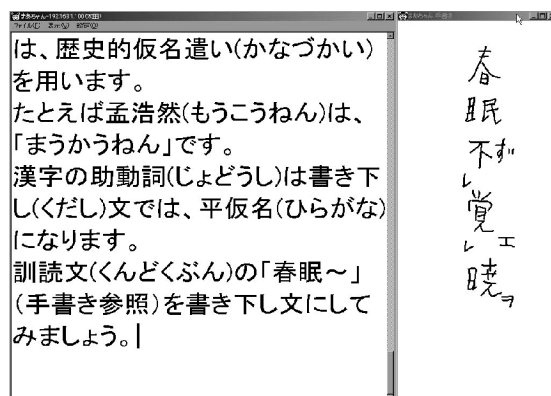
- ・ Aさんの入力例：前回の講義では、学習の行動主義的な理論について、
- ・ Bさんの入力例：さまざまな学説を紹介しましたが、
- ・ Aさんの入力例：今回からは認知的理論を扱います。
- ・ その結果、表示される文字列：

前回の講義では、学習の行動主義的な理論について、さまざまな学説を紹介しましたが、今回からは認知的理論を扱います。

一方、1人要約入力では話を簡潔にまとめていくことから通常、次のような要約した文字列（下線部）を入力表示します。

- ・ 1人要約入力例：

前回は学習の行動主義的な理論に関する学説を紹介したが、今回からは認知理論を扱う。



入力した文字列をLAN接続した利用者のパソコンに送信するためには送信用ソフトを活用します。なお入力者が文字列を確定すると同時に素早く利用者へ送信する機能、手書き文字や図形を送信する機能、そしてルビを簡単に振るといった機能に特化したソフト「まあちゃん」(左図は表示画面の例)は次のサイトから入手できます。

<http://www006.upp.so-net.ne.jp/haruyasu/newpage31.htm>

パソコンノートテイクでは、パソコンを立ち上げて文字を入力するといった基本的な知識に加えて、次のような専門的な知識と技術が必要とされます。

※その他のフリーソフトと入手サイト
 IPTalk:
<http://iptalk.hp.infoseek.co.jp>
 tach:
<http://www2t.biglobe.ne.jp/~yusuitei/soft>
 rtd2:
<http://hp.vector.co.jp/authors/VA006163/pccap/soft/>

(1) 素早い文字入力操作

手書きの筆記速度は漢字かな交じり文に換算しておおよそ1分間あたり60～80字程度です。一方、パソコンの場合はタッチタイピング（手元を見ないで入力）ができるようになれば、最低でも手書きと同じぐらいの速さで文字を入力することができます。しかし、それだけではパソコンノートテイク活動は難しいでしょう。ミスタッチがあるとその訂正に気を取られ、話を聞くことがおろそかになるからです。そこでミスタッチのない入力操作に習熟することに加え、1人で話を要約し入力するためには1分間あたり100字（ミスタッチを除く）以上の入力速度が望ましいでしょう。また、連係入力の場合は、最低でも120字／分の速度、理想的には180字／分の入力速度が要求されます。

(2) ソフトの機能の活用

日本語を入力する際には、ソフトの機能を最大限に活用します。専門用語や頻繁に登場する言葉を単語登録しておけば、それだけ効率的に入力することができます。たとえば、発話者を明示する「先生／」という文字列を「s 1」というキーワードで事前登録しておくといった工夫です。また、ATOKであれば省入力機能を活用することによって、繰り返し登場する言葉をわずかなキー操作で再入力可能です。

(3) LAN (local area network) の知識

パソコンノートテイクでは通常、障害のある学生のパソコンに文字データを送信しますので、パソコン同士の間でデータを送受信するための設定をおこないます。（「まあちゃん」のサイト中、「簡易マニュアル利用者用」参照）

(4) 話をまとめる力

1人要約入力では、話を聞きながら簡潔な文章にまとめると同時に、並行して素早く入力表示する技術が必要です。また90分を1人で入力し続けるコツ（手に負担をかけない入力方法や集中力）も身につけることが望ましいといえます。なお連係入力の場合でも、非常に速い話を文字化するには、意味上のかたまりごとに1人で要約し、入力表示するといった工夫が求められます。

1人要約入力と連係入力

パソコンノートテイクにおける連係入力では、どの程度の文字量を入力表示できるのでしょうか。仮に入力速度180字／分の入力者が2人で連係した場合、おおよそ1.5倍、約270字／分の文字量を入力することが可能です。つまり、よほど早口の授業でなければ、1分間あたり250～300字ぐらいの発話速度の授業であれば、感嘆詞や間投詞を除き、語尾を省略するといった工夫により、ほぼ話の内容のすべてを文字化できることとなります。と同時に、次の点を忘れてはなりません。

音声を通じた理解は必ずしも文字を通じた理解と一致しません。話しことばでは音による強調や抑揚、間を活用しますが、それらを文字化することは不可能です。したがって、ノートテイクは話しことばと書きことばのメディアとしてのちがいを意識しなければなりません。話しことばをそのまま文字化したからといって、話しことばに含まれる情報が正しく伝わるとは限らないのです。

一例ですが、たとえば音声で「オアッス」と言ったとしましょう。聞き手は、その場の状況によって「おはようございます」を縮めて言ったのだと理解するでしょう。あるいは、東京の下町言葉「ンナコタネエ」という音声を「そんなことはない」と理解します。音声認識ソフトが音声を完璧に文字化できない理由の1つもこの点にあります。

また、話しことばでは文章化したときに句点のない、したがって一読するだけでは理解しづらいセンテンスが延々と続くことがあります。「～ですけども」や「～が」といった接続助詞が論理的な機能を果たさず、口癖として用いられるという点も話しことばの特徴でしょう。

さらには文字情報特有の限界もあります。文字で書かれた「ばか」は、「軽蔑するような調子」や「かわいいなという気持ち」あるいは「軽い気持ち」をこめて、幾通りにも表現することがで

◆ATOKとは

JUSTSYSTEMの日本語音換ソフトウェア。予測変換や省入力機能が活用しやすく、パソコンノートテイクがよく利用している。

きますが、その表現は「ばか」という文字からは伝わりません。要は、話しことばを書きことばにするときは、音を文字にするのではなく、意味を文字にしているということ、一つ一つの音声の一つ一つの文字に対応するとは限らないということです。そうした特徴に注意を払った上で、何よりも大切なことは利用者の要望にそって手書きのノートテイクと1人要約入力によるパソコンノートテイク、そして連係入力によるパソコンノートテイクという3通りの方法を活用することが求められます。「初めに要約ありき」でもなく、「文字量が多いほどよい」わけでもなく、要は利用者の自己選択と自己決定を可能にするサービスメニューが用意されていることこそが重要なのです。

	情報量と特徴	求められる能力	運営上の課題
手書き	話しことばの約2割。箇条書き、体言止め、略号等を活用。	読みやすい筆記。要点と構造を理解し、構文を作成する力。	支援者が集まりやすいが、定期的な技術研修が欠かせない。
PC 1人 要約	話しことばの4～5割。読みやすさに配慮した表示。	PCを筆記用具として使いこなす力。ある程度、要約する力。	PC操作の習熟者を対象にノートテイク技術を指導する。
PC 連係 入力	話しことばの6～8割。話しことばにそった多くの情報量。	120～180字/分の素早い入力速度。連係作業の習熟。	必ず2人が必要。速い話では不整文が現れることもある。

ノートテイクの評価

パソコンが伝えた内容に基づいて、利用学生は受験し、単位を取得します。そこでノートテイクの入力した内容を評価する仕組みが欠かせません。次のような点を自己評価、他者評価を通じて確認しましょう。

- 重要な語句を入力表示したか。
- 意味のとりちがいや誤解がないか。
- 文法のまちがいがいないか。
- 正しい漢字や英字等の表記。
- 要旨を的確に伝えているか。
- 携帯電話の音や校内放送等、その場の空気を変えるような音情報を入力表示したか。
- 守秘義務、ルールに基づいて活動しているか。

〈参考文献〉

「やってみよう！パソコンノートテイク冊子版」日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPnet-Japan）

太田晴康「ノートテイク（要約筆記）支援ソフトの設計と活用」『静岡福祉大学紀要第2号』（静岡福祉大学、2006年）

10

高等教育における手話通訳

日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）事務局

ノートテイクが主流であった高等教育での情報保障支援に、最近は手話通訳による支援の取組みを始める所が増えてきています。その背景として、利用学生から手話で情報を受けたいという声が増えてきたこと、ゼミや実習では位置が固定となるパソコンノートテイクよりも手話通訳の方が柔軟な対応ができること、ディスカッションでは、よりリアルタイムに情報が受け取れるので、発言の機会を得やすいなどの理由があげられます。

ここでは高等教育における手話通訳の必要性や手話通訳による情報支援の特徴について考えてみましょう。

手話とは

(1) 手話とはどんなもの？

手話通訳について考える前に、まず手話とはどういうものかを理解しておきましょう。

手話は、ろう者の社会の中から生まれた自然言語です。他の言語同様、複雑な文法や豊富な語彙を備えており、その言語構造は日本語とは異なっています。手の動きにより「単語」や、日本語の50音にあたる「指文字」を表現し、文法にあたる部分は、手だけでなく、上体と眉や口の動きなどで表します。

手話は決してジェスチャーやパントマイムのような記号の寄せ集めではありません。また、国や地域が異なれば手話も異なり、方言や性差、世代差もみられます。もちろん、抽象概念を語ったり、ジョークや皮肉を言い表すこともできますし、手話を使って高等教育レベルの授業を行うこともできます。ただ、特殊な専門領域で、これまで聴覚障害者が進出してこなかった分野では、当然手話の語彙も未発達のままです。このことは聴覚障害者をとりまく社会の問題であり、手話の言語構造とは分けて考えなければなりません。

(2) 手話を使う人は？

幼少時から、自然に手話に触れる環境で育った聞こえない人たちは、日常のコミュニケーションに手話を使用するようになります。こうした人たちの多くはろう学校に通います。

これに対し、手話に触れる機会がなく育つ人もいます。これらの人たちは普通学校で学び、手話を使う人たちとの交流はあまりない場合が多いようです。その場合、コミュニケーション方法は一様ではありません。手話は使わずに、補聴器で音声を取り、口話を使う人もいますし、社会に出てから日本語対应手話を身につけて使うようになる人などさまざまです。

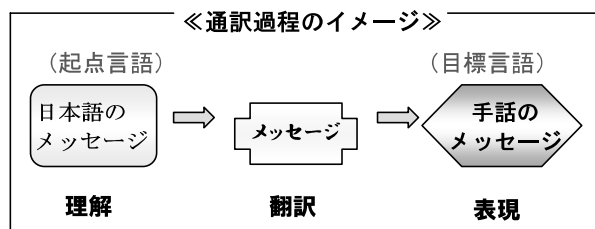
そのため、個々の学生のコミュニケーション上のニーズを見極め、それに応じた手話通訳の利用を検討する必要があります。

手話通訳とは

(1) 通訳とは？

テレビなどで、自分の知らない国の言葉を日本語に訳して伝える通訳者を目にする機会がありますね。ここでは、まず、通訳とはどんな作業なのか考えていきましょう。

通訳が必要となるのは、異なる言語を用いるもの同士がコミュニケーションを行う場合です。通訳者はお互いが話を理解できるように、双方の間に立って一方の言語を翻訳して他方に伝えます。



→参照 TipSheet

⑤聴覚障害教育におけるコミュニケーション方法

通訳には、双方の言語を理解する力と表現する力を備えていることはもちろんのこと、理解したメッセージを瞬時に別の言語に的確に翻訳する技術が必要です。そのため通訳者は、高度な知識と技術が要求されます。メッセージを正確に理解するために、日ごろから社会情勢に目を向け、幅広い知識を備えていなければなりませんし、瞬時に言語を翻訳できるための技術の研鑽も欠かせません。

そして、通訳者に課せられた守秘義務を遵守することも大切です。通訳の性質上、特異な場に存在することになることが多く、普段は耳にしないような情報を知ることになります。通訳者として知った内容は、決して他に漏らさないことになっています。

(2) 手話通訳の特徴

手話通訳者は、ろう者の手話を日本語に変換して聴者に伝え、聴者の日本語を手話に変換してろう者に伝えるという双方向の変換を行っています。

この時、音声言語間の通訳と大きく異なる点が1つあります。それは、手話通訳者は、話されたメッセージだけではなく、周囲の「音」情報をもろう者に伝えているからです。つまり、手話通訳者は、聞こえる者が耳から得ている情報を、すべてろう者が目で見てわかる言葉にして伝えているのです。そのために、手話通訳者は常にろう者から見える位置に存在している必要があります。

(3) 高等教育における手話通訳

高等教育機関は、将来の研究者となる者を育てる場です。講義内容は専門分野に特化し、最先端の情報を取り扱うこととなります。学生は授業を受身で受講するだけでなく、自分で研究や発表を行うための自発的な勉強が多くなります。そして、試験やレポートをこなす単位を習得しなければなりません。

手話通訳者は専門分野の授業を理解して、手話に変換する力はもちろんのこと、学生がそこで何を学ぼうとしているのかを知り、それを確実に伝える技術が求められます。

また、事前に渡された資料を読み込み、通訳に臨む前に自分で関連事項を調べたり、勉強できる学力も備えていなければなりません。通訳する授業の形態もさまざまですので、状況に応じた柔軟な対応も必要になってきます。

このように、高等教育機関で通訳を行うためには、とても高いレベルの技術が必要になります。

手話通訳を利用した授業

では、高等教育機関で手話通訳による情報保障を行うには、どのようなことに注意して進めればよいのでしょうか。

(1) 手話通訳派遣の手順

まず、通訳者を依頼する方法を検討します。依頼の方法は地域の派遣機関に依頼する、または学内で独自に通訳者を探すなどがあります。詳しくは「手話通訳による支援」のTipSheetで解説していますので、各大学・機関の方針や予算の状況を考慮して検討して下さい。

通訳の依頼方法が決まれば、あとはノートテイクなどによる情報保障と同様に、利用学生から要望のあった科目に通訳者が配置できるようにコーディネートを行っていきます。通常は1コマを2人の通訳者で担当します。担当教員には聴覚障害学生への理解と配慮を求める働きかけを行います。

授業が始まる前までに、教員と利用学生、支援担当者は、何が必要か、どういう方法で授業を進めたらいいのかをあらかじめ話し合っておきます。特に授業を担当する教員には、通訳を見ながら授業を受ける学生への資料提示の方法や、話し方の工夫が必要なこと等、できるだけ具体的に説明しておくとい良いでしょう。あわせて通訳者への事前の情報提供についても協力をお願いできるとよいですね。

→参照 TipSheet

⑥情報保障の手段

→参照 TipSheet

⑪手話通訳による支援

→参照 TipSheet

⑱授業における教育的配慮

→参照 TipSheet

⑲学期初めのコーディネート業務

(2) 手話通訳者への情報提供

手話通訳を効果的に利用するには、さまざまな準備が必要になってきます。授業を行う教員だけでなく、利用学生と支援担当者それぞれが行なわなければなりません。

以下、準備が必要な内容を列挙します。

◇概要をつかむための資料の提供

- ①授業のシラバス…授業全体の概要をつかむために必要です。
- ②テキスト…使用しない場合は、授業の内容を理解するための関連書物があるかどうか確認します。
- ③当日使用する資料等…事前に提出してもらうようにあらかじめ担当教員に依頼しておきましょう。

◇理解の手がかりへの配慮

- ①打ち合わせの確保…専門に特化した科目では、資料の内容を通訳者が理解するための支援も必要になります。できるかぎり、事前に打ち合わせ時間を取り、ある程度授業内容を把握した上で通訳できる体制を整えます。
- ②進行の確認…ビデオの使用、パワーポイントの使用等の情報は、通訳者にとっては、通訳の方法を考える上での大事な情報になります。他にグループでの話し合いをするような場合も事前に伝えておくとい良いでしょう。
- ③他の学生への依頼…ゼミなど学生が発表する時には、資料の提出に協力してもらいましょう。作成が間に合わない場合は、途中経過や過去の発表原稿でも構いません。完璧な資料でなくてもよいので、通訳者が事前に勉強できる手がかりとなるものを提示することを心がけましょう。
- ④利用学生との打ち合わせ…利用学生が手話による発表を行う場合は、前もって資料を渡し、できるだけ事前に打ち合わせをしましょう。発表は内容だけでなく、使用する言葉も評価の対象になってきます。自分が使いたい用語や言い回しを確認しておくことで、通訳もスムーズになります。
- ⑤引継ぎ…授業は連続して行われます。次回の通訳者へ当日の内容と次回の予定などを引継ぐ作業を忘れずに行いましょう。

よりよい情報保障を行うために

このように、利用学生に他の学生と同じ情報を伝えるためには、多くの準備が必要になります。どれもよりよい情報保障のためには欠かせないサポートなのです。日々の業務の中ですべてをこなすのは大変なのですが、利用学生の学ぶ環境を保障するということを何よりも尊重し、コーディネートを行っていただければと思います。

協力
早稲田大学障がい学生支援室

〈参考〉
「手話文法研究室」
<http://sling.net/> 市田泰弘

11

手話通訳による支援

日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）事務局

→参照 TipSheet

①高等教育機関における聴覚障害学生支援

◆聴覚障害者情報提供施設とは

平成2年に身体障害者福祉法の第34条に定められた。各都道府県、政令都市に一つ設置することとされているが、2009年5月現在37箇所に留まっている。

※「特定非営利活動法人 全国聴覚障害者情報提供施設協議会」

京都市聴覚言語障害センター内（地域福祉部）
〒604-8437 京都市中京区西ノ京東中合町2番地
TEL：075-841-8337
FAX：075-841-8312

※「全国手話通訳問題研究会」
〒602-0901 京都市上京区室町通今出川下ル 織維会館内

TEL：075-451-4743
FAX：075-451-3281

※「日本手話通訳士協会」
〒112-0014 東京都文京区関口1-7-5メゾン文京関口805号

TEL：03-6906-8360
FAX：03-6906-8359

最近、聴覚障害学生の情報保障支援のために、手話通訳を取り入れる高等教育機関が増えてきました。ノートイクによる支援体制はある程度整い、次は手話通訳、と考えていらっしゃることも多いのではないのでしょうか。

ここでは、そんな高等教育機関において手話通訳を確保し、配置していく方法やその手順について説明していきます。

手話通訳者の確保

手話通訳者を確保するには、大きくわけて二つの方法が考えられます。

(1) 派遣機関に依頼する方法

一つ目は、各地域で手話通訳者の派遣を行っている公的な機関（聴覚障害者情報提供施設や聴覚障害者団体等）に申し込む方法です。

派遣機関では国が定めたカリキュラムに基づいて養成した通訳者を登録し派遣を行っており、高等教育機関の申し込みに対しては、有料で一定の技術を有した通訳者を派遣してもらえます。機関の所在地は、役所の障害福祉課などに問い合わせればわかるでしょう。派遣にあたっての費用は各団体が独自に定めていますので、確認しておくといでしょう。

ただし、派遣機関に十分な人数の通訳者が確保されていないなどの理由で、大学の授業のように毎週決まった時間に連続して行われるものに対しては派遣してもらえない場合があります。入学式や講演会などの行事であれば利用しやすいのですが、授業への派遣依頼となると現状では難しい面があります。また、毎回同じ通訳者が派遣されるとは限りませんので、授業ごとにあらためて引継ぎを行うなどの必要が生じる場合もあります。

(2) 高等教育機関で通訳者を確保する方法

最近、増加しているのは、高等教育機関で独自に通訳者を探し、学内で雇用したり、複数の通訳者に登録してもらい、高等教育機関が直接通訳者本人に依頼できるようにする方法です。

この方法であれば、毎回の授業に派遣が可能になります。また、決まった通訳者を同じ授業に配置することで通訳の質を高めていくことができますし、何か問題が生じた時も派遣担当者が利用学生、通訳者の情報を持っていますので、容易に解決につなげることができます。

では、どのようにして通訳者を集めたらよいのでしょうか。

- ・通訳に派遣されたことのある通訳者に、個別にお願いする
- ・通訳者間の紹介や利用学生からの情報
- ・手話通訳養成の専門学校等で紹介してもらう
- ・手話通訳者の団体に依頼する

いずれにしても、地域の派遣協会とも十分に相談しながら、情報を収集したり、支援担当者自身のネットワークを生かして呼びかけてみるとよいでしょう。また、高等教育機関における通訳には高い専門性が必要で、誰にでもできる訳ではないので、いかにして通訳者の質を見極めるかが大切になります。

大学によっては、学内の手話サークルの学生等が、高度なスキルを習得し、通訳を担っている場合もあります。中には技術が高く、信頼できる通訳者として活躍しているケースもありますが、一部の支援学生に過度の負担を強いることにもなりかねませんし、いずれは卒業してしまうことを考えると安定した支援者の確保につながりません。やはり、大学として支援体制を構築していくためには、手話通訳士等の資格を持つ専門的通訳者をきちんと確保していくことが望ましいと言えます。

支援の実際

具体的な派遣の方法を知るために、ここでは早稲田大学障がい学生支援室の取り組みを紹介し
ます。早稲田大学では2006年に障がい学生支援室を開設し、聴覚障害者1名、聴者2名（うち1
名は手話通訳士）のスタッフが積極的に手話通訳による情報保障を行っています。（2007年現在）
コーディネータの岡田孝和氏に、具体的な支援室での活動についてお伺いしました。

《～早稲田大学障がい学生支援室の例～（岡田孝和氏）》

登録制度のスタート

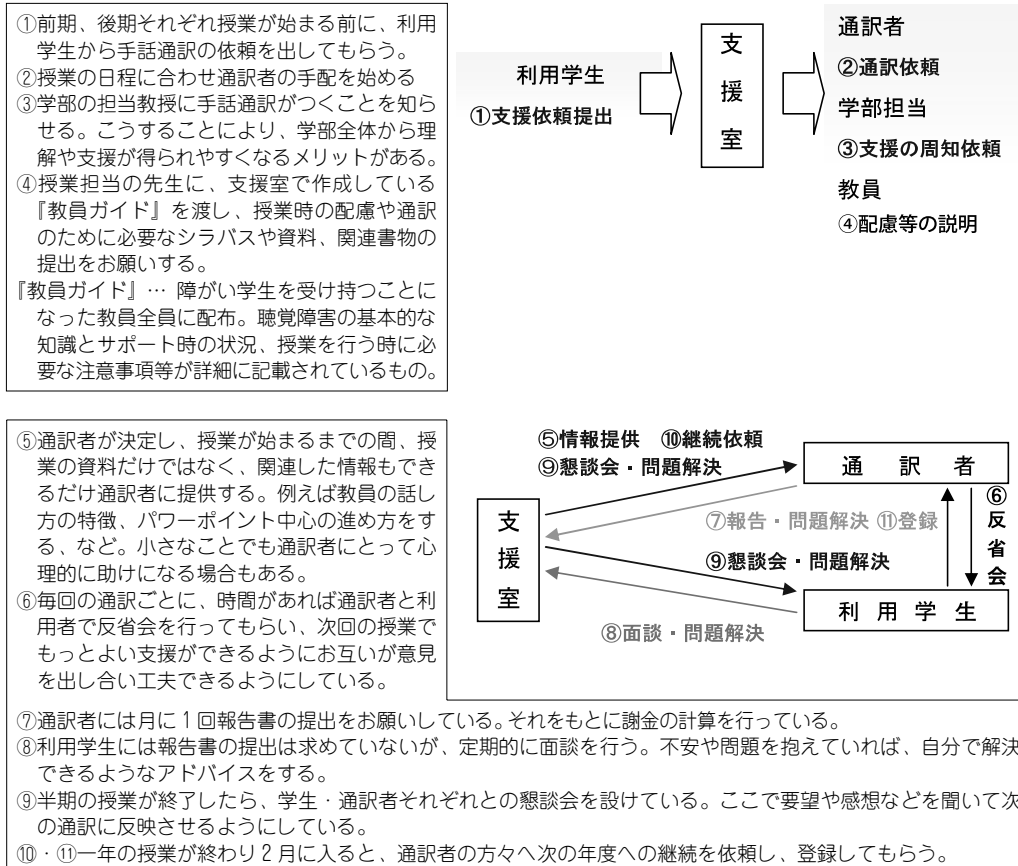
支援室開設以前は、地域の派遣機関にお願いして手話通訳者を派遣してもらっていました。
しかし、授業のたびに通訳者が変わり積み上げができないこと、通訳者の質が学生の求めるも
のに合わない等が問題になってきました。そこで、学内で手話通訳者を登録し、利用学生の依頼
にあわせて通訳者を派遣する方法に切り替えました。

支援室の担当者の知り合いや、口コミで通訳者を募り、希望者には大学においでいただき、学
内の支援制度の説明を行い、1年間の期限で登録をしていただきました。通訳者の中には毎回異
なった場で通訳するよりも学内の安定した場での通訳を望む方もいらっしゃるようです。

登録制にしたことで、通訳者の方々に大学側の方針に合わせて柔軟な対応をしてもらえま
すし、通訳後の反省会などを通してフィードバックも可能になりました。また、通訳者の技量もつ
かめますので、コーディネートもやりやすくなりました。

通常のコディネート

一年間の流れは概ね次のようになります。こうした調整の流れは、利用学生や通訳者にも知ら
せて情報共有できるようにしています。



通訳を利用した学生から

「ディスカッションなどで臨場感が味わえて、自分の意見もタイムリーに出すことができました」
「実験など器具を使用する場合は、手話通訳の支援でとてもスムーズに授業を受けることがで
きました」

※「早稲田大学障がい学生支
援室」
[http://www.waseda.jp/st
udent/shienshitsu/](http://www.waseda.jp/student/shienshitsu/)
※岡田孝和氏、2007年度ま
で在籍

コーディネーターから

「通訳者を集めるにあたっては質にこだわりました。せっかく利用学生から通訳の希望がきても、通訳者の技術が十分ではないために、学生の気持ちをそいでしまう結果になってしまったら何なりません。また、待機の通訳者にも専門用語をメモしてもらうなど、通常の手話通訳ではやらないこともお願いしていますので、学生が学ぶことを尊重し柔軟な対応ができる通訳者を求めました。

利用学生に対しては、通訳の限界について説明しておきます。通訳の役割をわかって、その上で使いこなして欲しいからです。問題が生じたら、必要であれば通訳者を変更したり、教員に通訳者への配慮をお願いするなど調整を行っています。これらは、支援室側に聴覚障害を持つ当事者と手話通訳士がいるのでできることかもしれません。支援には当事者の視点が絶対に欠かせないと思います。」

最後に

ご紹介したのは、先進的な取組みの1例ですが、大学の実情に応じてさまざまな進め方が考えられると思います。学内だけで支援を行おうとせず、地域の資源を積極的に活用したり、近隣大学機関との情報交換や連携を行うなど、工夫して支援を進めていくこともできるでしょう。高等教育機関の中で手話通訳の存在が自然になる日も、そう遠いことではないかもしれません。

協力
早稲田大学障がい学生支援室

12

通訳者の健康障害とその対応

埜田 和史（たおだ かずし） 滋賀医科大学 医学部社会医学講座衛生学部門 准教授

はじめに

手話通訳者が通訳する事に関連して生じる健康障害に頸肩腕障害（けいけんわんしょうがい）という職業病があります。ノートテイクやパソコンノートテイクに関しても、腰痛や同様の障害が発生します。ここでは、手話通訳者の健康を守るために、手話通訳者や関係者に必要とされる基本的な知識と予防対策について解説します。

頸肩腕障害とは

頸肩腕障害は、手指や腕、肩、頸部の筋肉や関節などに痛みを生じ、進行すると物が持てなくなったり腕が動かせなくなったりする病気です。病気の進行に伴い、精神的にもイライラ感や不眠感や抑うつ感などの症状がでることがあります。初期段階の肩頸のこりや腕のたるさなどの自覚症状は睡眠や休息で回復しますが、十分な疲労回復がはかれない状況が続き、肩や腕や頸部の筋疲労が蓄積していくと、強いこりや痛みを生じ、生活にも様々な影響がでるようになります。手話通訳に関連した症状としては、指や手がうまく動かなくなり手話表現が下手になったり、手話通訳後に手や指が震えたりするようになります。日常生活では、タオルが絞れなくなったり、茶碗やものをよく落としたり、ドライヤーを持って使い続けることが苦痛になったりもします。クーラーや扇風機の冷気や風で気分が悪くなることもおきます。

手話通訳における頸肩腕障害問題の経過

我が国の手話通訳者に頸肩腕障害の発生が初めて報告されたのは1984年に札幌市の嘱託通訳者の事例です。札幌市で初めて設置された専任手話通訳者として、多くの通訳や手話講座での指導を担当する経過の中で発症しました。当時、手話通訳者の心身の負担について十分に解明する事ができなかったことや、手話通訳者の健康状態についての調査などが行えなかったこともあり手話通訳による職業病として適切な対応がとられませんでした。1988年に滋賀県の聴覚障害者団体事務所で働く手話通訳者が重度の頸肩腕障害を発症したことを契機に全国規模の調査が行われ、各地の手話通訳者が同じ健康障害で苦しんでいる事が判明し、予防のための研究や取り組みが始まりました。現在では、手話通訳は頸肩腕障害を発生しやすい職業として、手話通訳者を雇う事業主には特別な予防対策が厚生労働省より指示されています。

なぜ手話通訳者は頸肩腕障害になりやすいのか

手話通訳者の体の使い方の特徴には、手話動作に関する筋の使い方と、通訳に関わる頭の使い方があります。手話通訳者に頸肩腕障害が発生しやすい理由を、筋の負担と、頭を使うことに関して生じる負担（中枢神経系への負担）とに分けて解説します。

(1) 身体的負担

手話では手や指や腕だけでなく、口の動きや表情も表現方法として用いられます。手指の動きや表情等が聴覚障害者の視野の中で同時に示される必要があり、手話通訳者は、手指を胸の高さで動かすために、腕を宙に浮かした状態で手話動作を行うこととなります。しかも、同時通訳なので話し言葉の早さに合わせて、手指や腕を高速で動かし続けます。

私たちは、何か仕事をしていて疲れてくると自然に仕事のペースを落としたり、ふと一休みしたりして疲労の回復をはかります。少し休むことで疲れた体は元気を取り戻し、仕事を続けることができます。また、この休憩は健康障害の予防にとっても大切です。しかし、手話通訳者は同時通訳を行っているため、腕や肩の筋が疲労し「たるさ」や「痛さ」や「しびれ」などのサイン

を発している、話し手が休憩するか通訳者が交代することがない限り通訳を止めることができません。こうした手話通訳の特性が筋の過度の疲労を招き頸肩腕障害を発症させます。

(2) 中枢神経系への負担

手話通訳者は、「聞き取り」通訳と「読み取り」通訳という性格の異なる通訳を行います。「聞き取り」通訳とは、音声語を聴き取って手話に通訳することです。「読み取り」通訳は、手話を目で観て、音声語で表現する作業です。いずれの通訳も同時通訳ですから、高度で高密度な脳（中枢神経）の働きが必要です。

実験的に「聞き取り」通訳中の通訳者の疲労を調べてみると、10分を過ぎると急速に疲労が強まってきました。中枢神経が疲労すると「言葉がうまく置き換えられない」とか「聞き漏らす」「読み落とす」状態になります。この段階で、少し休憩できれば疲労が蓄積することはないのですが、一度通訳が始まれば手話通訳者の疲労の状態に合わせて休憩を取るとは困難になります。その結果、中枢神経の疲労が進行します。慢性的に中枢神経が疲労すると、不眠になったり、気持ちが落ち着かなくなったり、イライラ感を生じたり、ものが考えにくくなったり、気持ちがふさぐような精神状態になっていきます。

手話通訳者の健康を守るための注意事項

手話通訳者の健康を守るために、通訳者や通訳利用者などが知っておくべき注意事項を示します。

(1) 手話通訳作業に関する注意

手話通訳者の頸肩腕障害を予防するためには、長時間の連続した通訳をなくし、一日の作業量を適切に管理して過労を防ぐ必要があります。講演の通訳では20分程度で交替することになっています。あらかじめ通訳内容がわかっている授業でも、1時間を越えて一人の通訳者が行うことは負担が大きすぎるため、交代で通訳にあたる必要があります。「読み取り」通訳の場合も「聞き取り」通訳と同様です。

一日の通訳限度量は、通訳内容や一件あたりの通訳時間により変動します。一般的な目安は、一人の通訳者が1日に担当する件数は2件程度で、長時間にわたる通訳や内容が難しい通訳、緊張度の高い通訳は1日1件です。

通訳者がとる休憩については、心身がリラックスできる条件が必要です。聴覚障害者が同席している場では、聴者との会話であっても手話を交えることや、周囲の聴者同士の会話も手話で伝えることが通訳者のルールになっているので、聴覚障害者と聴者が同席する場での休憩は手話通訳者にとっては休憩にならないことがあります。また、通訳を交替で行っている時、休んでいる通訳者は、交替後スムーズに通訳ができるよう話を聞いたり手話表現を視ることに神経を集中させているので十分な休息にはなっていません。長時間に及ぶ通訳の場合は、通訳者の休息を保障するために3人以上の通訳者が担当すべきでしょう。

その他、手話通訳者に通訳内容をあらかじめ伝えて学習・準備できるようにすること、会議などで複数の者が同時に発言することがないように事前に司会者や参加者の協力を求めること、会話が早すぎないよう配慮を求めること等も通訳者の負担を軽減する上で大切です。

(2) 手話通訳環境に関する注意

手話通訳者が椅子に座り、聴覚障害者に面して通訳するようにすべきです。机などを間に挟むと、不必要に腕上げて通訳しがちになり良くありません。冷風にさらされた場所での通訳や、騒音や周囲の話し声などで音声聞き取りにくい場での通訳や、照明が暗かったり逆光での通訳も負担を大きくします。手話通訳者の健康を守り、質の良い通訳を保障するためにも、通訳者にとって通訳しやすい環境が大切です。

(3) 健康管理に関する注意

頸肩腕障害の初期症状は腕や肩のだるさやこりなどの一般的な筋疲労症状で始まるため、検診を通じて心身の状態を把握し、予防や疲労回復をはかるための指導や通訳量の調整などを行

う必要があります。手話通訳者がプロであってもボランティアであっても、手話通訳を依頼する大学や教員は手話通訳者の健康に関して配慮する責任があります。手話通訳者の利用頻度が高い大学は、手話通訳のコーディネートについて専門研修を受けた職員等を準備すべきです。

(4) 手話通訳者の自己努力

頸肩腕障害は筋の疲労が原因で生じるので、手話使用前後にストレッチ体操を行うことは予防に効果があります。また、体操で筋肉をほぐし新鮮な血流を筋肉に流し込むことは、予防や疲労を回復させる効果があります。ゆったりとした気持ちで体操をすることは精神的な緊張も解きほぐす効果もあります。お風呂で体を暖めた後にストレッチ体操することは心身の疲労回復に大きな効果が期待できます。手話通訳者向けのストレッチ体操のDVD教材も出版されていますので、正しいストレッチ体操の行い方を身に付けて下さい。

おわりに

正しく理解していただきたいのは、手話通訳が健康に有害なのではなく、過度の手話通訳が健康を害するということです。適切な配慮のもとで、手話通訳者が健康に不安なく通訳できることを願っています。

〈参考文献〉

「手話通訳者の健康管理マニュアル」 全国手話通訳問題研究会編（文理閣）

「体をほぐしていきいき仕事」
全国手話通訳問題研究会発行

13 補聴援助システム

立入 哉 (たちいりはじめ) 愛媛大学 教育学部特別支援教育講座 准教授

◆磁気誘導システム（ループシステム）とは

マイクから入力された音声を磁気誘導アンプで電磁波に変換し、その音声情報を補聴器や専用受信機で受信することで、音声を聴きやすくするシステム。ループ配線内ではどの場所でも、周囲の騒音や残響等の影響が少ない状態で明瞭な音声を聞くことができる。

◆赤外線補聴システムとは

マイクなどから入力された音声を赤外線に変換して放射し、その音声情報を専用の赤外線レシーバで受信することで、音声を聴きやすくする補聴システム。赤外線の照射エリア内ではどの場所でも、周囲の騒音や残響等の影響が少ない状態で明瞭な音声を聞くことができる。

◆SN比とは

雑音と音声との比。この値が大きいと、より周囲の雑音より音声が強いことを示す。

「補聴援助システム」とは？

補聴援助システムとは、聴覚障害児・者の聞こえの向上または代替するシステムを指しています。補聴援助システムは、1：話し手の数・聞き手の数や、場面設定という分類と、2：音響情報の伝達・代替方法による分類の2通りの分類ができます。このように、用途や場面に応じて、いろいろな補聴援助システムが考えられています。

【表1】補聴援助システム＝使用場面による分類

1人の話し手→1人の聞き手（親子の会話や授業）
 1人の話し手→多数の聞き手（ろう学校など）
 多数の話し手→1人の聞き手（家族での会話）
 多数の話し手→多数の聞き手（会議場面など）
 音を出す電化製品→聞き手（テレビの音を聞く）
 電話（テレ・コミュニケーション）
 感覚代行機器（振動式時計など）

■学校や大学などの教育機関では、教員の声をよりきれいに聞くためのシステムが求められるでしょう。

【表2】補聴援助システム＝伝達・代替方法による分類

①磁気誘導システム（ループシステム）
 ②FM補聴システム
 ③赤外線補聴システム
 ④Bluetooth（ブルートゥース）
 ⑤有線（外部延長マイク利用など）
 ⑥拡声装置（音場増幅式補聴システム）
 ⑦感覚代行機器

■この中でも特に用いられる頻度が高いのは、ループシステムと、FM補聴システムです。

「補聴援助システム」の効果とは？

「補聴援助システム」は、以下の2つの目的で使用されます。

- 周囲の雑音をできるだけ排除して、聞きたい声をよりきれいに聞こえるようにする（SN比の向上）。
- 部屋の壁などに反射した音によって、音が曇ったりしないよう、できるだけクリアな音で聞こえるようにする（残響時間の短縮）。

ここでは、こうした補助援助システムのうち、特に教育現場で用いられることの多いFM補聴システムについてより詳しく解説します。

「FM補聴システム」とは？



「FMシステム」は、FMマイクとFM受信機のセットの2つで「システム」となっています。これはちょうどラジオ局とラジオ受信機の関係に似ています。

話し手（教室では教員のことが多い）がFMマイク（FM電波の発信元＝ラジオ局）を持ち、声を電波に乗せて流します。これを、聴覚障害学生が装着している小型のFM受信機（FMラジオ）で受け、鮮明な声を聞こえるようにするものです。

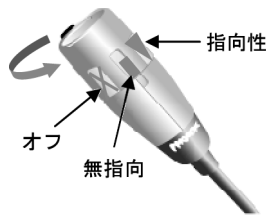
「FM補聴システム」の種類

話し手が装着するFMマイクには、ブームマイク型、タイピン型、卓上型の3種類があります。

ブームマイクの装着



ピンマイクの使用



2種のFM受信

オーディオシュー+FM受信機



補聴器ユーザーが使用するFM受信機には、補聴器の下に接合するものと、首にネクタイのようにかける物の2種類があります。

外部入力端子がない補聴器で使用する場合は、補聴器のスイッチをTかMT (Tコイル) にあわせて使用するとよいでしょう。

「FM補聴システム」の使い方



まずは発信側のFMマイクを使用できる状態にします。特にマイクの位置に気を配ってください。口元からの距離が遠い場所に付けたり、マイクの向きが口元とはよその方向に向いていると、声を集音できず効果がありません。Yシャツの場合は、上から第1ボタンと第2ボタンの中間ぐらいが理想的な装着位置です。

次に受信機＝補聴器側の設定が必要です。受信機や補聴器の設定はそれぞれの器種によって異なります。補聴器ユーザーの方に操作はお任せください。

使用開始前に、学生にマイクを通して話しかけ、電波がちゃんと送られていることを毎回確認してください。FMマイクの電池が切れていることも意外と多いのです。

「FM補聴システム」の使用上の配慮事項

1. FMシステムは魔法ではありません

FMシステムの使用により、確かに音は届くようにはなりますが、そのことと会話内容がわかることは別次元です。聴覚障害学生の多くは、「音が歪んで聞こえる」という特徴がある感音難聴を有しています。FMシステムを用いることで、音は確かに鮮明になりますが、だからと言って完全に聞こえるようにはなりません。やはり、一般的な聴覚障害学生に対する話し方の配慮は怠らないでください。

2. 周りの声が聞こえにくくなることもあります

FMマイクはいわば補聴器のマイクを長く延長したようなものです。FMマイクを装着している人の声は聞こえやすくなりますが、装着していない周囲の人、例えば、授業中の学生からの質問は聞こえにくいまです。FMマイクを装着している人が、質問内容を復唱すること（例えば、「質問内容は……ということですね。いい質問ですね。」ということ）が大切です。

→参照 TipSheet

⑱授業における教育的配慮

その他の補聴援助システム

上に挙げたFM補聴システム以外にも様々な補聴援助システムがあります。例えば、下記のような時に使用できるシステムが用意されています。

- CDやテレビの音を明瞭に聞き取りたい
- 携帯電話で会話をするとき明瞭に聞き取りたい
→CDやテレビ、携帯電話と補聴器を、【表2】に示した「ループシステム」「FM補聴システム」などの各補聴援助システムを使って直接つなぐ方法があります。
- 人工内耳と組み合わせて使いたい →補聴援助システムは人工内耳の方にも使用できます。
- テレビを字幕付きで見たい →地デジ対応テレビでは字幕機能が内蔵されています。
- 普通の目覚まし時計だと、朝起きることができない
→ベルの代わりに振動する目覚まし時計があります。
- 呼ばれても気づかず^{こた}応えられない →離れた場所から振動で呼び出せる装置があります。

補聴器を使用しても、音の聞こえは学生によって異なります。どんな補聴援助システムが使いやすいのか、必ず学生とよく相談して、一番よいシステムを選ぶとよいでしょう。

※FM補聴システムに関してのお問い合わせは「日本教育オーディオロジー研究会」へ。
FAX：089-946-5211

14 聴覚障害学生支援におけるコーディネート業務

土橋 恵美子 (つちはし えみこ) 同志社大学 学生支援センター 障がい学生支援コーディネーター

倉谷 慶子 (くらや けいこ) 関東聴覚障害学生サポートセンター コーディネーター

中島 亜紀子 (なかじま あきこ) 筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター 技術補佐員

はじめに

学内で障害学生の支援を進めるためには、障害学生のニーズを把握し、これに応じたサービスを提供するとともに、全学的な支援体制の向上につなげるための「コーディネート」が重要な要素となります。聴覚障害学生支援をコーディネートする場合、授業時の支援にとどまらず、大学全体のバリアフリーを視野に入れた環境調整を行うことが必要です。ここでは、聴覚障害学生支援に求められるコーディネートの具体的な内容と実際の設置形態、担当者が必要とされる資質や条件について述べていきます。

コーディネートの業務

聴覚障害学生支援には、人材、時間、資金の確保と調整が欠かせません。これらを中心に担うのが「コーディネーター」です。ここに、ある大学の専任コーディネーターが行っている業務を整理してみます。

①利用学生のニーズ把握

障害の程度や環境によって、ニーズは異なります。Aさんには全ての授業をノートテイクで保障する、Bくんには残存聴力を活用しやすくするために補聴環境を整えるとともに、授業後にノートを渡す、Cくんには希望する授業にのみ手話通訳で保障する、など支援方法がまったく異なることもあります。支援を行うには、個々の聴覚障害学生のニーズを把握することが重要です。

②情報保障者の養成と維持

ノートテイクやパソコンノートテイクを行う情報保障者の多くは、4年間で卒業していく学生であるため、常に養成を続けることが必要となります。また、力のある積極的な学生を指導者として養成し、スキルアップをすることも大切です。

③情報保障者のシフト作成と派遣

利用学生が情報保障を希望する時間および希望する手段に応じて、誰をどの授業に派遣するかを決定していきます。このとき、時間的な都合だけではなく、支援技術や支援経験の有無を考慮して配置します。授業開始後は利用学生、情報保障者双方から様子を聞き、支援が円滑に行われているかどうか確認します。支援上問題が生じた場合は、状況を把握した上で改善方法を提案することが必要です。

④教職員や学生の理解啓発

教職員や学生の中には、聴覚障害学生と関わった経験のある人となない人とで、理解に温度差があります。このような格差をなくすため、全学を対象とした研修会や講習会を企画し、学内の理解啓発に努めます。大学のホームページなどでも積極的に障害学生支援の取り組みを伝え、理解を呼びかけることで、大学全体の意識改革につなげます。

⑤年次計画と予算の作成

設備・機器備品・人件費・委員会・行事・広報など支援に関わる費用全般を把握した上で、年間の予算計画を立てて、申請します。必要な予算を計画的に獲得することにより、次年度の運営の充実を図ることができます。

⑥支援ネットワークづくり

量的、質的な情報保障のニーズを満たすために、必要に応じて地域資源を有効に活用します。また、円滑に支援を進めるには、学内の各部署との連携体制が必要です。担当者一人がす

→参照 TipSheet

- ⑮入学当初のサポート
- ⑯学期初めのコーディネート業務

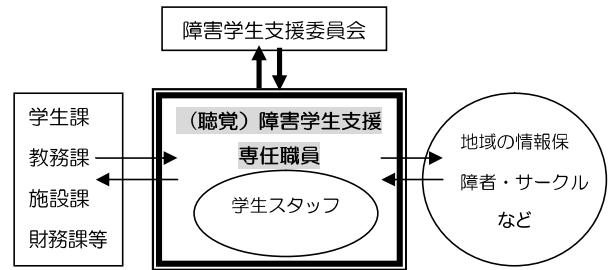
→参照 TipSheet

- ⑰障害学生支援の財源について

すべての業務を抱えるのではなく、ネットワークを形成することが、支援の充実に繋がります。

コーディネーターの設置形態

では、このようなコーディネート業務は、どの部署でどのように行えばよいのでしょうか。前項にあげたような業務の幅広さを考えると、しかるべき機関に専任の職員をおいて対応するのが望ましいと言えます。実際国内でも、支援に関する専門的な知識や、情報保障の技術を持った人材が専任コーディネーターとして配置されて、さまざまな機能を担っている例がいくつかあります。また、特別なスキルを持っていない人材であっても、専任職員として学内に設置することで、学内外の様々な部署や人材と連携を図り、ネットワークの中心として支援を運営している例もあります。



しかし現在のところ、多くの大学では学生課などの事務職員が、他の業務と兼任でコーディネートを担っているのが現状です。この場合、大学としては設置が容易になりますが、支援のノウハウが十分でない上、時間の制約があるため、緊急性の高い業務から優先的に対応していくことになり、その結果、当面の支援体制は立ち上がるものの、体制の維持発展に関わる業務には手が及ばない状況も生まれてくることが多いようです。また、次項で述べるように外部の他機関を活用して運営している例もありますが、この場合も、学内に何らかのコーディネート機能が必要になります。なぜなら、外部機関の協力があっても、学内に支援体制がなければ、利用学生の卒業や担当した職員の異動などをきっかけに、それまで蓄積してきた支援ノウハウが消滅してしまう可能性があるからです。

外部機関によるコーディネート

情報保障者の養成や派遣に関する業務は、外部機関の協力を得て実施することが可能です。例えば、関東地域にある聴覚障害学生サポートセンターでは、情報保障者養成の講座企画を行っています。ここでは、個々の大学や利用学生の状況に応じて指導内容を構成しています。

また、地域の通訳者派遣協会や要約筆記サークルなどから情報保障者の派遣を受け、人材不足に対応するケースもあります。場合によっては、養成講座や理解啓発講座の講師派遣などを受けられることもあります。

このように外部から支援者の派遣を受けたり、情報提供等の協力を得られることは、大学担当者の大きな支えとなります。しかしいずれの場合も、コーディネートのノウハウを少しずつ学内に引き継いでいくことが大切です。

学生支援グループによるコーディネート

手話サークルやノートテイク支援グループなど、学生主体の組織が支援活動の調整を担っている大学も数多くあります。このような支援グループは、利用学生にとって身近な存在であるため、個々のニーズを丁寧にすいあげるとともに、学生同士の繋がりによってノートテイクの技術を引き継いでいくことができます。

しかし、本来専任職員をおいて対応するほどの業務を、学生が学業と両立させて行うのは多大な負担となります。実際には利用学生のニーズが把握できても対応しきれない場合も少なくありません。そのため、学生活動から蓄積されたノウハウが損なわれないように配慮しつつ、大学との協同体制に移行していくことが重要であると言えます。近年は学生課やボランティアセンターなどが支援の主体となった上で、学生支援グループを組み入れた支援体制を実現させている例もあります。

次表に、本項で述べた設置形態の利点と問題点にまとめます。

→参照 TipSheet

②支援体制の組織化のプロセス

形態	利 点	問 題 点
専 任 職 員	大学生生活全般を見通した、長期的計画的な支援の遂行が可能	業務が集中し、負担過重になりがち
兼 任 職 員	学内の関係部署との連携が図りやすい	支援に関わる業務に、多くの時間を避けない
外 部 機 関	ある程度の支援体制が比較的短期間で整う	学内に支援担当者の存在が必須
学生グループ	支援学生にとっても学びの機会となる	学業との両立は大きな負担

コーディネーターに求められる資質と条件

以上に挙げたように、聴覚障害学生の支援コーディネートは多岐に渡る業務を内包しています。これらの役割を果たしていくために、コーディネーター担当者にはどのような力が求められるのでしょうか。手話通訳やノートテイクの技術をもち、養成や授業の情報保障を担当できることが望ましいですが、最も重要とされるのは、支援体制を俯瞰し、全体を調整する役割です。したがって、支援の全体像を視野に入れ、各担当者に役割を分担し、それぞれのニーズや意見を引き出しながら体制を運営していくコミュニケーション能力、情報収集をして必要な人材や設備を確保していくネットワーク形成能力などが、もっとも必要な資質であるといえるでしょう。

また、質の高い支援を提供していくためには、常に利用者の立場を理解しようと努める姿勢、新しい情報や知識を求めて研修会などに積極的に参加し、他大学や他機関との情報交換を密にしていく姿勢を欠かすことができません。

支援体制の発展・維持には、担当者の積極的な働きかけに負うところが大きいのが事実です。支援体制の課題を的確に把握し、大学内外のネットワークを活用して改善にあたっていく担当者の動きが、サポートの成果に大きく影響していることはいまでもありません。

終わりに

利用学生が主体的にサポートサービスを活用し、自分らしく当たり前の一学生として学生生活を継続できるように支えていくのが、コーディネーターの業務です。その役割が理解されることによって関係者のネットワーク化が進み、よりきめ細かな支援の提供が普及するよう努めることが、当面の課題と言えるでしょう。

※PEPNet-Japanでは支援体制の立ち上げに関して次の資料を作成・配布しています。

〈参考文献〉

「資料集 聴覚障害学生支援システムができるまで」

日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）

「資料集 聴覚障害学生支援システムができるまで 第2集」

日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）

15 入学当初のサポート

土橋 恵美子 (つちはし えみこ) 同志社大学学生支援センター 障がい学生支援コーディネータ
 倉谷 慶子 (くらや けいこ) 関東聴覚障害学生サポートセンター コーディネーター
 中島 亜紀子 (なかじま あきこ) 筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター 技術補佐員

入学決定後のサポートの流れ

学生生活を送る上で支援が必要な学生に対し、支援体制を構築するためには、入学前から十分な準備を進めていくことが重要です。特に聴覚障害学生への支援には、支援担当の職員やノートテイク、手話通訳者など人的資源が必要となるため、早めの対応が肝心です。入学決定時から授業開始に向けて、一般的には以下のようなスケジュールで支援体制の方向性が固められます。

時期	サポートに関する打ち合わせ事項や実施内容
入学の決定	◎支援担当部局・担当者（学部教員や学生課職員、支援専任職員など）の決定 ◎大学における支援や情報保障に関する情報収集 ◎サポートに関する打ち合わせ 障害の程度、コミュニケーション方法、ニーズの把握、 身体障害者手帳の有無確認 入学式やオリエンテーションのサポート方法の確認 履修の概要説明 （打ち合わせの内容を受けて）
	◎支援の実施体制の決定 ◎支援者の募集・支援者養成の手配 → 養成講座の実施 ◎学外の支援者派遣団体、聴覚障害者支援団体などとの連携体制作り ◎履修に関する情報提供、相談対応の開始 ◎学生用啓発パンフレットの作成・配布 ◎教職員の配慮事項、ガイドブックの作成・配布 ◎入学式や説明会、オリエンテーションでの情報保障者の手配 （手話通訳者、パソコン要約筆記者、ノートテイクなど）
入学式	◎入学式や説明会での情報保障の実施
オリエンテーション期間	◎オリエンテーション期間の情報保障の実施
	◎授業時の配慮内容確認 → 教職員への周知 ◎履修に関する相談対応 （語学・ゼミ・実習・実験・ビデオ他映像使用授業での対応や代替措置、資格取得関係など） ◎支援者のシフト作成 → 周知 ◎一般学生への理解啓発 ◎支援者の養成
授業開始	◎支援者の派遣 ◎利用学生及び授業に合わせたサポート内容へ改善 ◎支援者と利用者の懇談会の開催

◎支援に欠かせない最優先事項 ○よりよい支援のために必要な事項

入学前の打ち合わせ

入学決定後に行う、各部署の担当者と利用学生の顔合わせを兼ねた打ち合わせは、入学後の支援の方向性を決定する上で大変重要な機会です。なぜなら、支援の方法は障害の種類や程度で一概に決まるものではなく、ニーズに基づいた対応が必要になるからです。入学前から支援体制や予算が整備されていたとしても、支援の内容や方法は一人ひとりの学生と向き合って決めていくのです。この打ち合わせでは、支援に関わる様々な立場の人が集まり、情報の共有と支援内容、方法の確認を行います。このとき、学部長や支援委員会委員長、学生課長など、支援に関する決定権をもつ立場の教員も同席し、支援内容について合意を得ながら進めていくことが大切です。

また、初めて聴覚障害学生の支援をする大学の場合は、他大学で聴覚障害学生支援を担当している教職員や有識者の同席のもと、情報交換を行ったり、助言を得たりすることも有効です。さらに、聴覚障害学生にとって、大学での授業がどのようなものかイメージしにくい場合が多いの

→参照 TipSheet

⑭聴覚障害学生支援におけるコーディネート業務

→参照 TipSheet

⑲授業における教育的配慮

で、できれば事前に授業を見学してもらおうと良いでしょう。

打ち合わせの主な内容は、履修登録の方法や制度、支援についての説明と、聴覚障害学生の障害の状況・ニーズの確認などです。学生は、それまで支援を受けた経験が少ない場合が多いので、どのような支援が可能か、他大学ではどのような方法で行われているかなど、具体的な情報を提供していくことで、支援の開始が円滑になるでしょう。

その際、聴覚障害学生自身がその場での話し合いに参加できるよう、手話通訳者やノートテイクをつけたり、筆談を交えて確実に伝わるよう進行方法を工夫します。また、聴覚障害学生が自分のニーズを整理して伝えやすくなるように、あらかじめ相談する内容を文書で伝えておくなどの配慮も必要です。

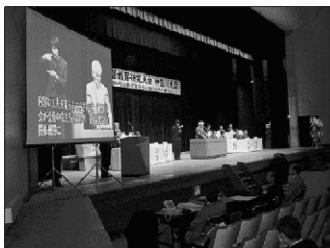
履修に関する配慮

授業における支援は情報保障者の配置だけではありません。履修申請時の調整や配慮によって、学びやすい環境を整えることが必要な場合も多く、語学やゼミ、実験、実習など授業形態が複雑な授業では特に重要になります。以下はその具体例です。

- ・ 語学のリスニングやスピーキング授業をリーディング・ライティングへ振り替えて申請できるようにする
- ・ 個別指導、チューター制度などを紹介する
- ・ 授業担当教員との事前打ち合わせを設定し、必要な配慮や授業の進め方について確認する
- ・ 配慮事項として、文字資料の提供、授業方法の事前確認を周知徹底する

このほか、複数の聴覚障害学生が同じ科目を履修する場合、できるだけ同一のコマを履修するように調整し、情報保障者を共有できる状況をつくることもあります。

入学式での情報保障



式典での、手話通訳とパソコン要約筆記のスクリーン投影

入学式は、人生の節目の機会です。聴覚障害学生が周囲の学生と同様に祝福と励ましの中で大学生活をスタートさせるためには、情報保障が欠かせません。入学式のような行事の場合には、地域の手話通訳者や要約筆記者の派遣制度が利用できる場合があるので、大学内で情報保障体制を組むことができない場合は、行政、社会福祉協議会、情報提供施設等に派遣依頼の相談をするとよいでしょう。

式典の情報保障では、手話通訳者の立ち位置や照明、パソコン要約筆記の機材の配置や表示方法など、関係者との打ち合わせが不可欠です。当日会場で情報保障に対応する担当者を決めておくとういでしょう。また、パソコン要約筆記を用いる場合は、式次第や式辞の原稿を前もって渡しておくことで、事前に入力して準備することができ、円滑な情報保障が可能になります。

オリエンテーション

授業開始までに行われる新生を対象とした一斉オリエンテーションでは、学生にとって大切な情報がたくさん提供されます。詳細な資料が用意されていても、口頭で伝えられる細かな情報こそ、学生生活にとっては重要であることが多いので、聴覚障害学生のニーズに応じた情報保障を用意し、これから始まる学生生活について、きちんと伝えられる手段をとります。このような行事でも、地域の派遣制度を利用できる場合もあります。

また、全ての新生が集まるこの機会は、理解啓発のチャンスでもあります。学内に障害学生を支援する体制があること、様々な学生が共に学んでいること、支援を担う学生を募集していることなどを伝えたり、パンフレットやガイドブックを配布するなどして、サポート体制の周知を図ります。聴覚障害学生本人から、サポートの状況や支援者の必要性をスピーチしてもらう方法をとっている大学もありますが、その場合には学生本人の意志や心理的な状況を十分把握した上で行います。

→参照 TipSheet

⑩授業における教育的配慮

◆チューター制度とは

大学等で「チューター」として登録された学生が、研究や学習、生活面について支援を必要としている学生に対して、個別に指導や助言、サポートを行う制度。外国人留学生への生活支援、学習補助や、語学など特定分野での個別指導、障害学生への支援などに活用されている。

→参照 TipSheet

⑩聴覚障害学生の心理的支援

→参照 TipSheet

⑬補聴援助システム

配慮の依頼

聴覚障害学生への配慮といっても個々の学生によってニーズは様々です。聴覚障害学生の中には、支援の必要性や有効性に気づいていない場合も往々にして見られます。学生生活の中で聴覚障害学生自らが支援に関心を持つ機会をとらえることも、周囲の配慮といえるでしょう。

聴覚障害学生の意向が見えたところで、履修している授業に出席する際、最低限必要となる配慮事項については、教職員に周知しておきます。内容は学生本人と確認して作成します。たとえば、試験やレポートに関する告知は板書する、FM補聴器を使用する学生の場合はマイクをつける、などです。これらの事項は支援担当職員から伝達するのが望ましいですが、学生と教員が直接話をするのも理解と協力を得るきっかけにもなるため、状況に応じて直接的な関わりをうながすことも必要です。

また情報保障支援が実施される場合には、支援者に対する事前資料の提供が情報保障の質を高めることに役立ちますので、配慮に加えたい事項です。

教員への依頼や連絡は、教務課や学部事務室が担当するケースが多いようですが、非常勤講師が講義を担当するケースでは教員間の依頼がよい場合もあります。学生課と教務課とで役割分担が明確な場合は、聴覚障害学生と教員とのスムーズなパイプ役となれるよう、担当者同士が連絡を密に取り合い、情報の共有に努めることが大切です。

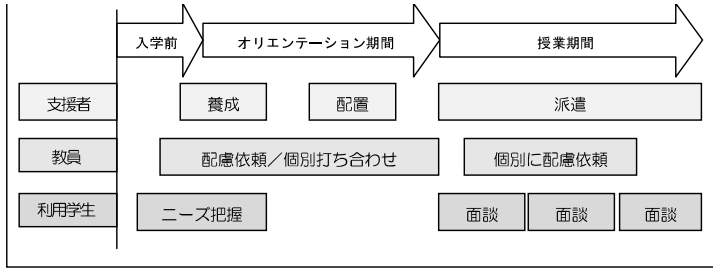
このような教職員側の理解と配慮があってこそ、手話通訳やノートテイクといった情報保障支援が効果的なものとなります。基本的な支援の基盤ができた上で、さらに支援体制を充実させていく取り組みが必要となってくるでしょう。

16 学期初めのコーディネート業務

日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）事務局

はじめに

新年度の始まりにあたる4～5月や、後期の準備をする8～9月は、授業支援に関わる業務が集中します。ここでは、具体的な業務内容について述べていきます。なお、入学前から入学直後までの支援方法については「入学当初のサポート」シートを参照してください。



〈学期初めのコーディネート業務の流れ(前期の場合)〉

授業における支援を始める際は、①教職員による指導方法の配慮や事前の環境整備、②情報保障支援、の両方の視点をもって、どのような支援や配慮が必要なのを見極めることが大切です。双方が充実することによって初めて、質の高いサポートが実現すると言えます。以下、それぞれの内容について説明していきます。

教員による配慮や環境整備

(1) 教職員への働きかけ

各授業や専攻に共通する配慮の依頼事項は、書面やパンフレットにまとめて一斉に周知すると効果的です。聴覚障害学生の置かれた状況や情報保障支援の役割、教員が配慮すべき事項などを伝え、全学の意識向上を図ります。

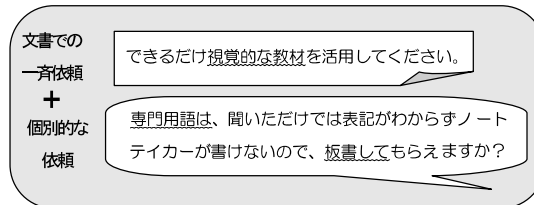


図1

また、「授業のこんな場面ではこういう配慮をしてほしい」と具体的な事項を学生から直接伝えることで、教員との距離が縮まりよりよい関係作りに発展することもあります。図1の例のように、全体的な働きかけと個別的なかわり、それぞれのよい面を生かしながら、教員を巻き込んだ支援体制を形成することが望ましいでしょう。

年度当初に、聴覚障害学生支援に関する教職員研修を実施するなど、全学的に取り組む大学も出てきています。

(2) 授業担当教員との打ち合わせ

個別的な対応の1つとして、教員と聴覚障害学生、支援担当職員が事前に顔合わせをし、どのような配慮を行うかを協議するのが効果的な方法です。最低限、次に挙げるような授業では、事前打ち合わせを計画しましょう。

※近年はFD（Faculty Development）で障害学生支援を取り上げる大学も増えている。

→参照 TipSheet

⑩授業における教育的配慮

＜教員との事前打ち合わせが有効な授業例＞

- ・実験や実技など実習を伴う授業
- ・語学の授業
- ・学生による議論や発表を伴う授業
- ・学外に出て実習などをする授業
- ・支援者が十分な予習を必要とする専門的な授業 等

図 2

＜打ち合わせ事項＞

- ・授業の進め方の確認
- ・教員の配慮としてどんなことが必要かを検討
- ・情報保障に工夫が必要となる場面・状況を把握
→状況に適した情報保障手段、支援方法の検討

図 3

＜参考文献＞

「大学ノートテイク支援ハンドブック」(2007) 日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク 情報保障評価事業グループ (人間社)

情報保障支援の準備

(1) 募集～養成

情報保障支援を必要とする授業がどのくらいあるのかを把握できたら、ノートテイクやパソコンノートテイクなどの支援者を確保します。情報保障支援を行う人材の養成は、前年度末(前学期末)に実施しておくことが望ましいですが、無理な場合は、支援が速やかに開始できるよう、できるだけ早い時期に実施します。オリエンテーションの場や資料配布を通して、広く呼びかけるとよいでしょう。

養成講座での指導内容

- ◆聴覚障害と情報保障についての理解
- ◆ノートテイクの基本的な書き方
- ◆支援活動上のルールとマナー
- ◆ノートテイクの応用練習

図 4

ノートテイクやパソコンノートテイクを行うには、一定の知識と技術が必要とされます。単に必要な人数を確保すれば支援ができるというわけではありません。あわただしい時期であっても、時間をきちんと確保して養成することで、支援体制の充実につなげることができます。

(2) 登録

養成した人材が速やかに支援活動に入れるよう、講座の際に登録用紙を用意しておき、必要な情報を記入してもらうとよいでしょう。(図 5 参照) 支援担当職員は、一人ひとりの技術の習得度を把握しておくことも大切です。

＜登録時の記入事項＞

- ・所属、学年、専攻
- ・空き時間
- ・履修済みの外国語、専門科目、資格関連授業など
- ・これまでの支援経験(情報保障手段、担当授業)
- ・その他得意分野
- ・連絡先(メールアドレス、緊急連絡先)

図 5

(3) 支援者の配置(シフト作成)

まず、支援に関するガイドラインを決定しておきます。支援者が過度の負担を負うことなく活動し、聴覚障害学生が利用しやすい支援を運営していくためには、必要最低限のルールを設ける必要があります。また、支援経験を蓄積する中で新たにルール作りを進めていくことも必要です。以下に具体例を挙げます。

○支援者の身分保障に関すること

- ＜例＞原則として90分の授業を2人で担当する
- ・支援活動は、1日1人1コマとする
 - ・支援活動は、週に1人2コマまでとする

○連絡体制に関すること

- ＜例＞体調不良等で支援に入れない(又は遅れる)場合には決められた方法できちんと連絡をする
- ・支援上の相談があれば、担当職員に連絡する

どの授業に誰を配置すればよいかを決めるには、様々な判断材料が必要です。時間の都合だけでなく、登録用紙に記載された情報をもとに適切な配置をしていきます。

授業開始後のコーディネート

(1) 授業における情報保障支援の運営

支援者の配置が決定し、授業が開始すると、担当者の仕事は一段落したと思われがちです。しかし実際には、図6に挙げるような細かな業務の積み重ねによって、日々の円滑な支援は支えられています。特に、初回の支援の前後には、丁寧な対応が必要になります。

(2) 聴覚障害学生のニーズ把握

入学後に様々な経験を重ね知識を増やしていくことで、聴覚障害学生の支援に対する意識やニーズは変化していきます。支援開始当初、学期中盤、長期休業前等の機会を捉えて、こまめに面談する機会を設けましょう。

時には支援方法を見直す必要が生じるかもしれません。大切なのは、次に何が必要なのか、どんな支援なら実施可能なのか、利用学生と支援担当者が課題意識を共有できる関係作りです。

(3) 次学期に向けて

日々の支援を運営しながら、同時に長期的な計画を進めていくことも必要です。学期末に支援者と利用学生との懇談会を企画したり、ノートテイクのスキルアップ講座を開いたり、教職員の研修、追加予算の申請、他大学からの情報収集など、その先の支援も視野に入れて、準備を進めるとよいでしょう。

支援担当者の留意事項

支援に関わる業務は、細やかな対応が求められ、かつ毎日続いていくものです。1人の職員が抱え込むと負担が偏るだけでなく、出張や休暇で不在のときに支援が機能しなくなってしまうという問題が生じます。そうならないために、日ごろから複数の担当者、複数の部署で情報を共有することが大切です。こうした連携が、全学的な安定した支援体制への第一歩となります。

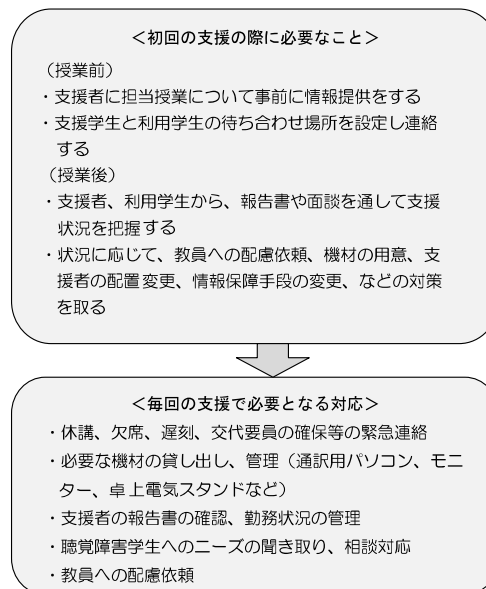


図6

→参照 TipSheet

⑭聴覚障害学生支援におけるコーディネート業務

→参照 TipSheet

⑯聴覚障害学生の心理的支援

17

障害学生支援の財源について

金澤 貴之 (かなざわ たかゆき) 群馬大学 教育学部障害児教育講座 准教授

公的な財源

高等教育機関に学ぶ障害のある学生のための支援の経費について、平成17年05月12日に開かれた参議院文教科学委員会で、文部科学省高等教育局の石川明局長は以下のように答弁しています。

「国立大学につきましては、従来よりノートテイクや手話通訳の配置など教育上の特別の配慮を行うための所要の予算措置を講じておりまして、法人化後におきましても、これらの経費を含め、運営費交付金を措置しております。また、私立大学につきましても、私立大学等経常費補助金の特別補助におきまして、障害者に係る人的なサポートを含めた支援措置について、各大学の障害者の受入れ人数等に応じて補助金を措置しておるところでございます。」

補助の額は状況によって異なりますが、2つの点に注意を払っておくことが必要です。1つは、支援に必要な額が十分に予算化されるとは限らないということ、そしてもう1つは、聴覚障害学生が入学してきた時点ですぐに支給されるわけではないということです。

1人の聴覚障害学生が受講する授業に2人のノートテイクで情報保障を行おうとした場合、仮に半期に週10コマの授業を受講したとすると、時給800円の謝金として、年間72万円必要になります。これに加えて、コーディネーター担当者の謝金や通訳用パソコン等の費用も必要でしょうから、聴覚障害学生1人に対し、年間120万程度の予算は必要になるでしょう。

それに対して、国立大学法人の場合、運営費交付金の特別教育研究経費（障害学生学習支援等経費）中で計上されている予算は、聴覚障害学生1人につき初年度63万円、次年度以降30万円ですから、必要な額の半額にも満たないのが現状です。

一方、私立大学等経常費補助金の特別補助の場合、算出方法が多少複雑です。特筆すべき点として、平成18年度から、支援体制を整備している大学ほど、補助される額が高くなるように変更されました。このことは、学内で障害学生支援の体制を整備していくのにあたって、全学的な合意を形成していく際の、有力な根拠としても活用できるでしょう。具体的には、障害学生の人数によって算出された基本額に対して、障害学生に対する具体的な配慮の状況に基づいて算出された調整率（最大200%）を掛け合わせて、補助額が決定されるというものです。

例えば3人の障害学生が在学している場合、基本額は「1～5人の場合」に該当し、150万円となります。それに加え、支援体制として、ノートテイクなど授業場面での支援を行っている（3点）、学生ボランティアなどの支援者の育成に取り組んでいる（1点）、障害学生支援室などの専門部局を設置している（1点）、相談員を配置している（1点）、…と、支援体制が点数化されます。仮に総点が6点であれば、「調整率140%」に該当し、補助額は210万円となります。

ここで留意すべき点は、「配分された補助金の範囲で支援を行おう」という考え方では、時間的にも金銭的にも間に合わないおそれがあるということです。そのため、まずはいかにして学内予算の中に「必要経費」として計上するかを考える必要があります。

支援体制の立ち上げに必要なこと

障害学生支援の難しさの1つとして、まだ予算が確定していない時期から支援体制を構築しなければならないという点があげられます。特に初めて聴覚障害学生を受け入れた大学の場合、早急に支援体制を作り上げつつ、予算申請の作業を進める必要があります。

まず、入学手続きをした者の中に聴覚障害学生がいることが分かった時点で、速やかに本人と連絡を取り、必要な支援内容についての検討を行い、一年間の支援の計画を立てます。大学院生の場合など合格発表が秋頃の場合は時間的な余裕があるかもしれませんが、3月に合格が決まる場合は、1ヶ月の間に支援体制を作らなければなりません。

※「日本私立学校振興・共済財団」

http://www.shigaku.go.jp/g_home.htm

→参照 TipSheet

②支援体制の組織化のプロセス

入学予定の聴覚障害者本人との相談の上で、必要な支援体制の青写真が描けたら、4月の入学式やオリエンテーションに間に合わせるために、速やかに支援者を募ると同時に、年間に必要な予算を確保する必要があります。履修する授業のコマ数が確定するのは、実際には入学後になりますので、まずは概算として3月までに予算案を作成し、予算確保の要望書を、学内、あるいは学部内のしかるべき委員会（教務委員会など）に提出しておくことが重要です。

この上で、これらの予算が確定するまでの間は、とりあえず「ボランティア」という形で人員を確保し、予算化が実現され次第、「アルバイト」に切り替えて謝金を払うような方法をとる大学もあるようです。

また、特に初年度、配分額が確定されるまでは、必要な物品等を購入することができず、苦勞することがあります。そうした問題を最小限にするために、できれば配分決定前の予算執行を認めてもらうよう、学内の合意を取り付けておきたいところです。

個人予算を充当することの是非

予算が比較的潤沢にある教員が障害学生の担当教員となった場合、しばしば、個人に割り当てられた予算でノートイカーへの謝金やノートイカー用のパソコンの経費を工面しようとするケースが見られます。確かにそれも、障害のある学生をなんとかしてあげたいと思う「親心」の表れといえるかもしれませんが。

こうした方法は、当座の問題を乗り切る際には有効かもしれませんが、あくまで「一時しのぎ」的な方法で行われるべきものであり、継続的になされる方法としては勧められるものではありません。

なぜなら、個人に割り当てられた予算の使用はあくまで研究者個人の裁量に委ねられるからです。たまたまある教員が担当になれば聴覚障害学生支援の必要経費が支出され、他の教員が担当になったら支援がなされないということが起きてきます。

したがって、支援のための経費は組織的な責任の下で支出されるよう働きかけていく必要があるでしょう。

競争的研究資金の活用

競争的研究資金は、研究目的に沿った予算の執行が求められます。したがって、本来恒常的な教育活動の一環としての「障害学生支援」そのものに充当できるものではありません。

とはいえ、「障害学生支援」の内容に関連した研究目的の競争的資金を獲得している場合は、そのために必要な経費の支出をすることが可能です。但し、ここで注意すべき点は、競争的研究資金のほとんどは時限付きの予算だということです。競争的研究資金の期限が終了したら情報保障がつかなくなったということでは困ります。ですから、ここでも慎重な判断が望まれます。

例えば、より質の高い支援体制を構築するための試行的な試みや、これまでの運用のあり方への評価など、通常の支援業務の範囲ではなかなかできないものの、時間やお金に余裕があったら試したいと考えていることに活用されれば、より良い支援体制構築につなげることができます。

障害学生支援を主目的とした競争的研究資金としては、科学研究費などの研究者個人が研究目的で実施するものと、GP等大学機関が組織的に教育活動の一環として実施することが求められるものとがあります。

全く実績がない状態で組織的な研究資金を獲得することは困難ですから、まず第一歩は、複数のメンバーの共同研究の形で、科学研究費や民間の研究助成などの競争的研究資金を獲得し、学内で障害学生支援に関する研究的な実践を積んでいく必要があります。

そうした実績を踏まえて、学内的な合意形成が得られれば、獲得につながる可能性もあるでしょう。

GPの獲得は、組織的に行うことが求められます。具体的には、例えば、障害学生支援に関する授業を開設したり、ノートイカー養成講座を開いたり、学内に支援センターを立ち上げる（これには規模や期間終了後の見通しについて検討が必要ですが）ことなどが考えられます。実際に障害学生支援に関するGPを獲得している例として、筑波技術大学、愛媛大学、広島大学、

日本福祉大学などが挙げられます。

平成19年度からは、障害学生支援を含む、学生支援に関する特徴的な取り組みを行っている大学に、重点的な予算を配分する、「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム（学生支援GP）」を開始しました。平成19年度は、宮城教育大学などが採択されています。

これは、国をあげて、特別なニーズを持つ学生への支援を行っていかうとする姿勢の現れだと思しますので、積極的に活用したいものです。

GPと同程度か、あるいはさらに大規模な予算化を考える場合、概算要求の「特別教育研究経費」への申請が挙げられます。これも、基本的にはGPと同様に、個人レベルではなく機関としての申請になりますので、組織的な運用が求められます。

こうした組織的な競争的研究資金は、結果的に獲得ができなかったとしても、申請すること自体に大いに価値があります。なぜならば、大学での合意形成を経て申請される性質のものであるため、申請書類をあげていく過程で、障害学生支援の意義・必要性について、学内の多くの関係者にPRすることになるからです。その結果、次の別な競争的資金の獲得が容易になる可能性もあり得ますし、学内の支援体制が進んでいくことにもつながるでしょう。

おわりに

予算を申請するためには、その時々で、しかるべきポジションの人から、しかるべき組織に対して、説得力のある書類が提出されなければなりません。そのためにも、組織を良く理解しておくことが重要だと言えます。障害学生支援の財源を確保していく作業と、障害学生支援の組織化を図っていくこととは、まさに表裏一体の関係であるといえるでしょう。

18

聴覚障害学生の心理的支援

吉川 あゆみ（よしかわ あゆみ） 関東聴覚障害学生サポートセンター コーディネーター

さまざまな聴覚障害学生

聴覚障害は、失聴の時期や聴力の程度、受けた教育等によって、その状況が一人一人大きく異なります。それゆえ、コミュニケーション手段も必要なサポートの種類も実にさまざまです。また、同じ一人の聴覚障害者でも、聴力の変動や意識の変化にともなって、必要とするサポートが変わっていくこともあります。とりわけ、手話を習得したり、同じ聴覚障害のある仲間と出会ったりする機会の多い大学時代には、2年間もしくは4年間のうちにめざましく変わっていく聴覚障害学生も見られます。

支援がもたらす心理的葛藤

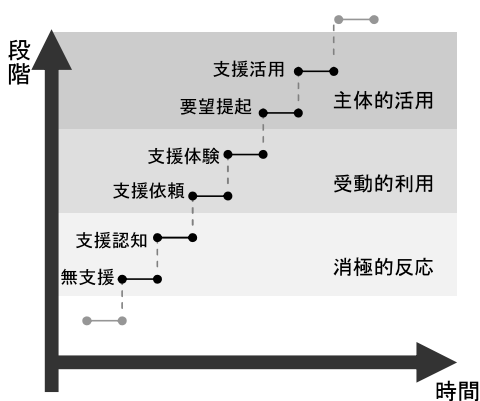
このような過程では、「入学時はほとんど話さなかった学生が楽しそうにおしゃべりするようになった」「サークルのリーダーになった」といった学生相応の成長も見られますが、同時に、「いくらすすめても通訳を依頼しない」「話し合いの席にすら来ない」と、拒絶的な態度を示されることも多々あります。

現時点では、大学に入ってはじめてサポートを受ける聴覚障害学生が大半ですので、未知の経験に対する戸惑いが大きく、最初からスムーズに支援に入っていける学生はまれです。また、サポートを受けて授業を理解できるようになる半面で、サポートによって自分の障害とも向き合わざるを得ませんので、心理的葛藤を避けられません。一年生の時から「自分は聴覚障害がありますのでサポートをお願いします」と意思表示する学生は少数ですし、ましてや「読みにくいからもっと大きな文字にして」「この授業には手話通訳を、あの授業にはパソコン通訳を」と注文する学生は珍しいでしょう。時には勉強が手につかなかったり、それまでの生き方を疑ったりするほどの心理的負担を感じることもさえます。

つまり、授業がわからなくて困っているとはいえ、嬉々とサポートを受ける学生ばかりではないのです。はじめは喜ばれたサポートも時間とともにだんだん要求がレベルアップしていきがちです。必要と思って行なったサポートが必ずしも喜ばれるわけではないところに、サポートの難しさがあると言えるでしょう。

一方で、この時期に良質なサポートを受けることが、聴覚障害学生の精神的成長においてきわめて大切になることも事実です。サポート利用上のルールを守らない、手話以外のコミュニケーション手段を拒むなど、反発的な態度に出会う例も少なからずありますが、そこでの見守りや働きかけが、聴覚障害学生のまわりへの信頼感をかろうじてつないでいくとも言えます。

心理的葛藤から主体性形成へ



聴覚障害学生の支援に対する受け止め方の変化

サポートを受ける中では、具体的にどのような心理的葛藤が生じるのでしょうか。すべての聴覚障害学生が同じように感じ、受けとめているわけではありませんが、大きく以下の3つの段階に分けられ、ステップを追っていく点では共通していると考えられます。

- (1) 消極的反應段階：
支援を躊躇、拒否する段階
- (2) 受動的利用段階：
受け身で支援を受ける段階

- (3) 主体的活用段階：
自ら積極的に活用する段階

(1) 消極的反応段階

- ①無支援：支援があることすら知らない状態です。
- ②支援認知：「手話通訳」「パソコン通訳」等の手段があることを知ります。しかし、高校まで一人で頑張ってきた聴覚障害学生には「自分は人に助けてもらうほど困っていない」「支援がなくてもやっていける」と思いがちです。また、「依頼しようかどうしようか」と迷っているうちに、4年間が終わってしまう学生もいます。

(2) 受動的利用段階

- ③支援依頼：やっと通訳依頼にふみきります。が、ここでも「まわりに聴覚障害を知られたくない」「隅っこの方で目立たないように」等の葛藤を抱えがちです。
- ④支援体験：はじめて通訳をつけてみると多くが「授業ってこんなに面白かったのか！」と感激します。経験を重ねるとともに次第に「もっとたくさん情報を流してほしい」と要求が高まりますが、実際にそれを口に出すまでには時間がかかることが多いでしょう。

(3) 主体的活用段階

- ⑤要望提起：これまで受け身だった通訳に対して、ようやく自ら要望を出します。まさしく、情報保障の「依頼者」から「利用者」に転換していくときと言えるでしょう。それまで我慢を重ねたあまり、強い言い方で要望を突きつける学生も少なくありません。
- ⑥支援活用：通訳者や支援者との距離のとり方を身につけていきます。「この授業にはこの手段を」と判断したり、まわりの先生や友達に配慮してほしいことを適切に伝えたり、通訳者にタイミングをつかんで声をかけたりすることができるようになっていきます。

各段階に応じた支援

それでは、大学としてはそれぞれの段階に応じてどのような支援を心がけたらよいでしょうか。

(1) 消極的反応段階での支援

ある大学では、聴覚障害の新入生に「どのようなサポートが必要ですか」と聞いたとき、「口話でわかりますから大丈夫です」と返ってきました。先生から「入学前に一度授業を見に行ってください」とアドバイスしたところ、「やはり口話ではわかりませんでした」と、実際にどうするか話し合いが進んだとのことでした。

また、他のある大学では、「本人はサポートを断っているが、一度、授業に通訳をつけてみて様子をみたい」と、動いたところ、本人も一年が終わる頃には積極的にようになってきたという例もあります。

本人の拒否する気持ちを受けとめつつも、「いいですね」という言葉をうのみにせず、潜在的ニーズを引き出す丁寧な対応が効を奏した例と言えるでしょう。

(2) 受動的利用段階での支援

聴覚障害学生から「〇〇してほしい」と声があがっていないから大丈夫かなと、安心しがちな時期です。通訳に対してどう感じているか、あらためて話し合おうとすると、なかなか反応を得るのが難しいかもしれません。たとえば、養成講座では実際に通訳する様子を見ながら、聴覚障害学生に「この通訳はどう？」とさりげなく聞くと意外な答えが返ってくる時もあります。本人にとってはやっと出た一言ですので、このときに「でも…」と反論することは避けたいものです。

また、同じように通訳をつけて授業を受けている聴覚障害学生同士で「通訳についてどう感じるか」議論する場があると、なおよいでしょう。自分の思いが個人的な好みによるものなのか、ほかの聴覚障害学生にも共通する感情なのか、見極められるようになります。

(3) 主体的活用段階での支援

ここに来て、ようやく一方的に支援を受ける段階を脱して主体的に動き始めます。不満が噴出しやすいときですが、自分の要求を言語化し始めた証として受けとめていきたいところです。ときには無理難題を突きつけられることもあるかもしれませんが、そのような場合を含めて、全ての要望をのむ必要はありませんが、「無理」と却下するのではなく、「それは〇〇という理由で厳しいけれど、こういう方法はどうか」と、大学として代替案を示すのが大切になるでしょう。

お互いの要望や事情をすり合わせて、建設的に話し合い、折り合っていく過程が、聴覚障害学生にとっても自信となっていくようです。

概して、既存の支援にはない新しい要求を出す学生や、一つの支援に多くを求める学生は、後々、支援を受ける立場から自らも後輩を支援する立場へと回ったり、支援者の養成に積極的に関わったりする例が多くみられます。こども長い目で見守りたいところです。

全段階を通じた支援

日ごろからの関わりだけでなく、全段階を通じて大学と聴覚障害学生が定期的に（年数回）話し合う時間が持たれると、互いへの安心感や信頼感がより深まることでしょう。

大学にとっては、聴覚障害学生の本音を引き出すのは一仕事かもしれません。大学の事情が許せば、数々の聴覚障害者と接してきた通訳者なり聴覚障害者なりを支援スタッフに迎えるのが望ましいでしょうが、それが難しい場合でも、こちらの PEPNet-Japan などのネットワーク等を活用して他大学と情報交換することで「(1) 消極的反応段階での支援」で述べた例のような支援も可能になるでしょう。

強調しておきたいのは、同じ聴覚障害の仲間（ピア）を持つ大切さです。大学生ならば、「全日本ろう学生懇談会」「関東聴覚障害学生懇談会」等で討論会、講演会、キャンプ、スキーなどの企画が行なわれていますので、折をみて「こういう企画があるみたいね」と伝えるとよいかもしれません。卒業後、職場や家庭で何らかの問題が生じたときも、学生時代に培った同じ聴覚障害者のネットワークが大きな救いになってきます。

ケースによっては、まれに、聴覚障害に造詣の深い心理専門家による支援が必要な場合もあります。現時点では、このような専門家は限られていますので、都道府県の聴覚障害者向け情報提供施設に問い合わせるのも一つの方法です。

聴覚障害学生にとって、さまざまなコミュニケーション手段を身につけることが人間関係の幅を広げるように、さまざまな手段の支援を活用していくことが、社会的活動の場を広げていくことになります。社会的活動をより充実させていくためにも、支援によって生じる心理的葛藤を軽減するとともに、質の高い通訳を提供していくこと、きめ細かな支援コーディネートをすることが、非常に大切になってきます。

※「全日本ろう学生懇談会」
<http://zenkon.yu-yake.com>

※「関東聴覚障害学生懇談会」
<http://kankon-web.hp.infoseek.co.jp>

※「特定非営利活動法人 全国聴覚障害者情報提供施設協議会」
京都市聴覚言語障害センター内（地域福祉部）
〒604-8437 京都市中京区西ノ京東中合町2番地
TEL：075-841-8337
FAX：075-841-8312

19

授業における教育的配慮

石原 保志 (いしはら やすし) 筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター 教授

聴覚障害学生への情報保障の意義

聴覚障害学生を対象とした情報保障について「なぜ特別扱いをするのか」といった声を聞くことがあります。しかし聴覚障害学生の立場でみれば、授業に出席しても情報保障がなければ教員等が発する音声が聞き取れず、ただ教室にいただけという状況に陥ります。車椅子の人がスロープなしには建物にアクセスできないのと同様に、聴覚障害学生は情報保障なくしては授業に“参加”することができないのです。学生は当然ながら授業に参加する権利があり、これを保障することは教員や学校の責務です。

全般的な留意事項

●聴覚障害学生のコミュニケーション特性

聴覚障害学生にあっても障害の程度や生育環境によりコミュニケーションの特性には個人差があります。詳しくは他シートに譲りますが、情報保障の具体的な方法は個々の学生に即して検討する必要がありますので、授業に先立ち、学生本人および情報保障者に確認しましょう。

●聴覚障害学生との対話

授業以外の場で聴覚障害学生と対話する際は、通訳を介さず、直接コミュニケーションしましょう。このことは教員と学生との信頼感を高めることにつながります。学生の発話がわかりにくいときは、わかったふりをせず言い直しや筆談を求めましょう。また学生の様子を見ながら話し、伝わっていないと感じたときには躊躇せずに書いて伝えましょう。

●補聴器の限界

重度または最重度の聴覚障害者は、補聴器をつけても話しことばを聞き取ることは困難です。また、一対一の対話では補聴器を介して話しことばを聞き取ることができる学生であっても、離れた距離での話し声や騒音がある中での聞き取りは困難になります。教室では教員と学生が離れているのが一般的で、板書の音、紙をめくる音、学生同士の話し声など様々な音が充満しています。したがって聴覚障害学生が補聴器を装着していたとしても、授業においては視覚の手がかりが必要であると考えべきです。

●学生自身の情報保障に関する意識

障害に対して十分な配慮がある授業に参加したことのない聴覚障害学生の中には、高校までの経験から、授業は分からなくても「仕方がない」、勉強はテキストを使って「自分ひとりで」行うものとする者もいます。しかしテキストに頼らない大学の授業ではそのような訳にはいかず、情報保障の必要性に気付いた時には多くの授業の単位を落としてしまっているということも珍しくありません。このような事態に陥らないよう、新入の聴覚障害学生に対しては、情報保障のある授業を体験したり、情報保障に関わる講習や会議などに参加したりする機会を与え、その有効性や方法について、理解を促すことが肝要です。

●情報保障の役割と範囲

授業内容を学生に理解させることが教員の責務であるとすれば、授業内容を伝える情報保障者はその教員を支援していることになります。授業では、全ての音声情報が情報保障の対象であり、教員の発言のほか、学生の発言や聴覚障害学生自身の発言も保障される必要があります。また冗談や授業内容に直接関係がない挿話なども、授業の雰囲気や教員の人柄を把握する上で欠かせない情報です。このことを念頭に置き、通訳環境には十分に配慮しましょう。

→参照 TipSheet

- ④聴覚障害幼児・児童・生徒を囲む教育環境
- ⑤聴覚障害教育におけるコミュニケーション方法

→参照 TipSheet

- ⑩聴覚障害学生の心理的支援

※情報保障者は必ずしも授業の内容をすべて把握しているわけではありません。ログの確認をするなど、授業の内容が聴覚障害学生に伝わったかを確認することも大切です。

授業における留意事項

(1) 講義形式の授業

●座席位置の配慮

- ・教室前方で、教員、黒板、スクリーンなどすべての視覚情報が見やすく、情報保障者が教員の声を聞き取りやすい場所が望ましい座席です。
- ・情報保障が付く場合は、学生本人と情報保障者とで話し合っ、適切な座席を確保しましょう。

●教員の話し方

- ・いくつもの従属節をともなう文は内容が曖昧になりがちです。不要なことは省き、短い文で話しましょう。
- ・早すぎる話し方はノートテイクや手話通訳者が追いつけません。ややゆっくり、明瞭に、しかし大きすぎでなく自然に、そして文の切れ目で間を空けるように話しましょう。
- ・話者の口の動きから話の手がかりを得ようとする学生に対しては、板書しているときは説明を止め、書き終わってから正面を向いて話しましょう。

●板書

- ・視覚教材が用意されていない部分では、項目やキーワード、新出の専門用語、固有名詞、数式などは書き示しましょう。
- ・授業展開における時系列や文脈が分かるよう板書のしかたを工夫しましょう。
- ・連絡事項や注意事項の板書は聞こえる学生にとっても確認になります。

●資料などの教材とその説明

- ・聴覚障害学生は「聞きながら見る」ことができません。机上の資料と前方の通訳者を同時に見ることも困難です。レジュメや資料の説明をする際は、説明箇所をパワーポイントやOHPで示したり、学生が読む時間を与えた後に説明するようにしましょう。
- ・情報保障者には、配布資料や使用する教材を事前に提供しましょう。

●音声をともなう教材の使用

- ・語学におけるヒアリング教材や音声教材の使用に際しては、文字等に変換した資料などの代替教材が必要です。
- ・教材を使用する際には、教材の音声にかぶって説明をしないようにしましょう。

●映像教材の使用

- ・ビデオは、音声を字幕化するか文字化した資料を事前に渡しましょう。要旨や項目だけでも有用です。
- ・教室は完全に暗転させず、手話通訳やノートテイクが見えるようにある程度の明るさを残しましょう。

●授業の展開

- ・授業の冒頭に、その日の授業で扱う項目を示すことは、聴覚障害学生や情報保障者だけでなく、聞こえる学生の内容理解をもうながします。
- ・授業の最後に授業のまとめや要点を示すことで、学生が授業内容を復習することが容易になるでしょう。
- ・時間配分が適切でない授業、特に授業の後半に時間が足りなくなり授業の進め方を早めるといった授業は、情報保障が追いつかなくなるだけでなく、全ての学生にとって内容理解が困難になります。

(2) ゼミ形式の授業

●座席位置の配慮

聴覚障害学生から全ての発言者が見渡せ、かつスクリーンやホワイトボードおよび情報保障が受けやすい配置を工夫しましょう。

●司会と進行

司会者および参加者は以下の点に留意しましょう。

→参照 TipSheet

⑬補聴援助システム

- ・複数の人物が同時に発言すると、通訳等が付く場合でも情報保障はできません。ゼミでは必ず司会者を立て、一人の発言が終わってから次の人が発言するようにしましょう。
- ・司会者が発言者を指さしたり、発言者に手を挙げてもらうといった方法で、発言者が誰かがわかるようにしましょう。
- ・誰の発言であるかが通訳等を通してきちんと伝わるように、話し始める前に自分の名前を明示するようにしましょう。
- ・通訳にはタイムラグがあるため、中断のない進行では情報保障が追いつかず、聴覚障害学生は発言するタイミングを失います。発言者は、直前の発言が伝わったことを確認してから発言を開始しましょう。
- ・FM補聴器を使用する場合は、発言者にマイクを使って発言してもらいましょう。
- ・司会者は必要に応じ発言の要旨を復唱しましょう。
- ・レポート発表者は、発表原稿や配布資料を用意したり、読み上げる箇所を明示したりするなど、分かりやすい発表方法を工夫しましょう。

(3) 体育などの教室外の授業

●説明と活動

- ・身体活動をしながら説明を聞くことは困難なため、説明と活動の時間を分けましょう。ただし体育などで教員の模範演技を真似ることにハンディはありません。

●指示の伝え方

- ・屋外などの広い場所での指示は、近くにいる聞こえる学生を通して知らせたり、パディシステムを採用するなどの工夫をしましょう。

(4) 実験や実習

- ・実験の時などは指示した物や手順を聴覚障害者が確認する時間を与えましょう。
- ・課題の指示に際しては、実際のデモンストレーションをとまなうと理解が促されます。
- ・聴覚障害が参加することが困難であると思われる実験、実習は、まず補助者を付ける等の措置で参加する可能性を検討しましょう。
- ・聞こえないことで明らかに生命の危険を伴う事柄については、どのような事態が予測されるのかを学生に対して十分に説明しましょう。また危険が予測される活動を除いての参加について、学生とともに検討しましょう。

20

音声認識技術を用いた情報保障

三好 茂樹 (みよし しげき) 筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター 准教授

音声認識とは？

音声認識とは、人が話す音声に様々な工学的処理を施し、文字情報に変換する手法のことです。音声データから母音や子音をそれぞれ順番に判別し、文字に変換してゆく音素レベルの音声認識から発展し、現在では、様々な工夫が施された音声認識ソフトウェアを手頃な価格で入手することが可能です。それらのソフトウェアでは、予め多数の単語を辞書登録しておき、発話された音声の文脈を考慮して、高い認識精度を維持しようとする工夫が施されているのが一般的です。また、更に利用者個人の音声特徴を把握し、音声を矯正しなくてもある程度対応できるような工夫もあります。近年、これらの音声認識ソフトウェアの認識率が向上し、聴覚障害者に対する情報保障手段としての利用が注目されています。しかしながら、大まかに言って、通常の会議や講義での発話スタイルのまま音声認識ソフトウェアを利用した場合にはその認識精度は60～70%台、また未経験者が明瞭に発話するように意識した場合には80%台、ある程度経験を積んで初めて95%前後という高い認識率を実現できるようなになるというのが実情です。

音声認識技術を使った情報保障の手段

コンピュータを利用した情報保障手段で、現在、最も普及している方法としては、複数の入力者が協力しながら入力するパソコンノートテイクが挙げられます。しかし、発話者の発話速度に追従するには、高度の文字入力スキルや連係入力といった協調作業の能力を必要とします。また、キーボードの文字入力速度は、通常は発話速度に遥かに及びません。

最近注目されている音声認識技術は、高度な技能に頼らずに、発話速度に追従することができる手法として期待されています。しかし、音声認識ソフトウェアからの出力結果には、必ず誤字脱字が含まれるなどの問題があり、後で述べますが、利用にあたっては注意を必要とします。

そのため、現在のところ、聴覚障害学生の情報保障として音声認識技術を実験的に利用する場合は、認識精度を上げるために、教員等の発言内容を繰り返し発話する、すなわち「復唱」すること、さらに音声認識ソフトによって得られた文字データを「校正」することが不可欠です。

音声認識ソフトウェアを使った情報保障では、具体的には次のような手順で実施します。まず、復唱担当者が教員の音声を聴取し、その内容を復唱します。復唱された音声を、音声認識ソフトウェアが稼働しているパソコンに入力し、字幕結果を取得します(図1)。

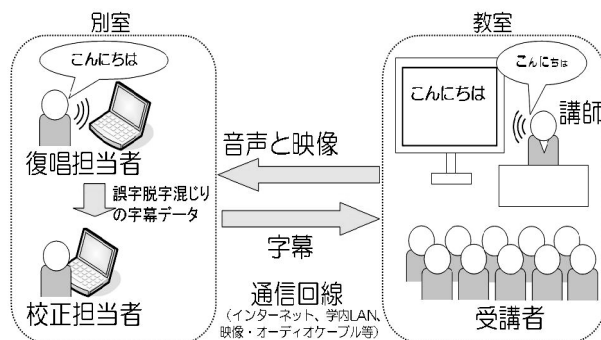


図1 情報保障者が別室で字幕作成作業を実施

その字幕を校正担当者に送り、誤字脱字を直します。校正を受けた字幕は、最終的に聴覚障害学生に提示されます。復唱は複数名で担当し、数十分毎に交替しながら行うこともあります。

復唱担当者は、音声を使って文字を生成するわけですが、教室内での教員や学生以外の「発話」は授業進行の妨げになるために、通常、別室での作業となります。そこで、学内LANを利用

※音声認識ソフトウェアは、現在以下のようなものがあります。

- ・AmiVoice ES 2008 (マイク別売)
http://www.mc2-ltd.jp/amivoices2008.html
- ・Dragon NaturallySpeaking 2005 Professional 日本語版
http://japan.nuance.com/naturallyspeaking/professional/
- ・ViaVoice Academic 10.5 日本語版
http://japan.nuance.com/viavoice

※口や鼻を覆うタイプのマイク
クロホン The SmartMic
[http://www.talktech.com
/pages/products.html](http://www.talktech.com/pages/products.html)

※「音声認識同時字幕システム構築マニュアル」(仮)を
PEPNet-Japan ウェブサイ
トにて公開予定

※周囲からのノイズに強い
マイククロホン AT810F
[http://www.audio-technica.
co.jp/products/mic/at810f.
html](http://www.audio-technica.co.jp/products/mic/at810f.html)

した通信システムや音声・映像ケーブル等を利用して、教室からの音声・映像を別室で受信するしくみが必要となります。

一方、口や鼻を覆い、音声漏れないような工夫を施したマイクロホンを利用することで、復唱担当者が教室内で作業を実施できる方法もあります。このマイクロホンの場合、通信システムが不要な反面、声を作る口周辺を拘束するため、明瞭な発声を維持するのにコツが必要となります。

音声認識技術を用いた情報保障システム

次に、復唱担当者と校正担当で字幕作成作業を行う場合に、最低限必要となるシステムの構成について説明します。

〈復唱者用パソコン〉 音声認識ソフトウェア・連係作業用ソフトウェア (認識結果を校正者用パソコンへ送る機能)

〈校正者用パソコン〉 連係作業用ソフトウェア (認識結果を受け取る機能・校正作業が実施できる機能・校正済みの字幕を表示用パソコンに送る機能)

〈字幕表示用パソコン〉 連係作業用ソフトウェア (校正済みの字幕を表示する機能・必要に応じて、プロジェクタ等に接続)

〈ネットワーク接続機器〉 LANケーブル、HUBなど

〈その他〉 マイクロホン、ヘッドホンなど

まず、復唱担当者用のパソコン上には、音声認識ソフトウェアが必要となります。また、その出力結果である誤字脱字混じりの文字データを、校正担当者に送るためのソフトウェアも必要です。同様に、校正担当者には校正用のソフトウェアなどの仕組みが必要となり、また、最終的な表示を行う仕組みも必要となります。この仕組みには様々なものがあり、特に校正作業を効率的に実施するための工夫は多様です。

音声・映像の通信システムにおいては、教室と作業を行う部屋が遠い場合、インターネットや学内LANを利用するフリーの通信システムや独自のシステムを利用して実施します。教室と作業を行う部屋が近い場合には、ケアレスミスを防ぐ上でも、映像・音声ケーブルで接続する方が利点が多いでしょう。

現状と問題点

(1) 復唱担当者に求められるスキル

音声認識ソフトウェアを利用する都合上、字幕作成の品質や量は、その認識率によって大きく左右されることとなります。現在のところ、認識率は最高で95～97%程度ではありますが、復唱担当者が音声認識に適した発話を行えなかった場合や、初めて利用する場合、著しく認識率が低下することが少なくありません。著しく低下した場合には、校正担当者の負担が増え、複数人での対応が必要になることもあります。そのため、音声認識を用いた情報保障では、この復唱担当者として声を扱う職業、例えばアナウンス経験者や司会業経験者の方が担当するケースもあります。

また、復唱担当者の重要なスキルの一つに音声認識ソフトウェアに適した「話し方」をすることが挙げられます。具体的には、比較的淡々と流暢に文単位で発話する必要があります。感情を込めたり、間を意図的に取ることで聞き手側の内容理解や情景の想像を促すような“朗読”的な方法とは全く異なる「話し方」となります。発話の際、口籠もったりした場合には、正しい認識結果は期待できません。そのため、同一の内容を再度発話し直すなど、校正担当者の負担を減らすような工夫も求められます。

他に重要なスキルとして復唱技能が挙げられます。この復唱の際に、問題となるのが聴取すべき教員の音声と復唱担当者自身の音声の混合です。復唱担当者は、この混合した音声を聴取しなければならないのですが、これが復唱作業そのものを困難にする原因となります。このような困難さを技術的に補う方法として、遮音性の高いヘッドホンの利用によってある程度軽減できるという報告もあります。また、口や鼻を覆うタイプのマイクロホンの利用によっても、

同様の効果が期待できます。

このように復唱担当者のスキルが重要になるわけですが、スキルを養うために大きな負担が伴うのであれば、人材の確保が困難になることでしょう。工学的な機器で補えるタスクは機器にまかせ、どうしても人がしなければならないタスクのみ集中的にトレーニングし、スキルを身に付けられるように情報保障を担う者の負荷の軽減が急務と言えます。

(2) 誤認識と字幕の読みやすさ

ところで、音声認識ソフトウェアの利用時に発生する誤字脱字には、次のような例がありません。

教員の音声：「この魚はいくらですか」

音声認識結果：「この坂俳句らですか」

源音声を聴取できない聴覚障害学生が上記の変換結果を見て、正しい情報を推測することは不可能でしょう。聞こえる校正担当者であっても、このような「てにをは（助詞）」と単語を巻き込んだ誤変換を校正することは困難が伴います。

また、口語的な表現で発話される教員の音声を、比較的忠実に字幕化することによって、授業の雰囲気まで正確に伝えられるようになる反面、口語的な表現で忠実に字幕化することによる「字幕の読みづらさ」の問題もあります。聴覚障害学生が受けてきたそれまでの情報保障環境や日本語の習得度に応じた配慮も必要かも知れません。

情報保障における音声認識技術の今後

音声認識ソフトウェアは、各個人の音声特徴を登録することで高い認識率を維持しようとしています。現在、不特定話者への対応や口語的な表現への対応等を視野に入れ、各社は開発を進めているようです。この目標が実現すれば、「話し方」のトレーニングなども負担が減少し、それに応じて、「教員自身が直接使用する」方法のように、「復唱」や「校正」といった音声認識による情報保障の実施体制も変わることでしょう。現在でも幾つかの教育機関等で教員の音声をそのまま音声認識ソフトウェアに入力し、字幕提示を実施するという試みがありますが、授業実施中に理解できる正確な字幕としては難点があると言えるでしょう。

また、他の情報保障手段との比較や位置づけも、まだ不明瞭な点が多いのが現状です。実施時のコストや養成に要するコスト、字幕の情報量や品質など、様々な面での調査も必要です。今後の音声認識ソフトウェアの技術動向に注目しながら、その都度、情報保障手段としての有効な利用方法について検証していくことが重要でしょう。

21 支援体制の組織化のプロセス

岩田 吉生 (いわた よしなり) 愛知教育大学 教育学部障害児教育講座 准教授

全学的な支援を行う意義と必要性

近年、大学・短期大学等の高等教育機関（以下、大学等）における聴覚障害学生の在籍数が増えるに伴い、新たに情報保障や相談対応などの各種支援を行う機関が着実に増加しています。しかしながら、聴覚障害学生が在籍する機関のすべてで支援が行われているわけではなく、何も行われていない機関も数多く存在します。

高等教育機関で学ぶ聴覚障害学生は、情報保障を始めとする支援がないと、授業が理解できない・実験や実習等でうまく活動できない等、様々な点で困難を感じます。そこで、大学等で聴覚障害学生の支援体制を立ち上げたいと思っても、聴覚障害学生本人には何から始めれば良いかさえ分からず、十分に大学等に説明できないことが多いものです。また、聴覚障害学生への支援を、友人、家族、教員（学生の担任等）らが個々で行うのは、負担が大きくなり限界があります。

大学等には、聴覚障害学生が他の学生同様に学ぶことのできる環境を整える責任があります。つまり、障害学生支援に関する学内の規程・要項等を策定し、全学的な支援体制を運用していく義務があると言えるのです。

支援体制の組織

支援体制の組織に関しては、大学の規模により、学生中心・事務中心など様々なパターンがみられます。一例として、機関内の組織図の例を示します。（図1）

構成員は、聴覚障害学生支援のコーディネートを担当する事務職員を中心として、聴覚障害学生、支援者、執行部・教員・他の事務職員などの大学職員らで組織化され、各担当員がそれぞれの役割を担います。

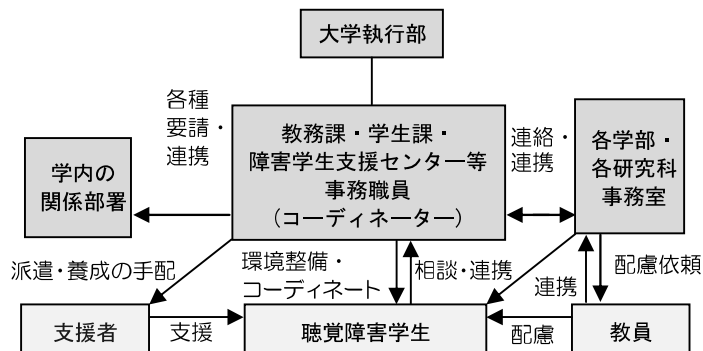


図1 機関内の組織図の例（注：「聴覚障害学生支援システムができるまで 第2集」I大学の組織図を参考にして作成した）

執行部が支援体制の組織化の意思決定を行い、学内の意思伝達は、コーディネーターが在籍する部署の事務職員を中心として聴覚障害学生・支援者・教員・関係部署に図られます。支援業務は様々な部署にまたがることが多いので、支援体制の全学的な組織化が必要となります。中には、障害学生支援に係わる部署以外に、障害学生支援センターなどを立ち上げる機関もあります。また、コーディネーターは、事務職員が他の職務と兼任するケースが多いのですが、支援業務の負担を考慮すると、聴覚障害学生支援に精通した専門性のある専任の職員を配置した方が望ましいといえます。

予算

学内で聴覚障害学生の情報保障支援を推進していくためには、予算の確保が重要です。ノートブックを実施する場合、まず支援者養成にかかる経費や、支援者が使用する消耗品等の購入、支

〈参考文献〉

「Access！ 聴覚障害学生支援 DVD ①「学び」を支える大学づくり」

日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）

「資料集 聴覚障害学生支援システムができるまで」

日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）

「資料集 聴覚障害学生支援システムができるまで 第2集」

日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）

〈参考文献〉

「資料集 聴覚障害学生支援システムができるまで 第2集」P. 38～41

援者への謝金などを確保しなければなりません。また、OHCやノートパソコンによるノートテイクを行う場合、高価な機器を購入する必要があります。さらに、学外から専門的な支援者（手話通訳者・ノートテイカー）の派遣を要請する場合は、派遣団体の規程にあわせた謝金と交通費を予算化しておく必要もあります。

予算確保の方法等は、TipSheet⑱「障害学生支援の財源について」を参考にしてください。大学等によってその方法は異なりますが、支援体制に応じた予算措置と予算確保の取り組みが必要となります。

支援体制立ち上げの流れ

(1) 聴覚障害学生の入学前

1) オープンキャンパスおよび入試説明会

最近では、各機関において、受験生とその保護者・高校の進路指導教員を対象としたオープンキャンパスが開催されています。また、入試課職員が、全国の主要都市を回り、入試説明会を開催する機関も増えています。このオープンキャンパスおよび入試説明会では、機関の概要の説明を行うとともに、受験生の個別の相談にも応じています。聴覚障害のある受験生の参加の申し出があれば、入試課を中心とした担当職員は、可能な限り、情報保障の支援を行う必要があります。また、聴覚障害の受験生が参加した場合、担当職員が、現在の学内支援の現状と入学後の対応について説明を行う必要があります。各機関において、聴覚障害学生支援の実績がなく、担当部署の職員がその場で適切な説明ができない場合は、後日当該の受験生に連絡する旨を伝え、学内で新年度に聴覚障害学生が入学した際の支援事業の在り方について検討します。

聴覚障害のある受験生は、入学を希望する高等教育機関を選定する際に、案内・パンフレット、ホームページ、入試募集要項などを参考にしています。そのため、各機関の職員は、各種コンテンツに障害学生支援の説明を記述したり、入試募集要項に受験の際の相談や配慮事項について記述しておきます。

2) 聴覚障害学生の入学試験前後

①入試相談会

聴覚障害のある受験生が、入学試験において不利になることがないように、試験を受ける上で必要な支援を行う必要があります。受験を希望する聴覚障害のある受験生に対しては、事前に入試相談会を開催して、受験生本人から具体的な支援内容について説明や質問のできる場を設けます。入試相談会で受けた受験生からの質問・相談事項は、入試課職員から他の部署に連絡します。聴覚障害学生の各種支援に関して、検討し始めるのは入学決定後ですが、あらかじめ、学内の教職員に情報を伝達しておいた方が早期に対応しやすいでしょう。

②入試出願書類

入試出願書類に「聴覚障害」の記述がある受験生がいた場合、入試時には配慮の申請がなくても、入試課職員は配慮の必要性を本人に確認を行っておく必要があります。その際、他の部署にも連絡を行っておくとよいでしょう。

(2) 聴覚障害学生の入学の決定前後

1) 入学手続きの際の対応

入学手続きの際に、聴覚障害学生から入試課職員に、入学後の支援に関する質問や要望が出されることがあります。このとき、入試課職員に聴覚障害学生支援について知識がないと、質問及び要望の内容をその場で把握できません。その場合、入試課課長や他の関係部署に連絡が伝わらず、各課での十分な支援の検討ができません。そのため、聴覚障害学生・保護者・高校の進路指導担当教員からの質問や要望は、入試課職員が詳細に記録しておくか、場合によっては、学生から要望書等を提出してもらったもの良いでしょう。

2) 支援体制構築の検討

聴覚障害学生の入学が決定した後、入試課は、再度、他の関係部署に連絡を行います。その後、執行部は入試課および他の関係部署と会議を開き、支援体制構築の検討を行います。検討

を行う際には、事前に聴覚障害学生に、入学後の修学支援に関するニーズを十分に尋ねておくようにしましょう。

支援体制構築に関して、聴覚障害学生入学後に
早急に検討すべき基礎的事項

機関執行部

障害学生支援委員会などの新設もしくは教務委員会や学務委員会内の部会の設置の検討、支援担当部署の設置・専門職員や兼任職員の配置など

財務課

情報保障者の謝金・情報保障の備品や機材の購入資金など

教務課

入学ガイダンスや講義の情報保障・実習等の配慮など

総務課

入学式の進行と情報保障の検討など

学務課

支援学生の募集の方法・学生寮の入寮場合は備品や機材の検討など

保健管理センター

聴覚障害学生の聴力の把握・心理カウンセリングなど

支援体制構築に関して、各関係部署で早急に検討すべき基礎的事項を左表に示します。

聴覚障害学生支援に関しては、学内の様々な部署が係わることとなります。そのため必要なこととして、第一に、各種業務を統括する関係部署を決めておきます。その際には、障害学生支援業務を行う担当職員を配置することが重要です。

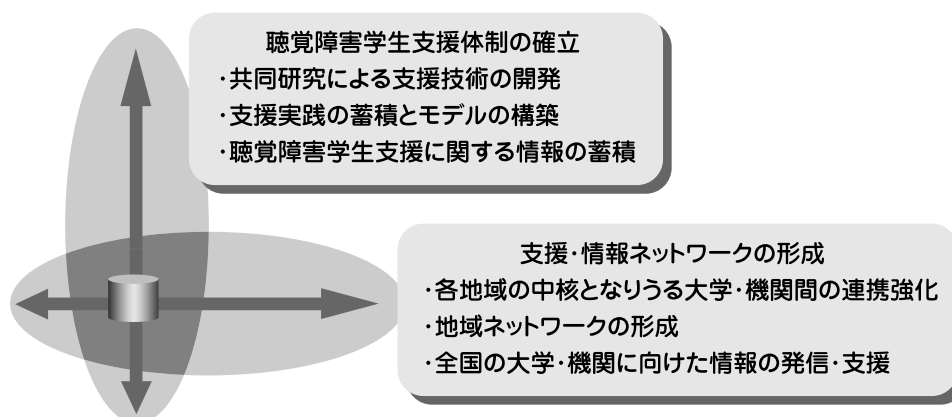
第二に、事務職員だけでなく、教員に対しても各種委員会などで聴覚障害学生の入学に関する報告を行い、周知を図っておくことです。障害学生の入学に関して、理解のある教員がいれば、授業における修学上の問題点を発見し、その問題への対応を考えておくことができます。授業における情報保障の制度を検討していくには、授業を担当する教員の意見は必要不可欠なのです。

Blank lined area for writing notes.

日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）について

The Postsecondary Education Programs Network of Japan

日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）は全国の高等教育機関で学ぶ聴覚障害学生の支援のために立ち上げられたネットワークで、事務局がおかれている筑波技術大学をはじめ全国の大学・機関の協力により運営されています。高等教育支援に必要なマテリアルの開発や情報保障者の養成プログラム開発、シンポジウムの開催などを通して、聴覚障害学生支援体制の確立および全国的な支援ネットワークの形成を目指しています。



連携大学・機関（17大学・機関）

- ①札幌学院大学 バリアフリー委員会
 - ②宮城教育大学
 - ③みやぎ DSC
 - ④関東聴覚障害学生サポートセンター
 - ⑤放送大学 ICT 活用・遠隔教育センター
 - ⑥群馬大学
 - ⑦金沢大学 教育開発・支援センター
 - ⑧静岡福祉大学 障害学生支援委員会
 - ⑨愛知教育大学
 - ⑩日本福祉大学 障害学生支援センター
 - ⑪同志社大学 学生支援センター
 - ⑫立命館大学
 - ⑬関西学院大学
 - ⑭広島大学 アクセシビリティセンター
 - ⑮愛媛大学
 - ⑯福岡教育大学
 - ⑰筑波技術大学
- （平成21年4月1日現在）



日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）事務局

〒305-8520 茨城県つくば市天久保4-3-15 国立大学法人 筑波技術大学
 障害者高等教育研究支援センター（担当：白澤麻弓）
 TEL/FAX 029-858-9438 URL <http://www.pepnet-j.org>
 Eメールアドレス pepj-info@pepnet-j.org

執筆者紹介 (50音順)

石原 保志 (筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター 教授)
岩田 吉生 (愛知教育大学 教育学部障害児教育講座 准教授)
太田 富雄 (福岡教育大学 附属特別支援教育センター 教授)
太田 晴康 (静岡福祉大学 社会福祉学部 教授)
大沼 直紀 (筑波技術大学 前学長)
金澤 貴之 (群馬大学 教育学部障害児教育講座 准教授)
倉谷 慶子 (関東聴覚障害学生サポートセンター コーディネーター)
白澤 麻弓 (筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター 准教授)
埜田 和史 (滋賀医科大学 医学部社会医学講座衛生学部門 准教授)
立入 哉 (愛媛大学 教育学部特別支援教育講座 准教授)
土橋恵美子 (同志社大学 学生支援センター 障がい学生支援コーディネーター)
中島亜紀子 (筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター 技術補佐員)
根本 匡文 (筑波技術大学 名誉教授)
三好 茂樹 (筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター 准教授)
吉川あゆみ (関東聴覚障害学生サポートセンター コーディネーター)

日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク (PEPNet-Japan)

「トピック別聴覚障害学生支援ガイド」— PEPNet-Japan TipSheet 集」編集グループ

白澤 麻弓 (筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター 准教授)
松崎 丈 (宮城教育大学 教育学部特別支援教育講座 准教授)
磯田 恭子 (筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター 特任研究員)
松井美奈子 (筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター 特任助手 (前職))
中島亜紀子 (筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター 技術補佐員)
萩原 彩子 (筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター 特任助手)

発行日：2008年10月26日 初版

2008年12月1日 第2版

2009年5月28日 第3版

編集：日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク (PEPNet-Japan)

「トピック別聴覚障害学生支援ガイド」— PEPNet-Japan TipSheet 集」編集グループ

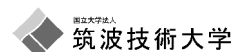
発行：筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター

〒305-8520 茨城県つくば市天久保4-3-15

TEL/FAX 029-858-9438

ISBN：978-4-9904374-0-4

本事業は、文部科学省特別教育研究経費による拠点形成プロジェクト (筑波技術大学) の一部です。





PEPNet-Japan TipSheet集

日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク

PEPNet-Japan